

第3期八百津町
子ども・子育て支援事業計画
案

令和7年1月
八百津町

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨・背景.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画の期間.....	2
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状	3
1 統計による八百津町の状況.....	3
2 アンケート調査による八百津町の現状	10
3 八百津町の現状・課題	32
第3章 計画の基本的な考え方	36
1 子ども・子育ての基本理念.....	36
2 基本目標	37
3 施策の体系.....	38
第4章 施策の展開	39
基本目標1 子育て家庭の支援の充実	39
基本目標2 健全な子育ての支援の充実.....	47
基本目標3 子育てと仕事の両立支援の充実	58
基本目標4 個々の家庭の特性に応じた切れ目のないきめ細かな支援	61
基本目標5 八百津の子育て・子育ての支援体制の整備.....	64
第5章 量の見込み及び確保の内容	66
1 教育・保育提供区域の設定	66
2 人口の見込み.....	66
3 教育・保育事業の量の見込みと確保の内容.....	67
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容.....	70
第6章 推進体制	85
1 計画の推進に向けて.....	85
2 計画の評価・検証.....	85
3 町民や地域との連携	86
4 庁内各部署の連携	86
5 国・県等との連携.....	86
参考資料	87
1 八百津町子ども・子育て会議設置要綱.....	87
2 八百津町子ども・子育て会議委員名簿	89
3 策定経過	90
4 用語解説	91

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨・背景

全国的に少子化が進む中、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加など、子どもや子育てを取り巻く環境はめまぐるしく変化しており、子育てに対する不安や負担、孤立感などが高まっています。そのため、子どもの健やかな成長と子育てについては社会全体で支援していくことが必要とされています。

このような子育てに関する社会的背景のもと、わが国では、これまで少子化対策として、平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づく取り組みや平成24年に制定された「子ども・子育て3法」に基づいた、市町村に対する「子ども・子育て支援事業計画」の策定の義務づけなど、さまざまな取り組みを展開してきました。

さらに、この3法に基づいて平成27年度から施行された「子ども・子育て支援新制度」では、「子どもの最善の利益が実現される社会を目指す」との考えを基本に、子どもの幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における子育て支援等、地域の子ども・子育て支援を充実させることが求められました。

八百津町(以下「本町」という。)においても、平成27年に「子ども・子育て支援事業計画」と「八百津町次世代育成支援行動計画」を一体的に進める「八百津町子ども・子育て支援事業計画」を2期にわたって策定するとともに、その計画的な推進に取り組んできました。

しかしながら、全国的に子ども・若者を取り巻く環境はめまぐるしく変化しており、その結果、ひきこもりや若年無業者(ニート)といった若者の自立をめぐる問題や、児童虐待、いじめ、不登校などの諸問題が深刻化・長期化しています。

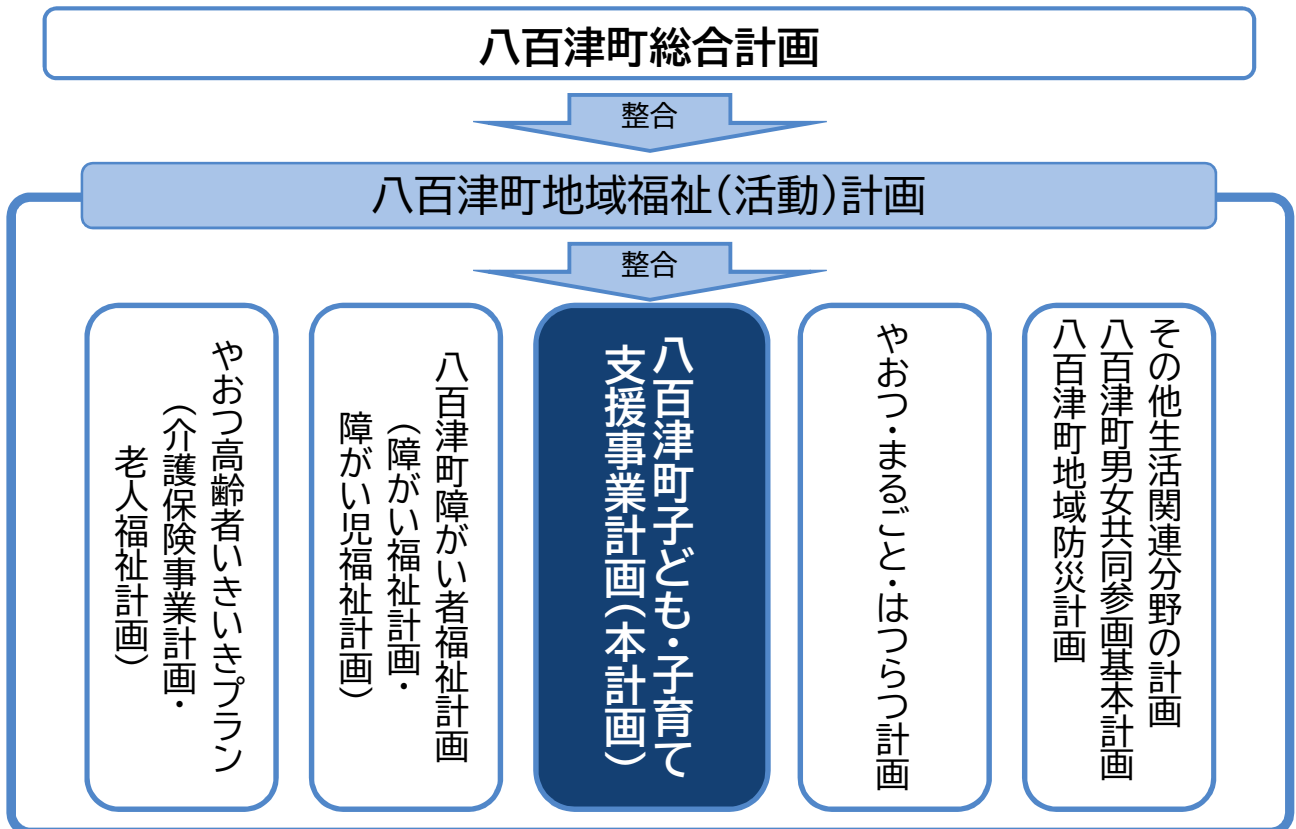
このような状況の中で令和5年4月1日に施行された「こども基本法」は、次代の社会を担う全ての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として制定されており、子ども・子育てに関する支援対策は新たなステージへと進んでいます。

本町では、このたび「第2期八百津町子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度末に終了することから、本町の実情を踏まえ、子ども施策を総合的かつ強力に推進するため、「第3期八百津町子ども・子育て支援事業計画」(以下「本計画」という。)を策定し、引き続き、きめ細かい・切れ目のない子ども・子育て支援環境の充実に取り組めます。

2. 計画の位置づけ

「第3期八百津町子ども・子育て支援事業計画(令和7年度～令和11年度)」は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、「次世代育成支援対策推進法」第8条で定める「次世代育成支援市町村行動計画」を一体化した計画です。

「八百津町総合計画」を上位計画とし、総合的な地域福祉の方策を示す「地域福祉計画」のもと、分野ごとに策定された関連する他計画との整合を図りながら策定しています。



3. 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。なお、計画期間中における社会情勢の変化や法制度の変更等に対しては柔軟に対応し、必要に応じて見直しを行うこととします。

計画年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
総合計画	第6次計画								次期計画	
地域福祉計画	第5期計画				次期計画					
子ども・子育て支援事業計画	第3期計画(本計画)					次期計画				

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

1. 統計による八百津町の状況

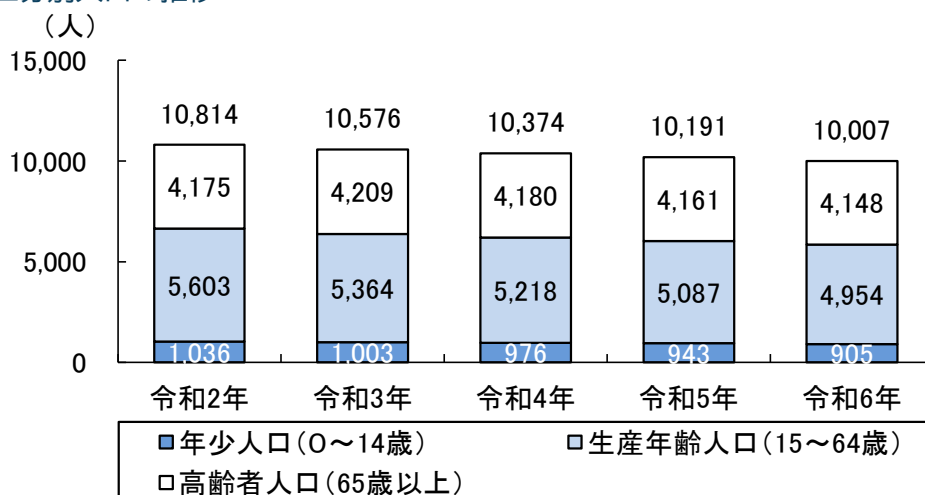
(1)人口の状況

① 年齢3区分別人口の推移

人口推移をみると、総人口は減少傾向となっており、令和6年には10,007人となっており、年齢3区分別人口では、年少人口(0～14歳)、生産年齢人口(15～64歳)がともに減少傾向となっている中、高齢者人口(65歳以上)はほぼ横ばいで推移しています。

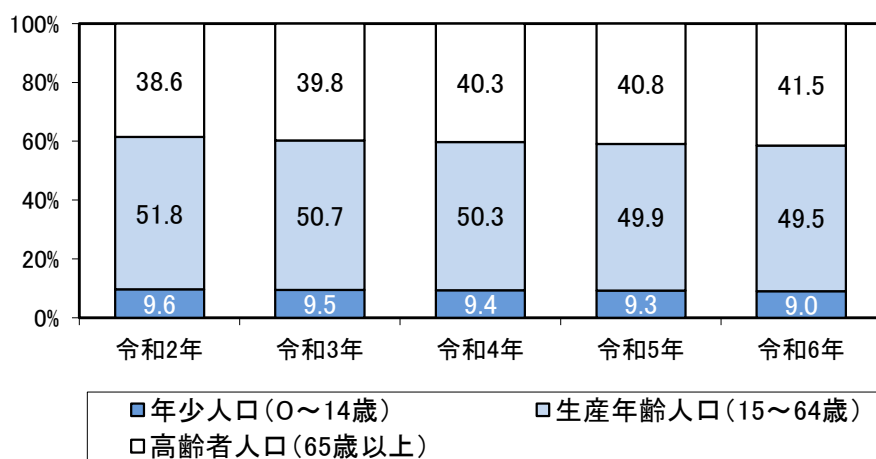
また、年齢3区分別人口の構成比の推移をみると、年少人口の構成比、生産年齢人口の構成比はともに減少傾向となっており、生産年齢人口の構成比は令和5年以降50%を下回っています。一方、高齢者人口の構成比は増加傾向となっており、令和4年以降は40%台となっています。

■年齢3区分別人口の推移



資料:住民基本台帳 (各年3月31日現在)

■年齢3区分別人口構成比の推移

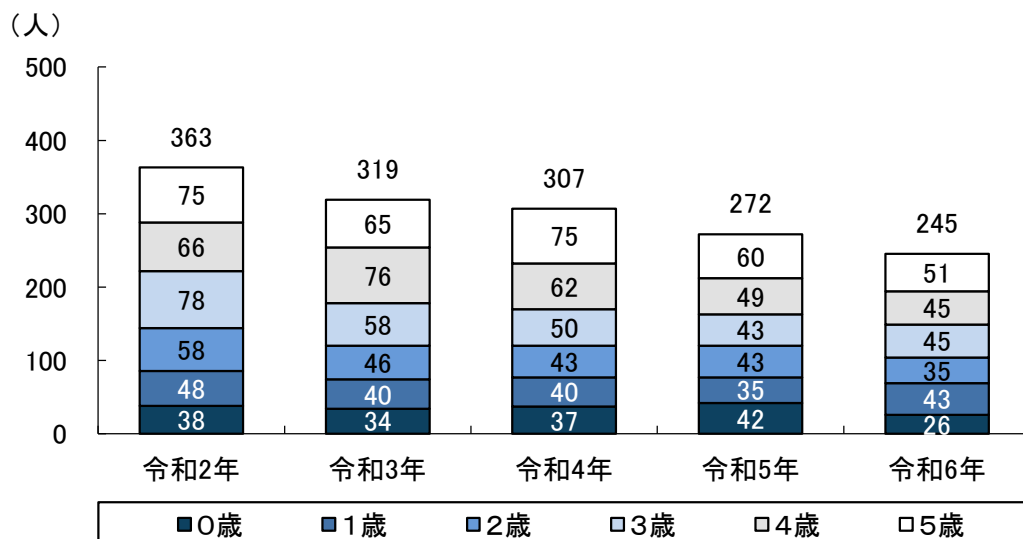


資料:住民基本台帳 (各年3月31日現在)

② 年齢別就学前児童数の推移

年齢別就学前児童数の推移をみると、0歳から5歳の子ども人口は減少傾向となっており、令和2年の363人から令和6年の245人と100人以上減少しています。ほかの年齢に比べ、3歳の減少率が高くなっています。

■年齢別就学前児童数の推移

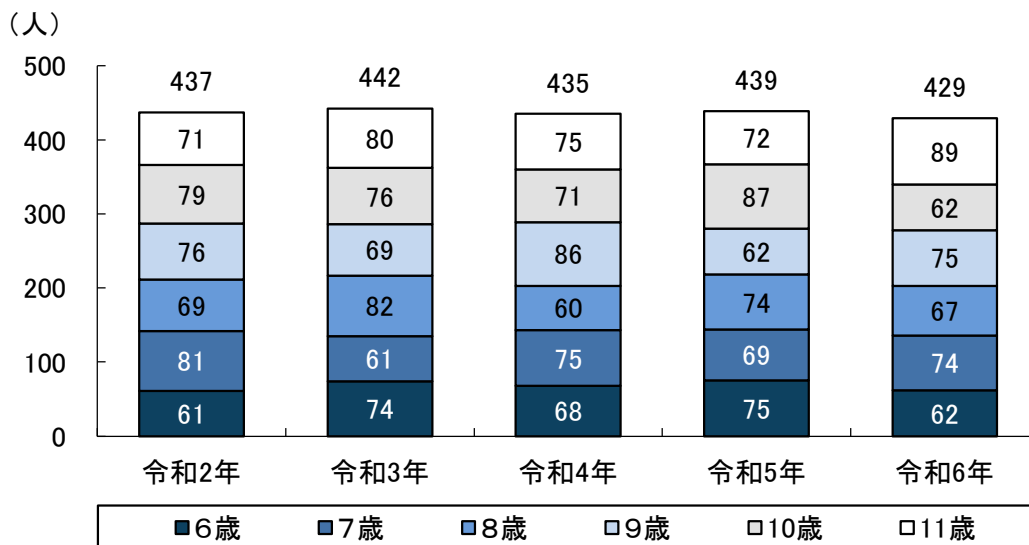


資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

③ 年齢別就学児童数の推移

年齢別就学児童数の推移をみると、6歳から11歳の子ども人口は430人前後で増減を繰り返しながら推移しており、令和6年は429人となっています。ほかの年齢に比べ、10歳の減少率が高くなっています。

■年齢別就学児童数の推移



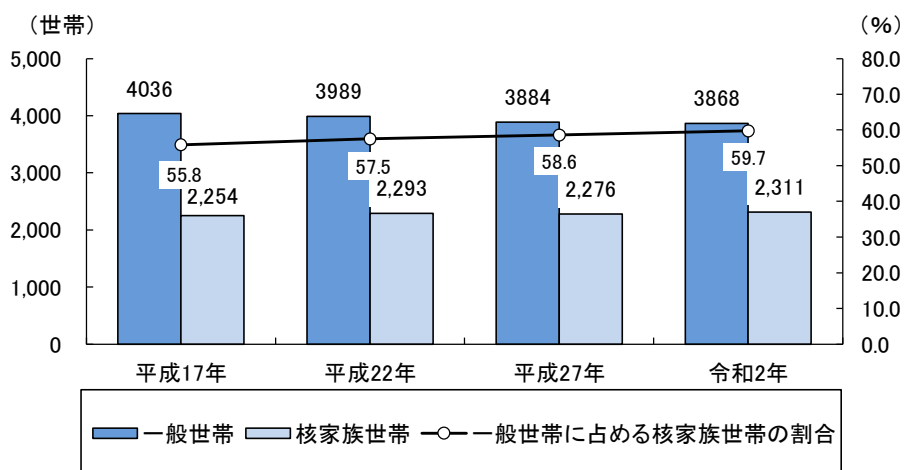
資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

(2)世帯の状況

① 一般世帯・核家族世帯の状況

一般世帯・核家族世帯の状況についてみると、一般世帯が減少傾向となっている中、核家族世帯は概ね増加傾向となっており、一般世帯に占める核家族世帯の割合は令和2年には59.7%と約6割となっています。

■世帯の状況



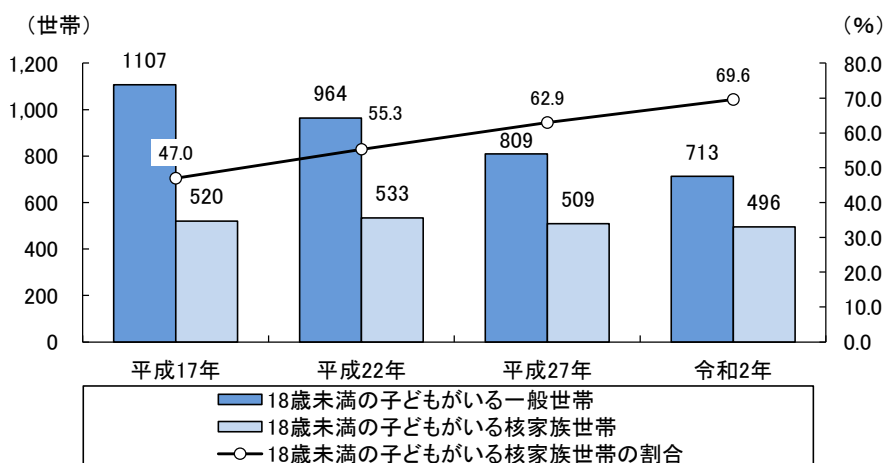
資料:国勢調査

② 18歳未満の子どもがいる世帯の状況

18歳未満の子どもがいる世帯の状況についてみると、18歳未満の子どもがいる一般世帯・核家族世帯ともに減少傾向となっており、平成17年と令和2年の世帯数と比較すると、18歳未満の子どもがいる一般世帯は394世帯の減少、18歳未満の子どもがいる核家族世帯は24世帯の減少となっています。

一方、18歳未満の子どもがいる核家族世帯の割合は増加傾向となっており、平成17年の47.0%に対し令和2年には69.6%と20ポイント以上増加しています。

■18歳未満の子どもがいる世帯の状況



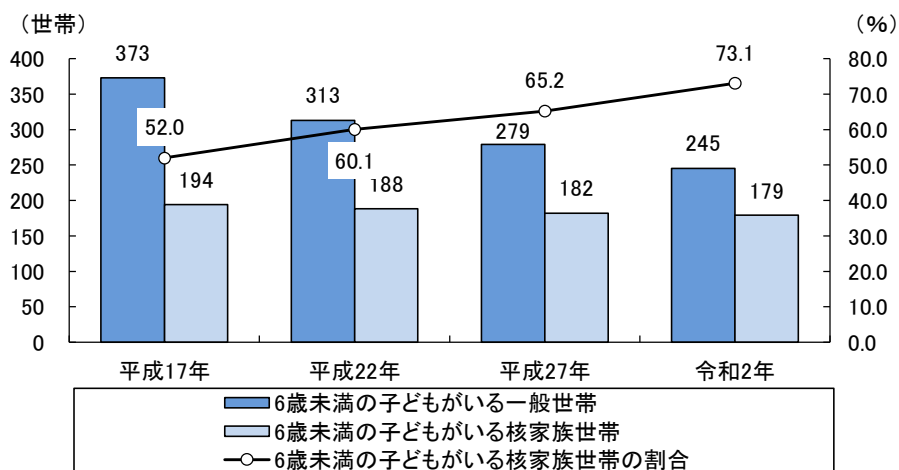
資料:国勢調査

③ 6歳未満の子どもがいる世帯の状況

6歳未満の子どもがいる世帯の状況についてみると、6歳未満の子どもがいる一般世帯・核家族世帯ともに減少傾向となっており、平成17年と令和2年の世帯数と比較すると、6歳未満の子どもがいる一般世帯は128世帯の減少、6歳未満の子どもがいる核家族世帯は15世帯の減少となっています。

一方、6歳未満の子どもがいる核家族世帯の割合は増加傾向となっており、平成17年の52.0%に対し令和2年には約20ポイント増加の73.1%となっており、7割を超えています。

■6歳未満の子どもがいる世帯の状況

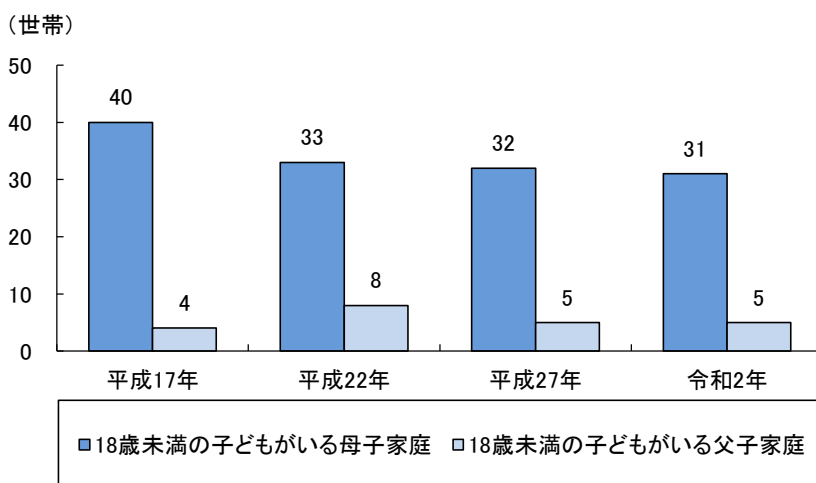


資料：国勢調査

④ ひとり親世帯の推移

ひとり親世帯の状況についてみると、18歳未満の子どもがいる母子家庭は減少傾向となっています。一方、18歳未満の子どもがいる父子家庭は平成22年の8世帯をピークに減少に転じ、平成27年以降は5世帯で推移しています。

■ひとり親世帯の推移



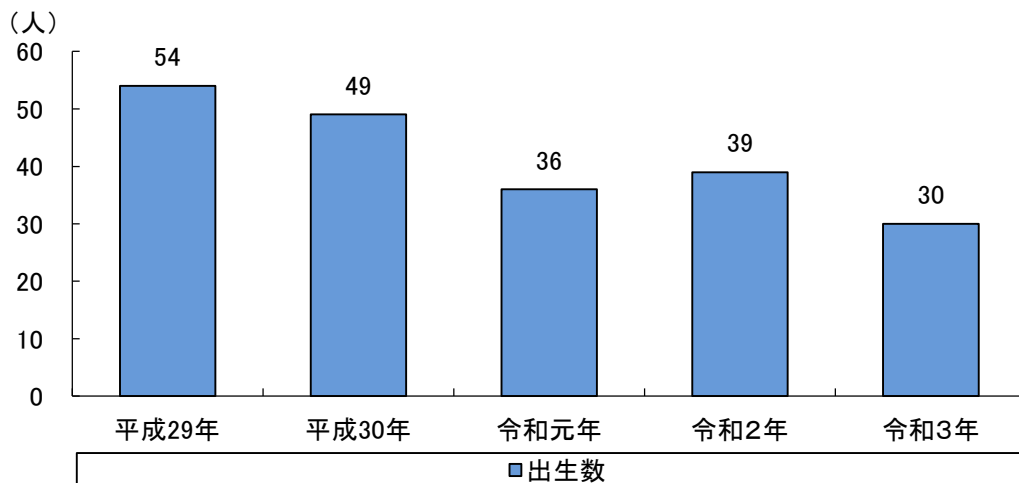
資料：国勢調査

(3)出生の状況

① 出生数の推移

出生数の推移についてみると、概ね減少傾向となっており、平成29年の54人に対し令和3年には30人と24人減少しています。

■出生数の推移

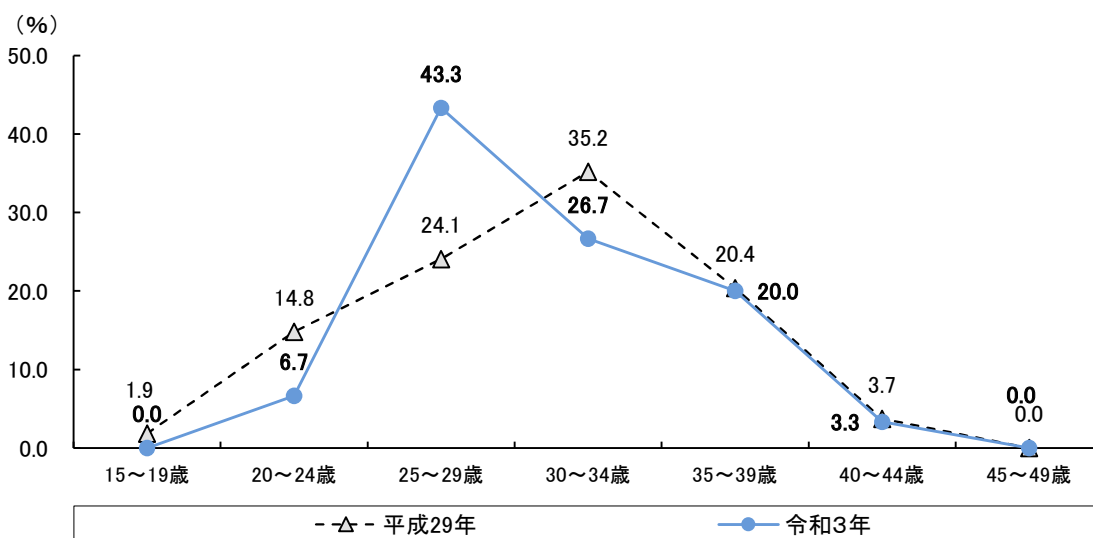


資料:衛生統計年報

② 母親の年齢(5歳階級)別出生率の推移

母親の年齢(5歳階級)別出生率についてみると、平成29年に比べ令和3年で25～29歳の割合が増加しているのに対し、20～24歳、30～34歳が減少していることから、出生年齢が25～29歳に集中していることがうかがえます。

■母の年齢(5歳階級)別出生率の推移



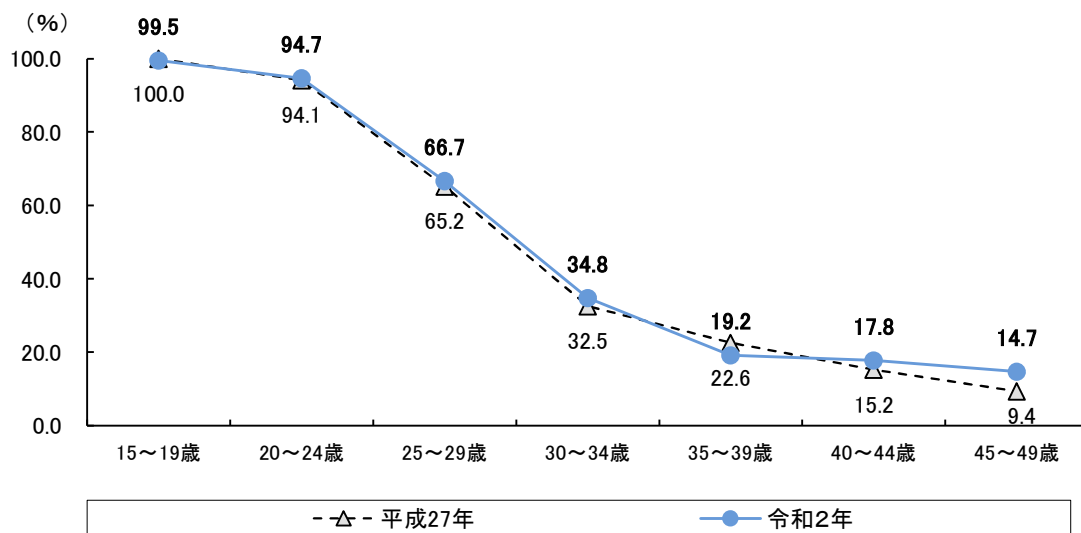
資料:衛生統計年報

(4)未婚・結婚の状況

① 年齢別未婚率の推移

年齢別未婚率の推移について平成27年と令和2年を比較すると、概ね全体的に未婚率が増加しており、中でも40歳以上の未婚率の上昇が目立っています。

■年齢別未婚率の推移



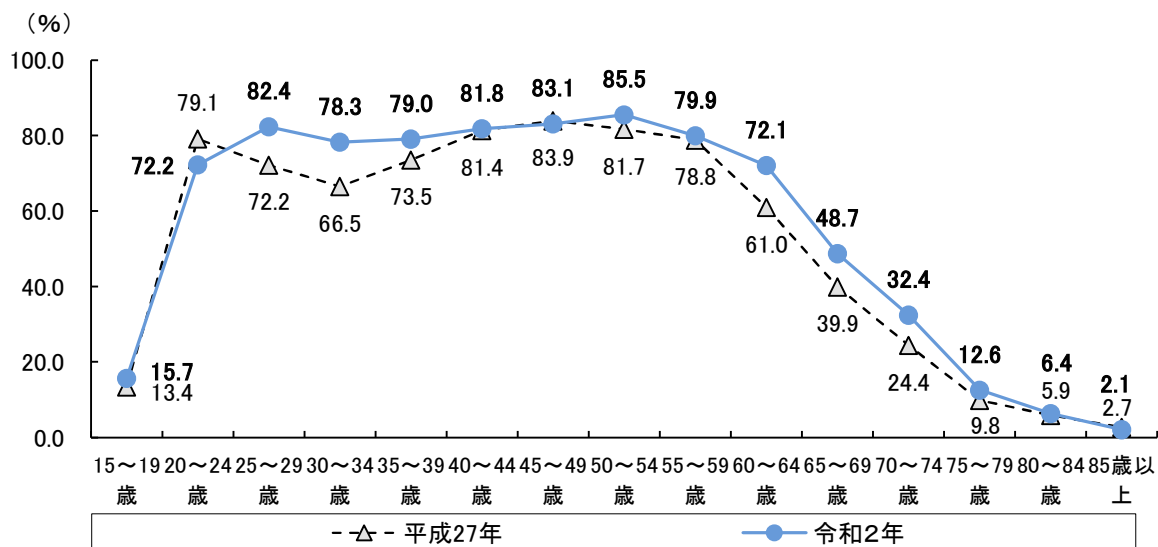
資料:国勢調査

(5)女性の就業の状況

① 年齢別就業率の推移

女性の年齢別就業率の推移について平成27年と令和2年を比較すると、概ね全体的に就業率が増加しており、中でも25歳～39歳と60～74歳の就業率の上昇が目立っています。

■女性の年齢別就業率の推移

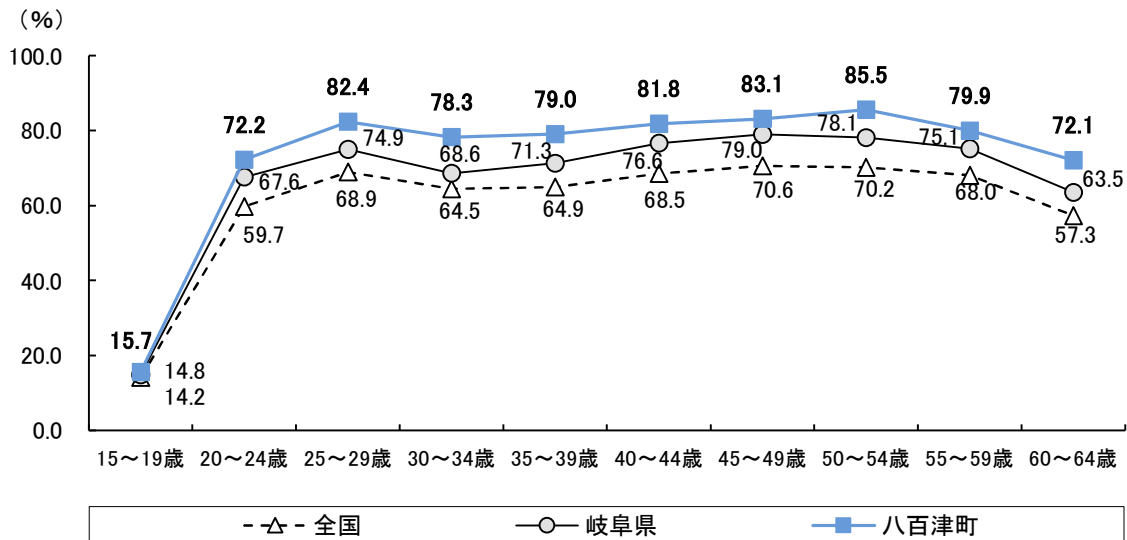


資料:国勢調査

② 年齢別就業率(国・県比較)

令和2年の女性の年齢別就業率を全国、岐阜県と比較すると、すべての年代で全国、岐阜県を上回っています。

■女性の年齢別就業率(国・県比較)

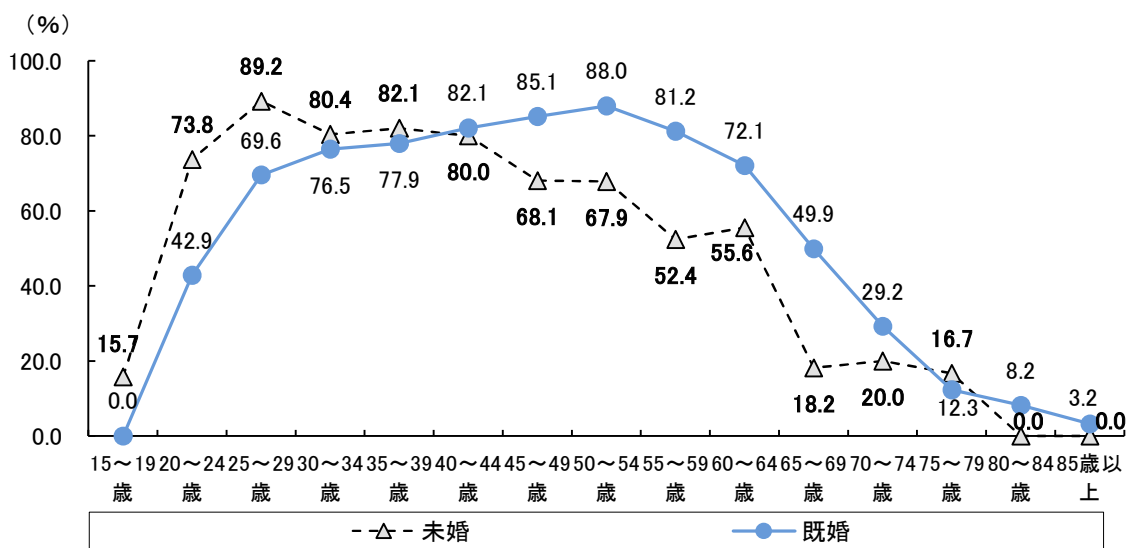


資料:国勢調査

③ 年齢別就業率(未婚・既婚比較)

令和2年の女性の未婚・既婚別年齢別就業率についてみると、15歳から29歳において既婚者に比べ未婚者の就業率が高く、45歳以上は概ね未婚者に比べ既婚者の就業率が高くなっています。

■女性の年齢別就業率(未婚・既婚比較)



資料:国勢調査

2. アンケート調査による八百津町の状況

(1) アンケート調査の概要

① 調査の目的

本調査は、令和2年3月に策定した「第2期八百津町子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度で最終年度を迎えるため、令和7年度を始期とする第3期計画の策定にあたり、必要な情報を得るため子育て家庭ニーズの動向分析等を行い、まちの現状と今後の子ども・子育て支援における課題を整理することを目的として実施しました。

② 調査概要

項目	就学前児童の保護者	小学生の保護者
調査対象者	令和5年12月28日現在、八百津町に在住の未就学児童を持つ保護者の方	令和5年12月28日現在、八百津町に在住の小学生児童を持つ保護者の方
調査期間	令和6年2月3日(土)～令和6年2月16日(金)	
調査方法	郵送配布・郵送回収による本人記入方式	

③ 回収結果

種別	配布数	有効回収数	有効回収率
就学前児童の保護者	217件	115件	53.0%
小学生の保護者	308件	174件	56.5%

④ 報告書の見方

◇回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答(複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式)であっても合計値が100.0%にならない場合があります。このことは、本報告書内の分析文、グラフ、表においても反映しています。

◇複数回答(複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式)の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。

◇図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。

◇図表中の「N(number of case)」は、集計対象者総数(あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人)を表しています。

◇本文中の設問の選択肢は簡略化している場合があります。

(2) アンケート調査結果

① 子どもの育ちをめぐる環境について

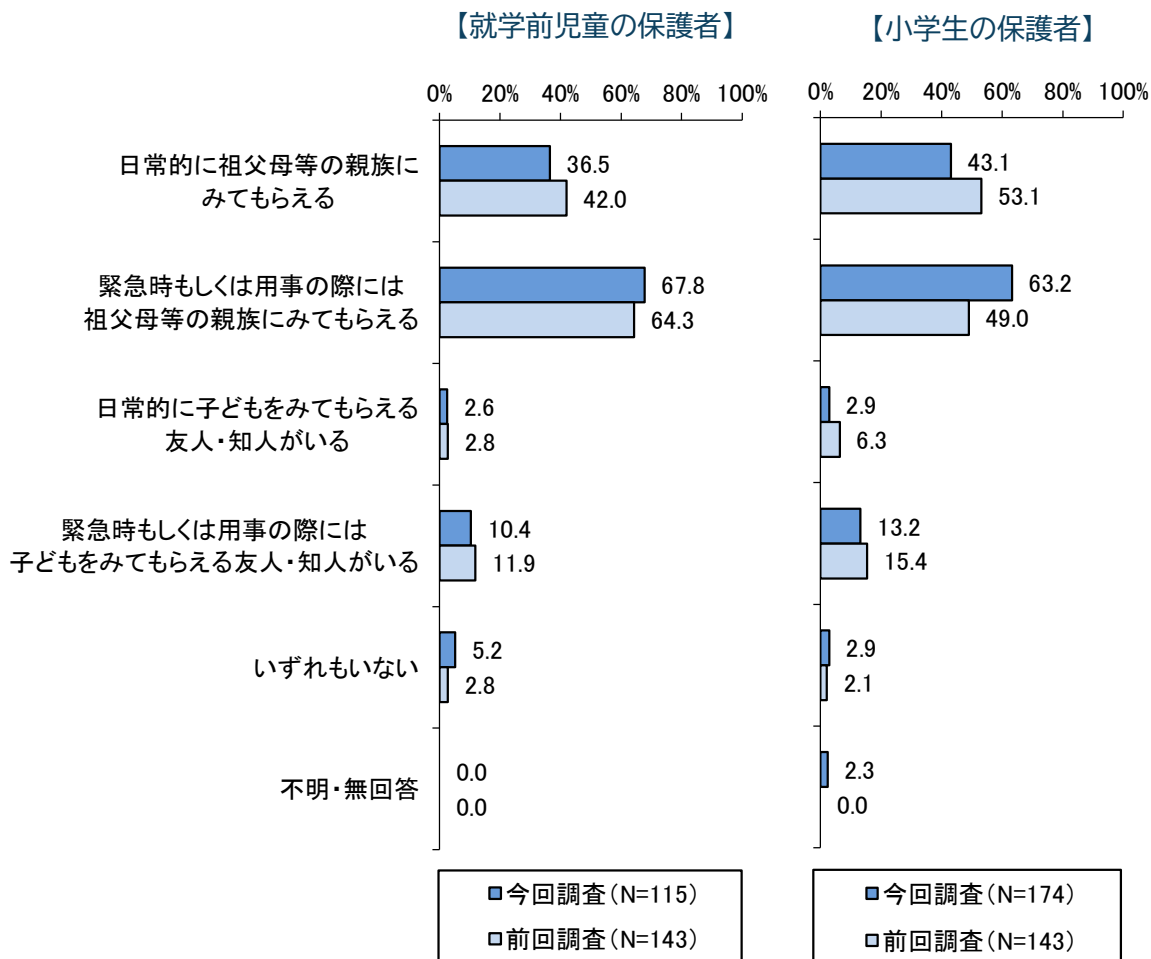
1. 日頃、お子さんを見てもらえる親族・知人はいますか。(複数回答)

日頃、お子さんを見てもらえる親族・知人の有無についてみると、就学前児童の保護者では「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が67.8%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が36.5%、「緊急時もしくは用事の際には子どもを見てもらえる友人・知人がいる」が10.4%となっています。

前回調査と比較すると、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が5.5ポイント減少しています。

小学生の保護者では、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が63.2%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が43.1%、「緊急時もしくは用事の際には子どもを見てもらえる友人・知人がいる」が13.2%となっています。

前回調査と比較すると、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が14.2ポイント増加し、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が10.0ポイント減少しています。



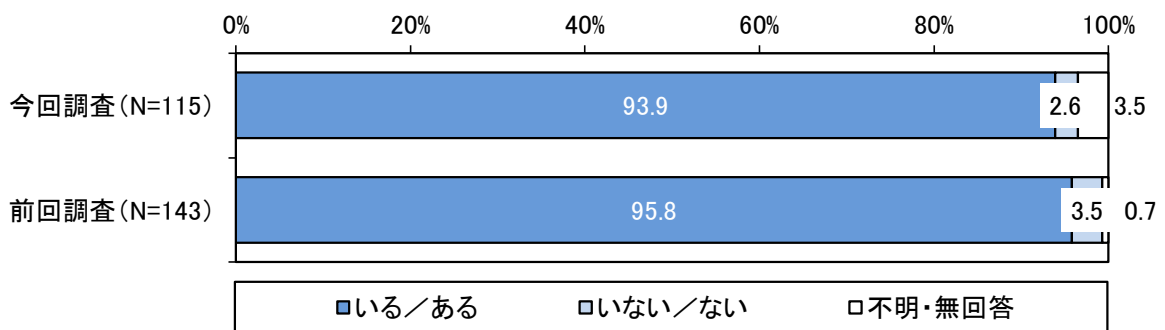
2. お子さんの子育てをする上で、子育ての悩みなどを気軽に相談できる人はいますか。また、相談できる場所がありますか。(単数回答)

お子さんの子育てをする上で、気軽に相談できる人の有無についてみると、就学前児童の保護者では「いる／ある」が93.9%、「いない／ない」が2.6%となっています。

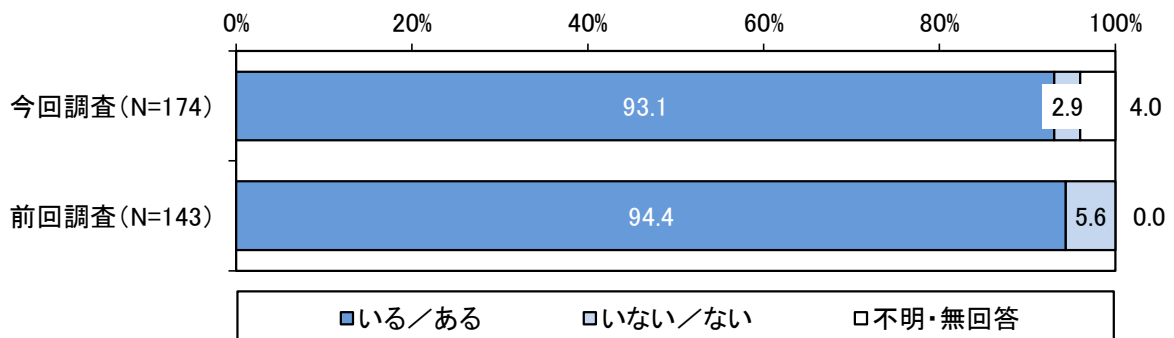
小学生の保護者では「いる／ある」が93.1%、「いない／ない」が2.9%となっています。

就学前児童の保護者・小学生の保護者ともに、前回調査との比較において、大きな違いはありません。

【就学前児童の保護者】



【小学生の保護者】



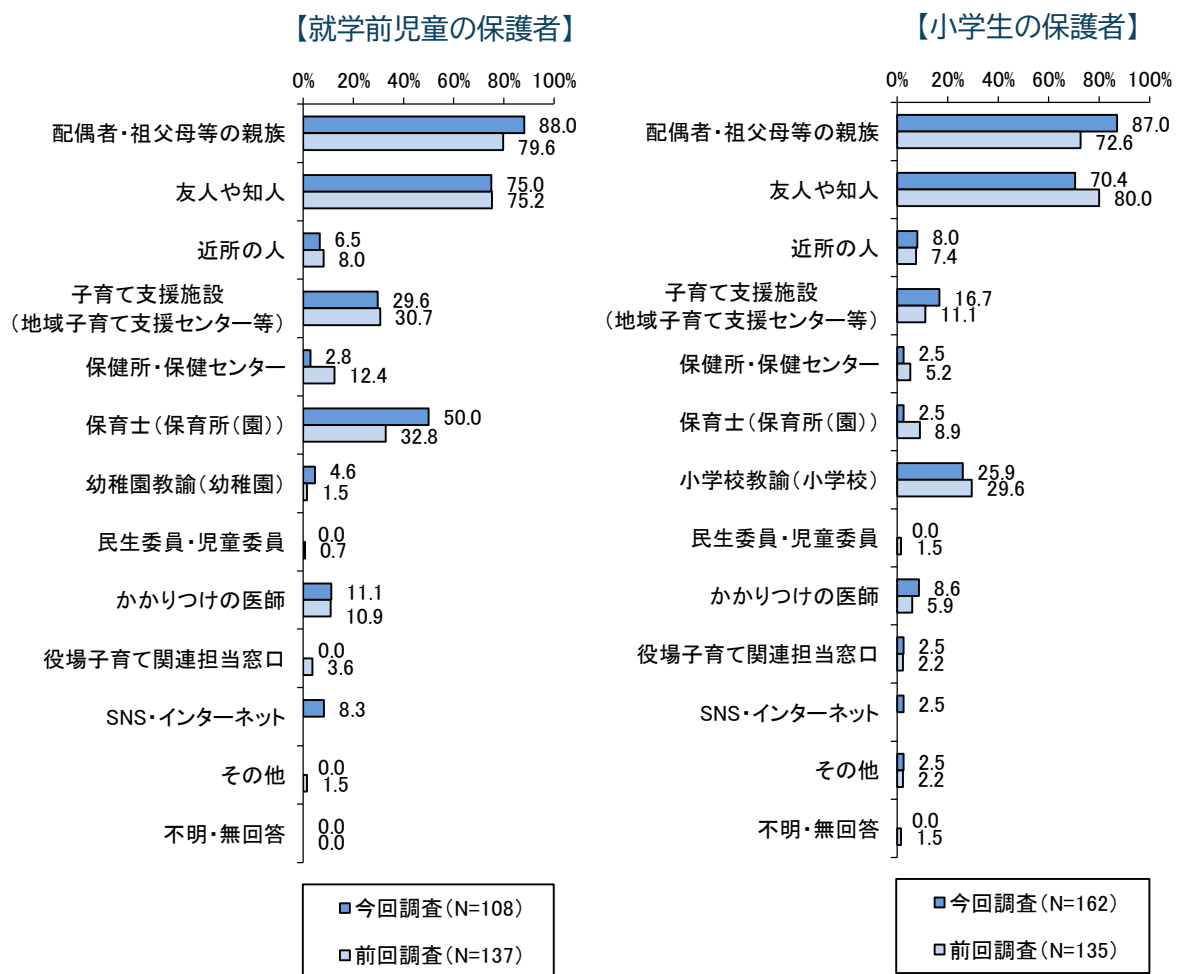
3. お子さんの子育てに関して、気軽に相談できる先は、誰(どこ)ですか。(複数回答)

お子さんの子育てに関して、気軽に相談できる先についてみると、就学前児童の保護者では「配偶者・祖父母等の親族」が88.0%と最も高く、次いで「友人や知人」が75.0%、「保育士(保育所(園))」が50.0%となっています。

前回調査と比較すると、保育士(保育所(園))が17.2ポイント、「配偶者・祖父母等の親族」が8.4ポイント増加しています。

小学生の保護者では「配偶者・祖父母等の親族」が87.0%と最も高く、次いで「友人や知人」が70.4%、「小学校教諭(小学校)」が25.9%となっています。

前回調査と比較すると、「配偶者・祖父母等の親族」が14.4ポイント、「子育て支援施設(地域子育て支援センター等)」が5.6ポイント増加し、「友人や知人」が9.6ポイント、「保育士(保育所(園))」が6.4ポイント減少しています。



※「SNS・インターネット」は今回調査のみの選択肢です。

「配偶者・祖父母等の親族」は前回調査では、「祖父母等の親族」となっています。

② 保護者の就労状況について

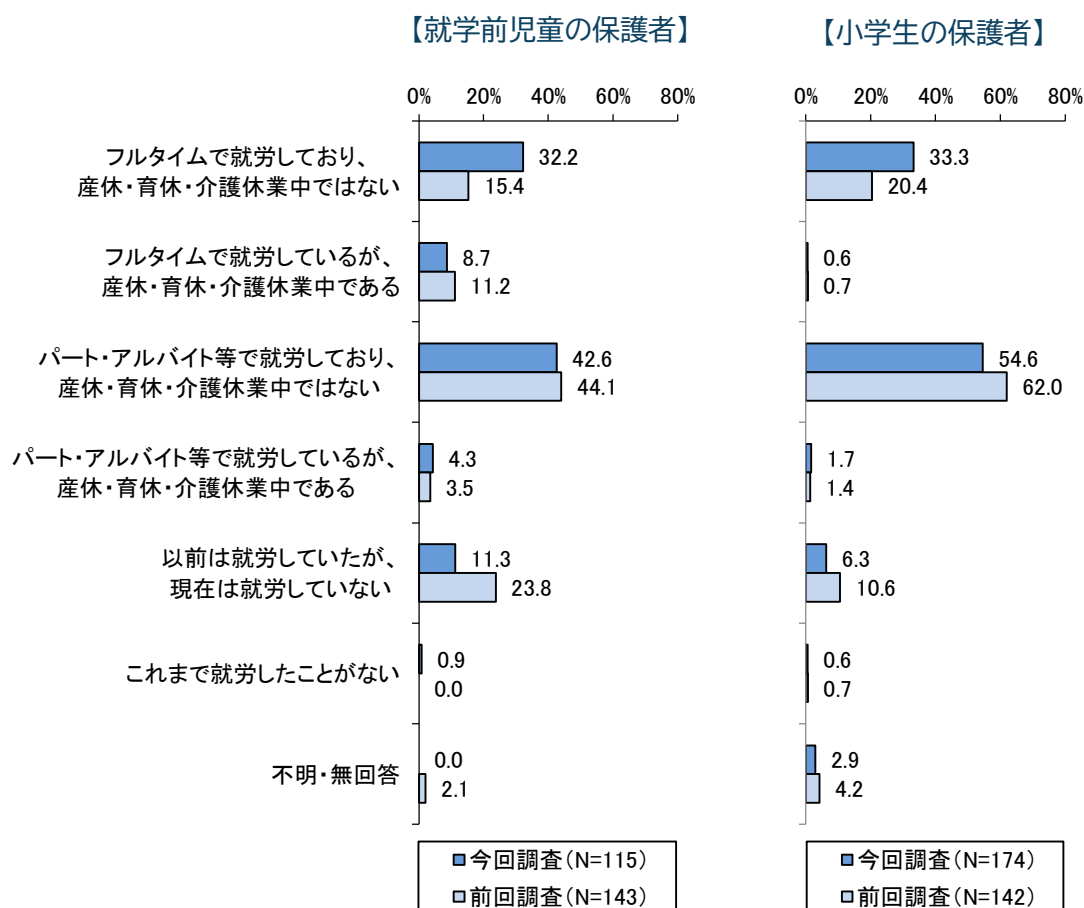
1. 母親の現在の就労状況(自営業、家族従事者含む)をお答えください。(単数回答)

母親の現在の就労状況についてみると、就学前児童の保護者では「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が42.6%と最も高く、次いで「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が32.2%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が11.3%となっています。

前回調査と比較すると、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が16.8ポイント増加し、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が12.5ポイント減少しています。

小学生の保護者では「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が54.6%と最も高く、次いで「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が33.3%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が6.3%となっています。

前回調査と比較すると、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が12.9ポイント増加し、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が7.4ポイント減少しています。



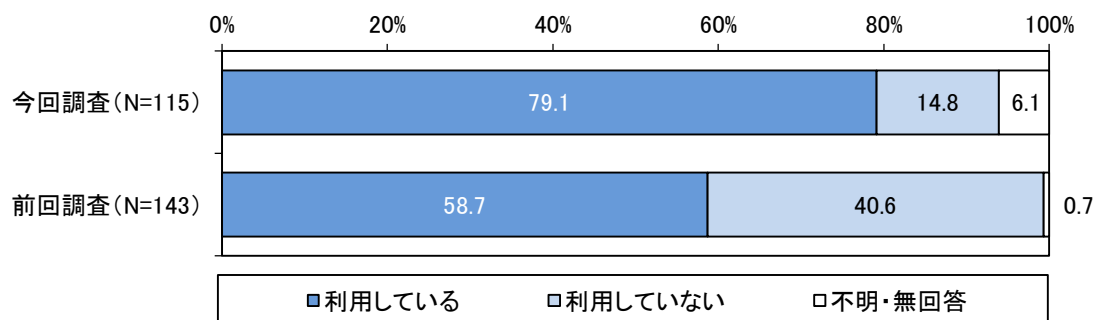
③ 平日の保育施設等の利用状況について

1. お子さんは現在、幼稚園や保育所(園)などの「定期的な教育・保育の事業」を利用されていますか。(単数回答)

現在の保育施設等の利用状況についてみると、「利用している」が79.1%、「利用していない」が14.8%となっています。

前回調査と比較すると、「利用している」が20.4ポイント増加し、「利用していない」が25.8ポイント減少しています。

【就学前児童の保護者】

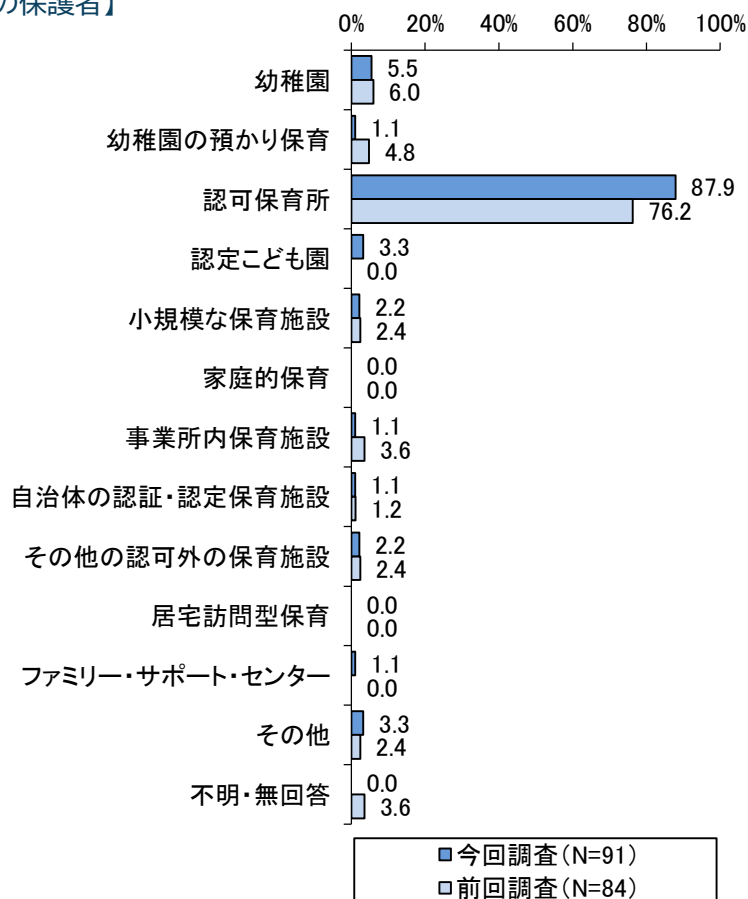


2. 平日どのような保育施設等を利用していますか。(複数回答)

現在利用している保育施設等についてみると、「認可保育所」が87.9%と最も高く、次いで「幼稚園」が5.5%、「認定こども園」「その他」がともに3.3%となっています。

前回調査と比較すると、「認可保育所」が11.7ポイント増加しています。

【就学前児童の保護者】

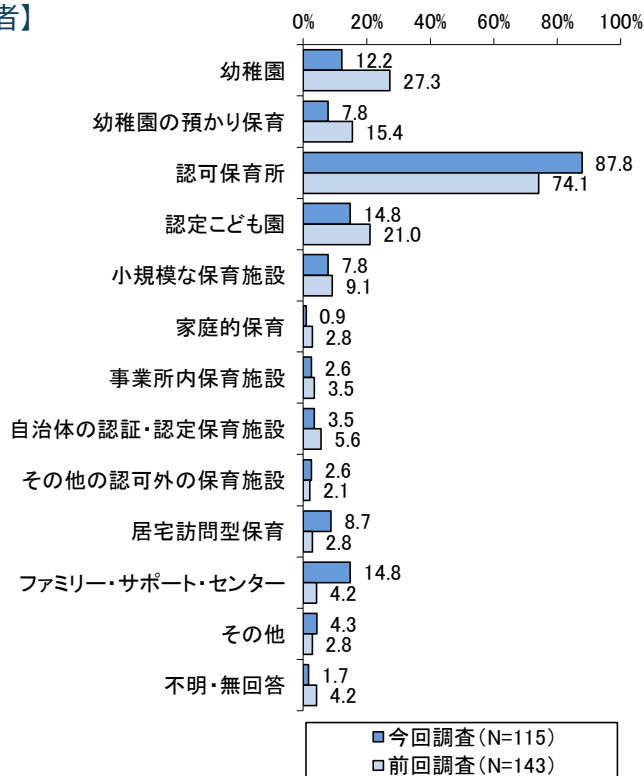


3. 現在の利用の有無にかかわらず、平日の教育・保育事業として、「定期的」に利用したいと考える事業をお答えください。(複数回答)

「定期的」に利用したい保育施設等についてみると、「認可保育所」が87.8%と最も高く、次いで「認定こども園」「ファミリー・サポート・センター」がともに14.8%となっています。

前回調査と比較すると、「認可保育所」が13.7ポイント、「ファミリー・サポート・センター」が10.6ポイント、「居宅訪問型保育」が5.9ポイント増加し、「幼稚園」が15.1ポイント、「幼稚園の預かり保育」が7.6ポイント、「認定こども園」が6.2ポイント減少しています。

【就学前児童の保護者】

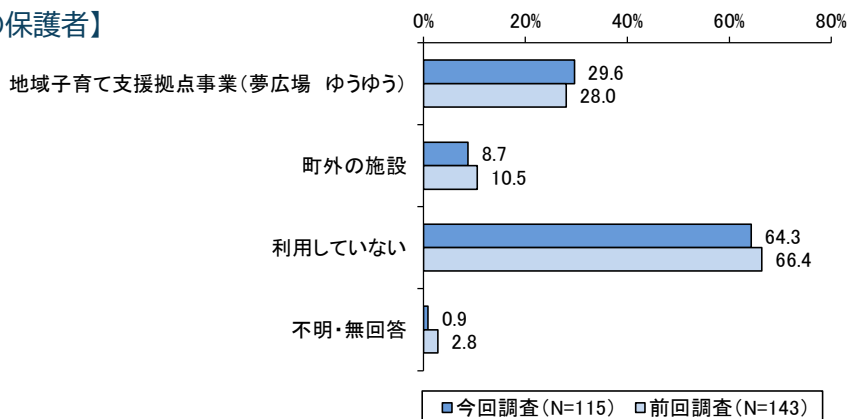


④ 地域の子育て支援事業の利用状況等について

1. お子さんは、現在、地域子育て支援事業(親子が集まって過ごしたり、相談をしたり、情報提供を受けたりする場)を利用していますか。(複数回答)

現在、子育て支援センターを利用しているかについてみると、「利用していない」が64.3%と最も高く、次いで「地域子育て支援拠点事業(夢広場 ゆうゆう)」が29.6%、「町外の施設」が8.7%となっています。前回調査との比較において、大きな違いはありません。

【就学前児童の保護者】



⑤ お子さんの病気の際等の対応について

1. この1年間で、お子さんが病気やけがで保育施設等を利用できなかったことはありますか。または、学校を休んだことはありますか。(単数回答)

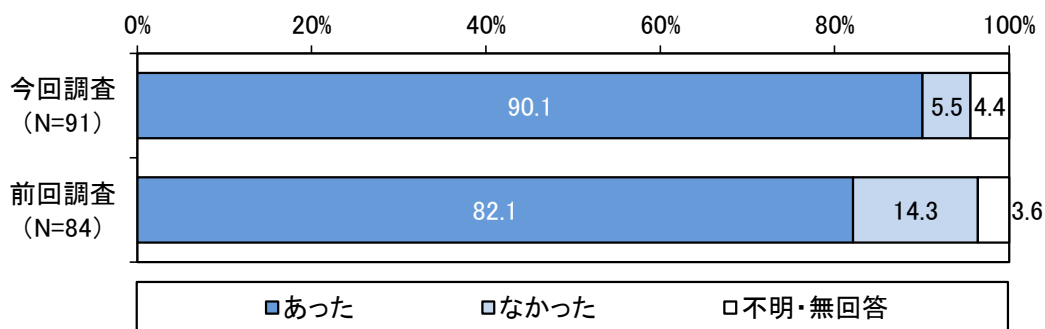
この1年間に、お子さんが病気やケガで保育施設等を利用できなかったまたは学校を休んだことの有無についてみると、就学前児童の保護者では「あった」が90.1%、「なかった」が5.5%となっています。

前回調査と比較すると、「あった」が8.0ポイント増加し、「なかった」が8.8ポイント減少してします。

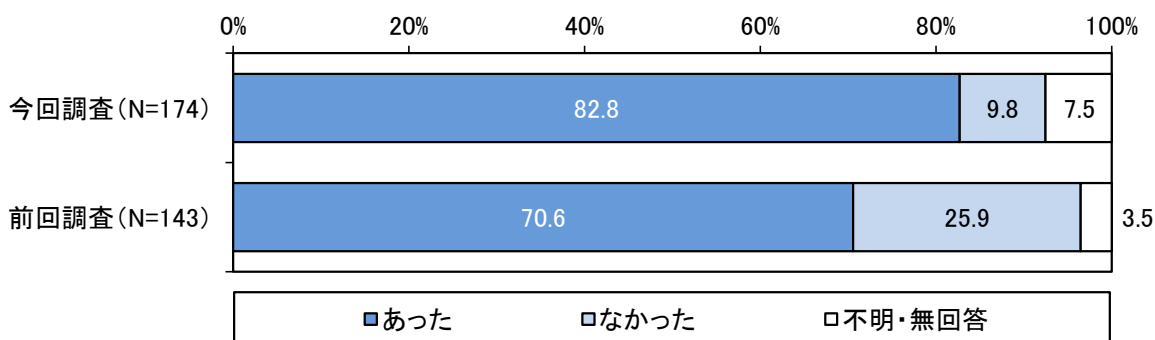
小学生の保護者では「あった」が82.8%、「なかった」が9.8%となっています。

前回調査と比較すると、「あった」が12.2ポイント増加し、「なかった」が16.1ポイント減少してします。

【就学前児童の保護者】



【小学生の保護者】



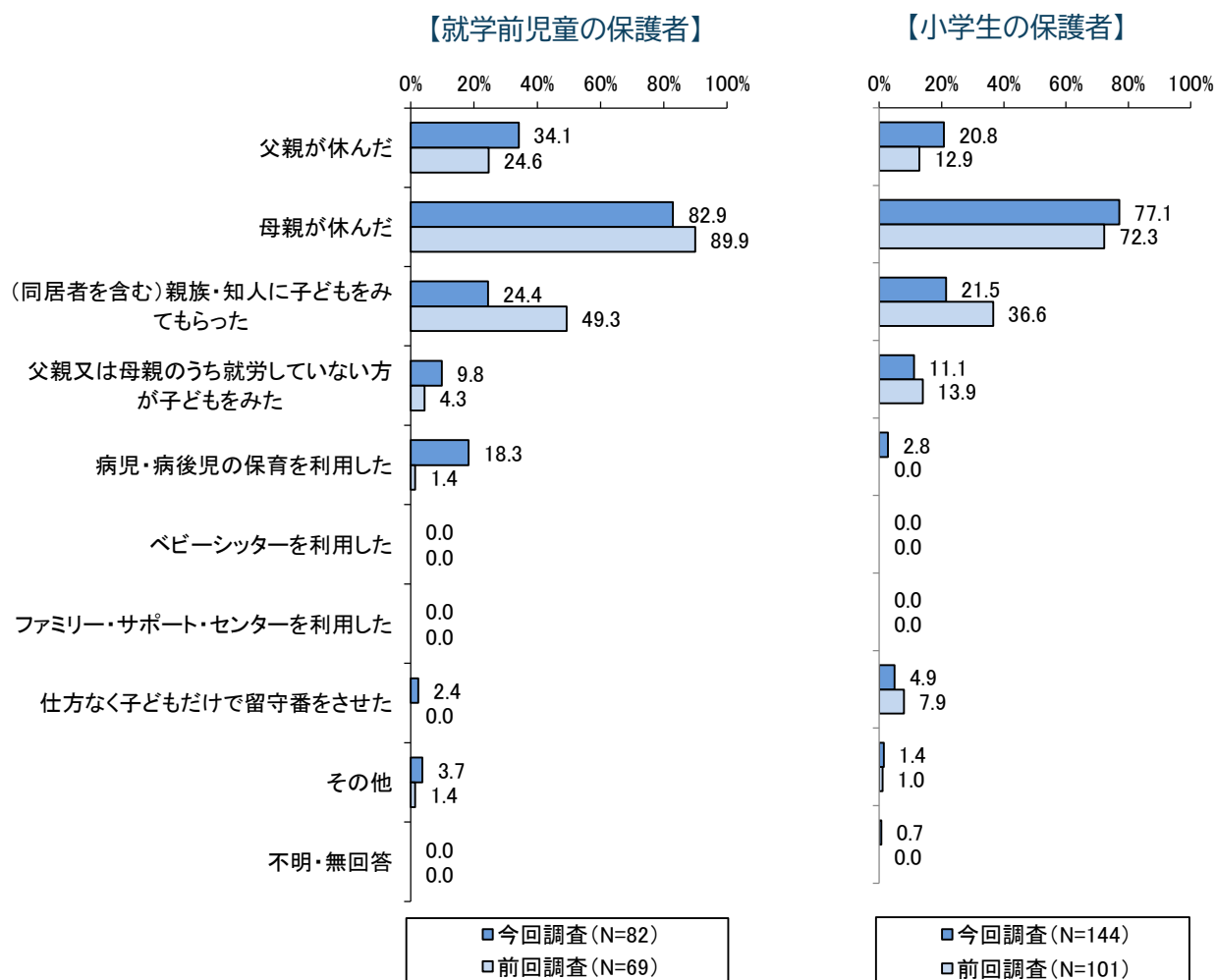
2. お子さんが利用できなかった場合の、この1年間の対処方法をお答えください。(複数回答)

お子さんが利用できなかった場合の、この1年間の対処方法についてみると、就学前児童の保護者では「母親が休んだ」が82.9%と最も高く、次いで「父親が休んだ」が34.1%、「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」が24.4%となっています。

前回調査と比較すると、「病児・病後児の保育を利用した」が16.9ポイント、「父親が休んだ」が9.5ポイント、「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」が5.5ポイント増加し、「親族・知人に子どもをみてもらった」が24.9ポイント、「母親が休んだ」が7.0ポイント減少しています。

小学生の保護者では「母親が休んだ」が77.1%と最も高く、次いで「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」が21.5%、「父親が休んだ」が20.8%となっています。

前回調査と比較すると、「父親が休んだ」が7.9ポイント増加し、「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」が15.1ポイント減少しています。



⑥ お子さんの放課後の過ごし方について

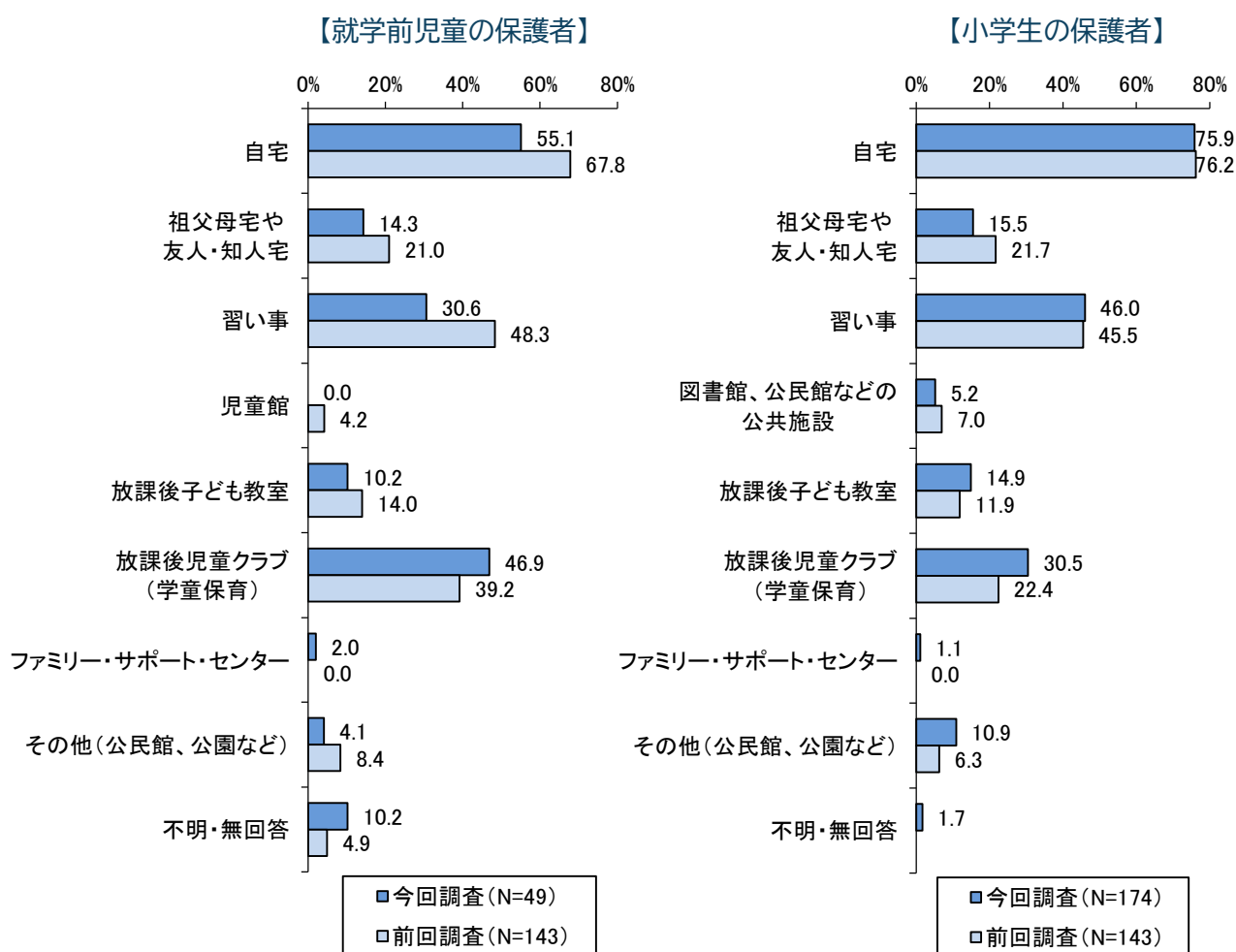
1. お子さんが小学校低学年(1～3年生)のうち、放課後(平日の小学校終了後)の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。(複数回答)

小学校低学年(1～3年生)の間で平日の放課後の時間を過ごさせたいと思う場所についてみると、就学前児童の保護者では「自宅」が55.1%と最も高く、次いで「放課後児童クラブ(学童保育)」が46.9%、「習い事」が30.6%となっています。

前回調査と比較すると、「放課後児童クラブ(学童保育)」が7.7ポイント増加し、「習い事」が17.7ポイント、「自宅」が12.7ポイント、「祖父母宅や友人・知人宅」が6.7ポイント減少しています。

小学生の保護者では「自宅」が75.9%と最も高く、次いで「習い事」が46.0%、「放課後児童クラブ(学童保育)」が30.5%となっています。

前回調査と比較すると、「放課後児童クラブ(学童保育)」が8.1ポイント増加し、「祖父母宅や友人・知人宅」が6.2ポイント減少しています。



※「その他(公民館、公園など)」は前回調査では、「その他」となっています。

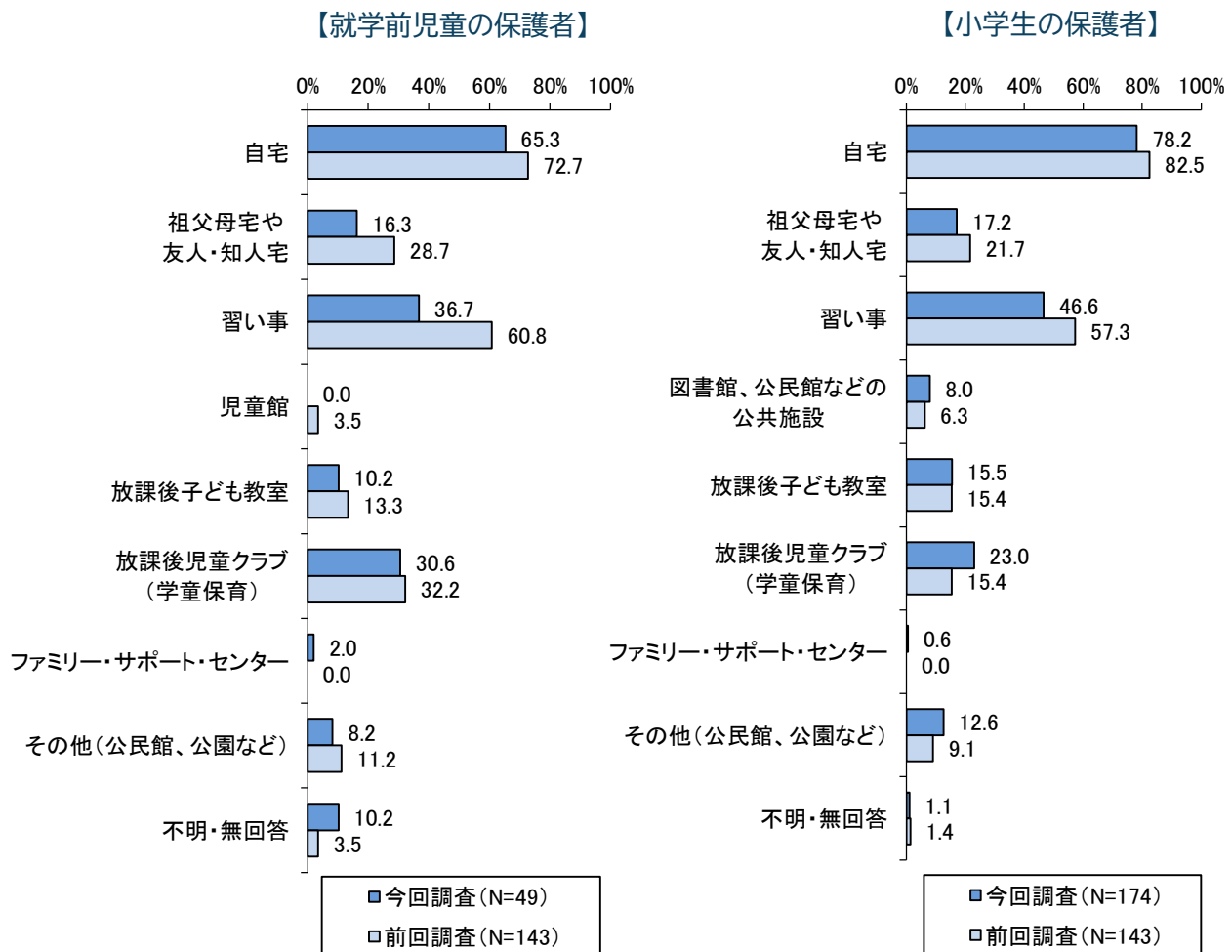
2. お子さんが小学校高学年(4～6年生)になったら、放課後(平日の小学校終了後)の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。(複数回答)

小学校高学年(4～6年生)の間で平日の放課後の時間を過ごさせたいと思う場所についてみると、就学前児童の保護者では「自宅」が65.3%と最も高く、次いで「習い事」が36.7%、「放課後児童クラブ(学童保育)」が30.6%となっています。

前回調査と比較すると、「習い事」が24.1ポイント、「祖父母宅や友人・知人宅」が12.4ポイント「自宅」が7.4ポイント減少しています。

小学生の保護者では「自宅」が78.2%と最も高く、次いで「習い事」が46.6%、「放課後児童クラブ(学童保育)」が23.0%となっています。

前回調査と比較すると、「放課後児童クラブ(学童保育)」が7.6ポイント増加し、「習い事」が10.7ポイント減少しています。



※「その他(公民館、公園など)」は前回調査では、「その他」となっています。

⑦ 育児休業や短時間勤務制度等、職場の両立支援制度について

1. お子さんが生まれた時、母親は育児休業を取得しましたか。(単数回答)

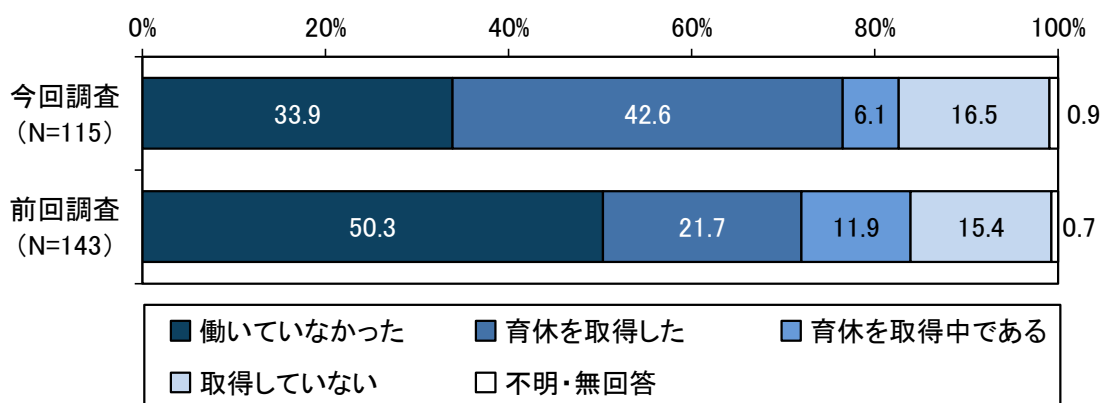
母親の育児休業取得状況についてみると、就学前児童の保護者では「育休を取得した」が42.6%と最も高く、次いで「働いていなかった」が33.9%、「取得していない」が16.5%となっています。

前回調査と比較すると、「育休を取得した」が20.9ポイント増加し、「働いていなかった」が16.4ポイント、「育休を取得中である」が5.8ポイント減少しています。

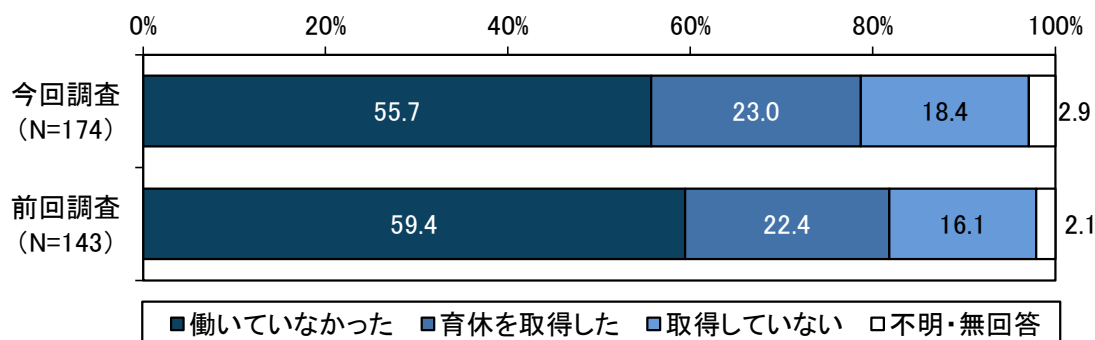
小学生の保護者では「働いていなかった」が55.7%と最も高く、次いで「育休を取得した」が23.0%、「取得していない」が18.4%となっています。

前回調査との比較において、大きな違いはありません。

【就学前児童の保護者(母親)】



【小学生の保護者(母親)】



2. お子さんが生まれた時、父親は育児休業を取得しましたか。(単数回答)

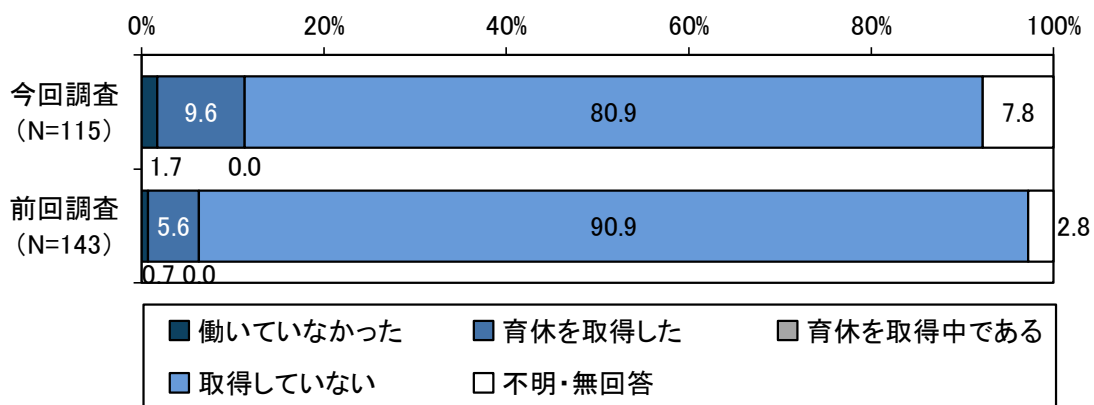
父親の育児休業取得状況についてみると、就学前児童の保護者では「取得していない」が80.9%と最も高く、次いで「育休を取得した」が9.6%、「働いていなかった」が1.7%となっています。

前回調査と比較すると、「取得していない」が10.0ポイント減少しています。

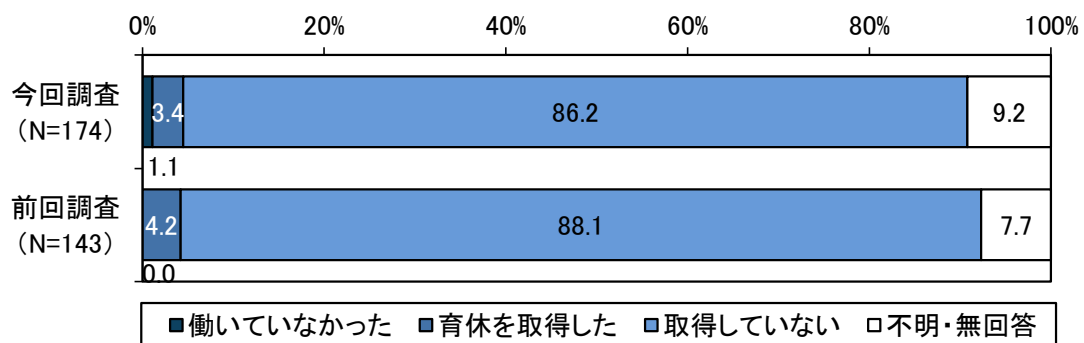
小学生の保護者では「取得していない」が86.2%と最も高く、次いで「育休を取得した」が3.4%、「働いていなかった」が1.1%となっています。

前回調査との比較において、大きな違いはありません。

【就学前児童の保護者(父親)】



【小学生の保護者(父親)】

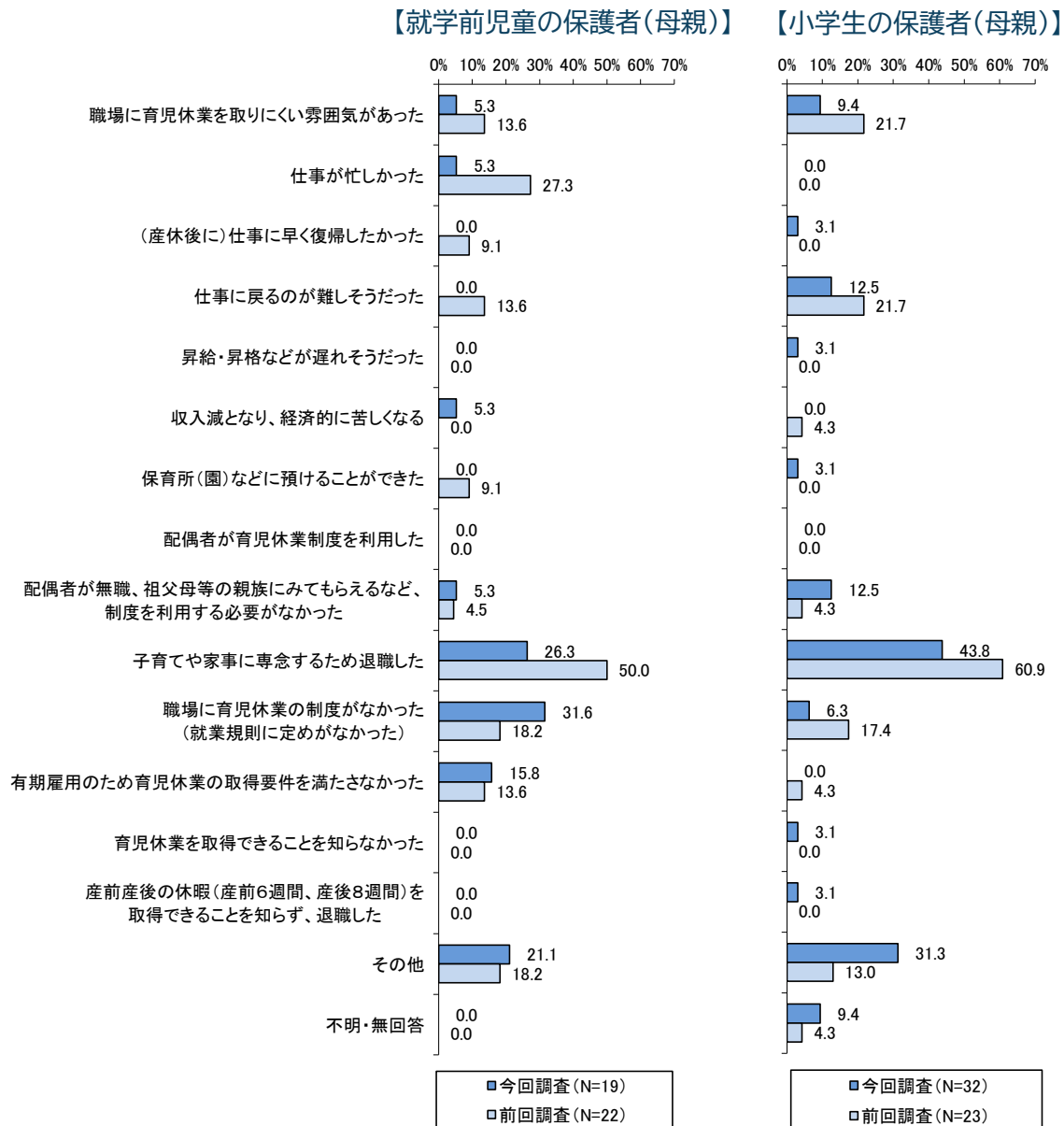


3. 母親が育児休業を取得していない理由(複数回答)

母親の育児休業を取得していない理由(「その他」除く)についてみると、就学前児童の保護者では「職場に育児休業の制度がなかった(就業規則に定めがなかった)」が31.6%と最も高く、次いで「子育てや家事に専念するため退職した」が26.3%、「有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった」が15.8%となっています。

前回調査と比較すると、「職場に育児休業の制度がなかった」が13.4ポイント増加し、「子育てや家事に専念するため退職した」が23.7ポイント、「仕事が忙しかった」が22.0ポイント、「仕事に戻るのが難しそうだった」が13.6ポイント減少しています。

小学生の保護者では「子育てや家事に専念するため退職した」が43.8%と最も高く、次いで「仕事に戻るのが難しそうだった」「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」がともに12.5%となっています。前回調査と比較すると、「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」が8.2ポイント増加し、「子育てや家事に専念するため退職した」が17.1ポイント、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が12.3ポイント、「職場に育児休業の制度がなかった」が11.1ポイント減少しています。



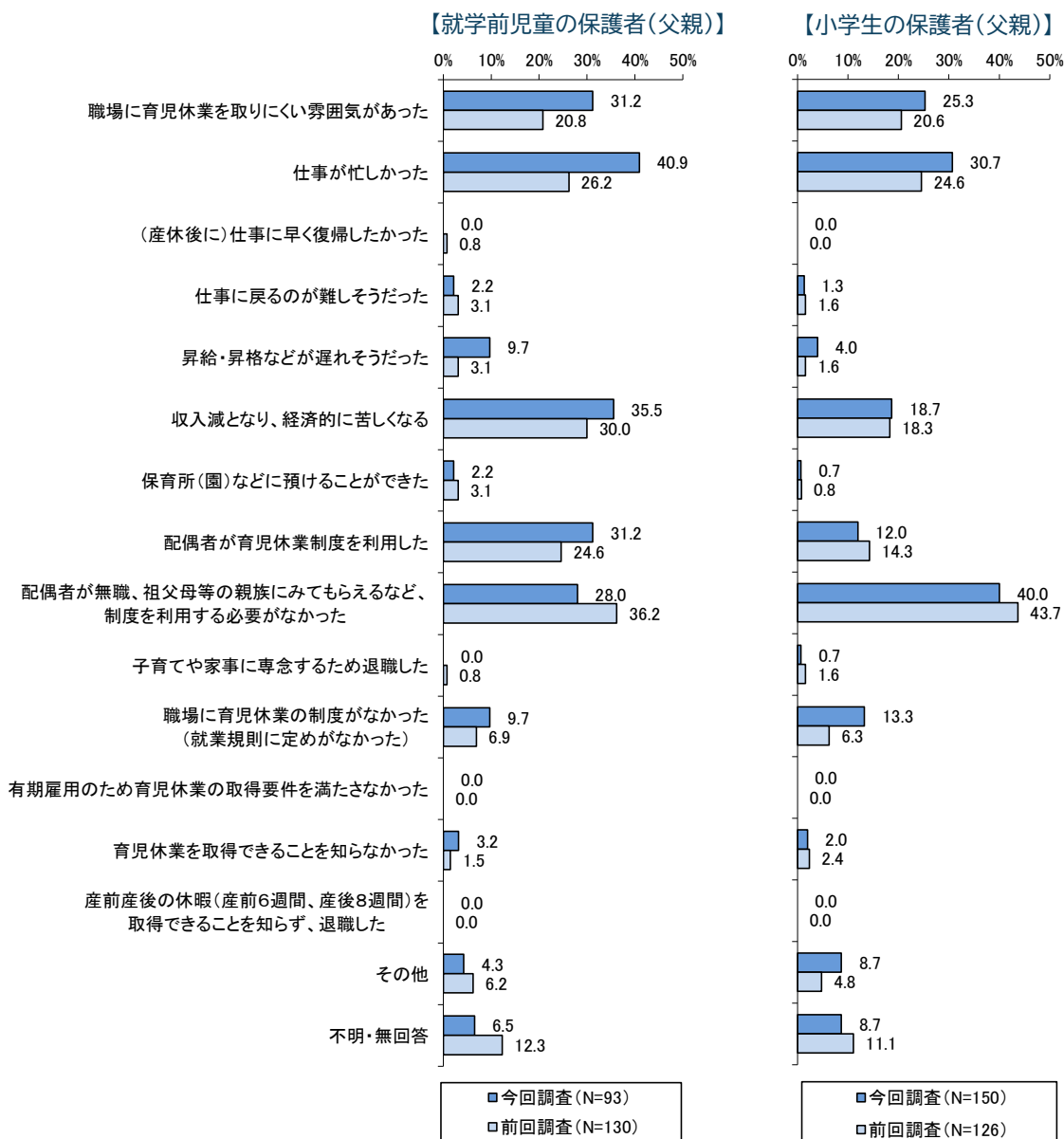
4. 父親が育児休業を取得していない理由(複数回答)

父親の育児休業を取得していない理由(「その他」除く)についてみると、就学前児童の保護者では「仕事が忙しかった」が40.9%と最も高く、次いで「収入減となり、経済的に苦しくなる」が35.5%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」「配偶者が育児休業制度を利用した」がともに31.2%となっています。

前回調査と比較すると、「仕事が忙しかった」が14.7ポイント、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が10.4ポイント、「昇給・昇格などが遅れそうだった」「配偶者が育児休業制度を利用した」がともに6.6ポイント増加し、「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」が8.2ポイント減少しています。

小学生の保護者では「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」が40.0%と最も高く、次いで「仕事が忙しかった」が30.7%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が25.3%となっています。

前回調査と比較すると、「職場に育児休業の制度がなかった」が7.0ポイント、「仕事が忙しかった」が6.1ポイント増加しています。



⑧ 子ども・子育て支援の充実について

1. 八百津町における子育ての環境や支援への満足度について。(複数回答)

八百津町における子育ての環境や支援への満足度についてみると、「3(どちらでもない)」が44.3%と最も高く、次いで「4(満足度がやや高い)」が20.9%、「2(満足度がやや低い)」が16.5%となっています。

『満足度が低い計』(「1(満足度が低い)」と「2(満足度がやや低い)」の割合の小計)は24.3%、『満足度が高い計』(「5(満足度が高い)」と「4(満足度がやや高い)」の割合の小計)は27.0%となっています。

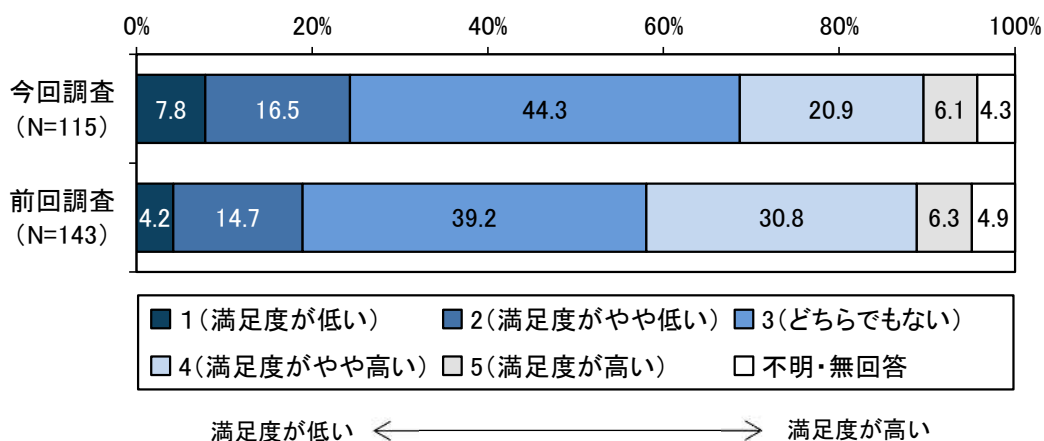
前回調査と比較すると、『満足度が低い計』が5.4ポイント増加し、『満足度が高い計』は10.1ポイント減少しています。

小学生の保護者では「3(どちらでもない)」が44.8%と最も高く、次いで「4(満足度がやや高い)」が27.0%、「2(満足度がやや低い)」が17.8%となっています。

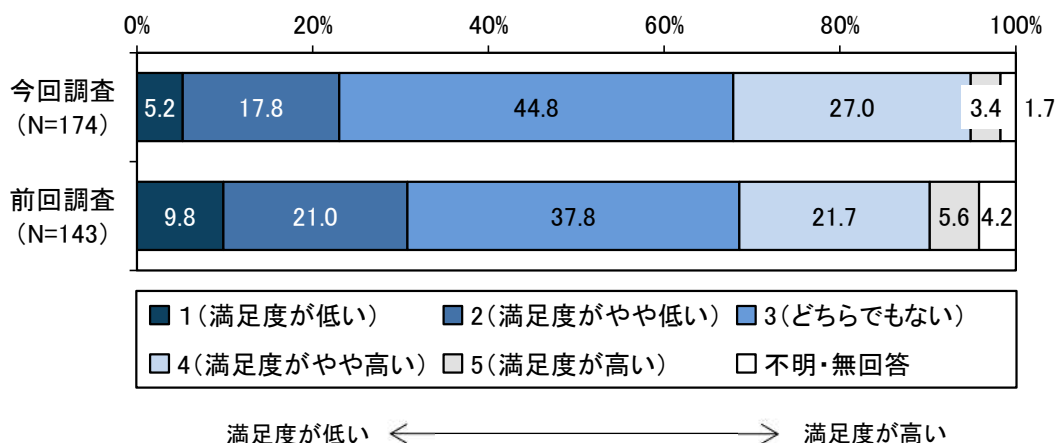
『満足度が低い計』は23.0%、『満足度が高い計』は30.4%となっています。

前回調査と比較すると、『満足度が低い計』が7.8ポイント減少し、『満足度が高い計』は3.1ポイント増加しています。

【就学前児童の保護者】



【小学生の保護者】



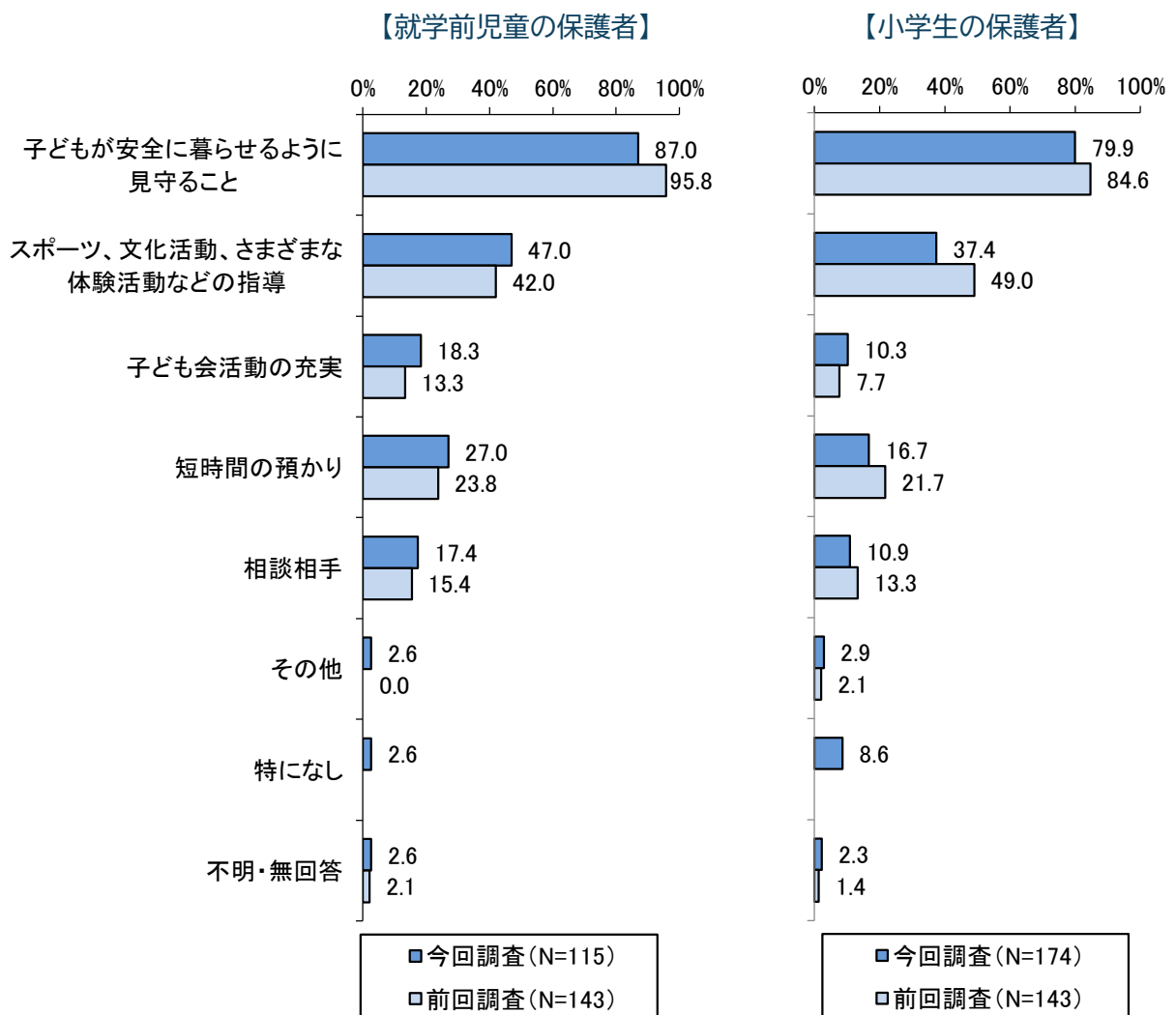
2. 子育てや子どもの育ちの支援として、地域住民、地域団体、ボランティア等に特に期待すること何ですか。(単数回答)

子育てや子どもの育ちの支援として、地域住民、地域団体、ボランティア等に特に期待することについてみると、就学前児童の保護者では「子どもが安全に暮らせるように見守ること」が87.0%と最も高く、次いで「スポーツ、文化活動、さまざまな体験活動などの指導」が47.0%、「短時間の預かり」が27.0%となっています。

前回調査と比較すると、「スポーツ、文化活動、さまざまな体験活動などの指導」「子ども会活動の充実」がともに5.0ポイント増加し、「子どもが安全に暮らせるように見守ること」が8.8ポイント減少しています。

小学生の保護者では「子どもが安全に暮らせるように見守ること」が79.9%と最も高く、次いで「スポーツ、文化活動、さまざまな体験活動などの指導」が37.4%、「短時間の預かり」が16.7%となっています。

前回調査と比較すると、「スポーツ、文化活動、さまざまな体験活動などの指導」が11.6ポイント、「短時間の預かり」が5.0ポイント減少しています。



※「特になし」は今回調査のみの選択肢です。

⑨ 子育てについて

1. お子さんの子育てに関して、悩んだり、精神的に不安定になることがありますか。(単数回答)

子育てに関して、悩んだり、精神的に不安定になることの有無についてみると、就学前児童の保護者では「時々ある」が53.0%と最も高く、次いで「ほとんどない」が20.9%、「よくある」が14.8%となっています。

『ある計』(「よくある」と「時々ある」の割合の小計)は67.8%、『ない計』(「ない」と「ほとんどない」の割合の小計)は30.5%となっています。

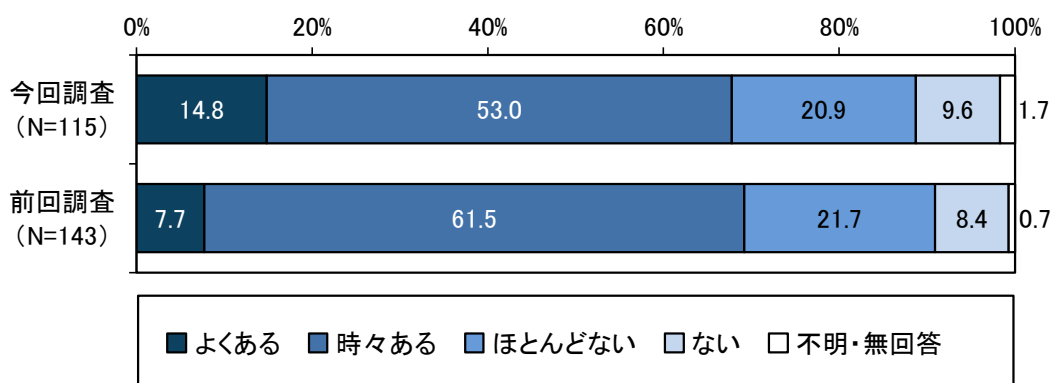
前回調査と比較すると、『ある計』『ない計』ともに大きな違いはありませんが、『ある計』の内訳をみると「よくある」が7.1ポイント増加し、時々ある」が8.5ポイント減少しています。

小学生の保護者では「時々ある」が55.2%と最も高く、次いで「ほとんどない」が26.4%、「よくある」が9.8%となっています。

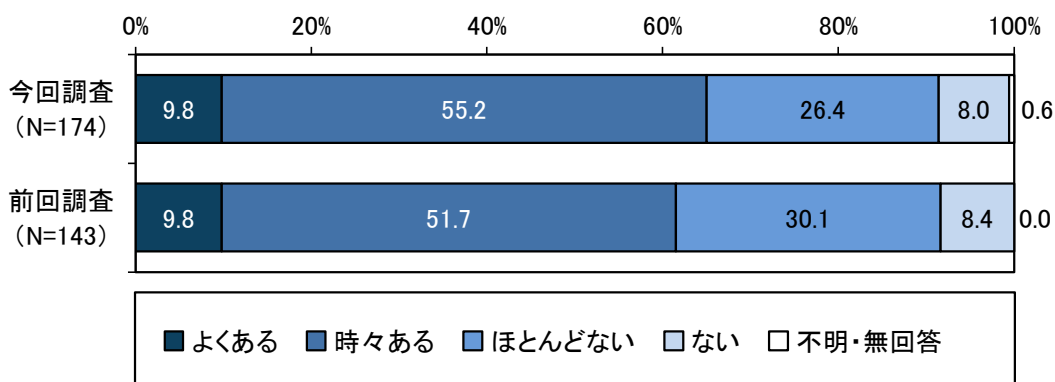
『ある計』は65.0%、『ない計』は34.4%となっています。

前回調査との比較において、大きな違いはありません。

【就学前児童の保護者】



【小学生の保護者】



2. 子育てをしている中で、ストレスを感じ、子どもに手をあげてしまう、あるいは手をあげそうになったことがありますか。(単数回答)

子育てをしている中で、ストレスを感じ、子どもに手をあげてしまう、あるいは手をあげそうになったことの有無についてみると、就学前児童の保護者では「時々ある」が40.0%と最も高く、次いで「ほとんどない」が28.7%、「ない」が24.3%となっています。

『ある計』(「よくある」と「時々ある」の割合の小計)は44.3%、『ない計』(「ない」と「ほとんどない」の割合の小計)は53.0%となっています。

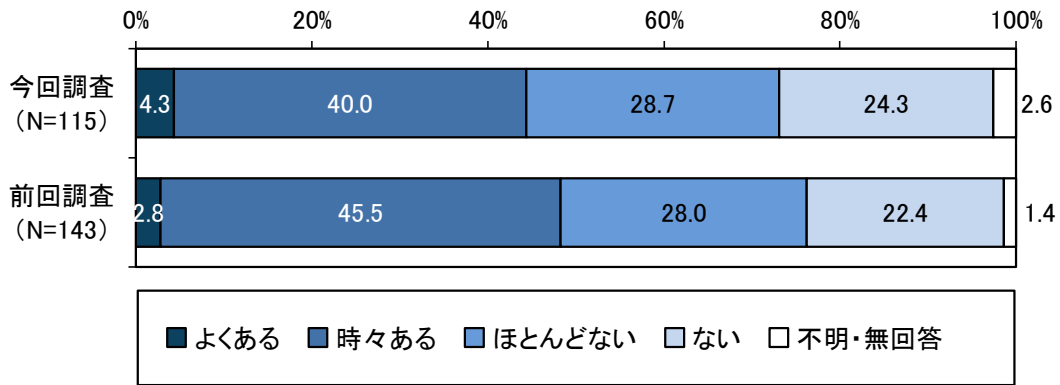
前回調査と比較すると、「時々ある」が5.5ポイント減少しています。

小学生の保護者では「時々ある」が40.2%と最も高く、次いで「ほとんどない」が32.2%、「ない」が23.0%となっています。

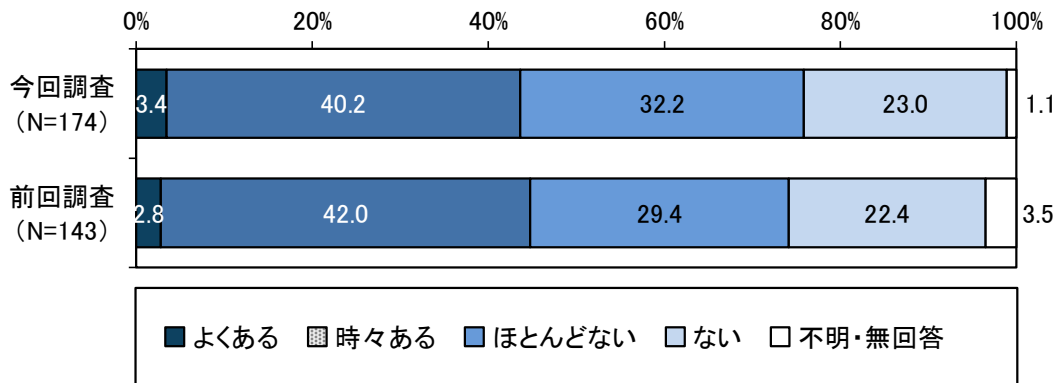
『ある計』は43.6%、『ない計』は55.2%となっています。

前回調査との比較において、大きな違いはありません。

【就学前児童の保護者】



【小学生の保護者】



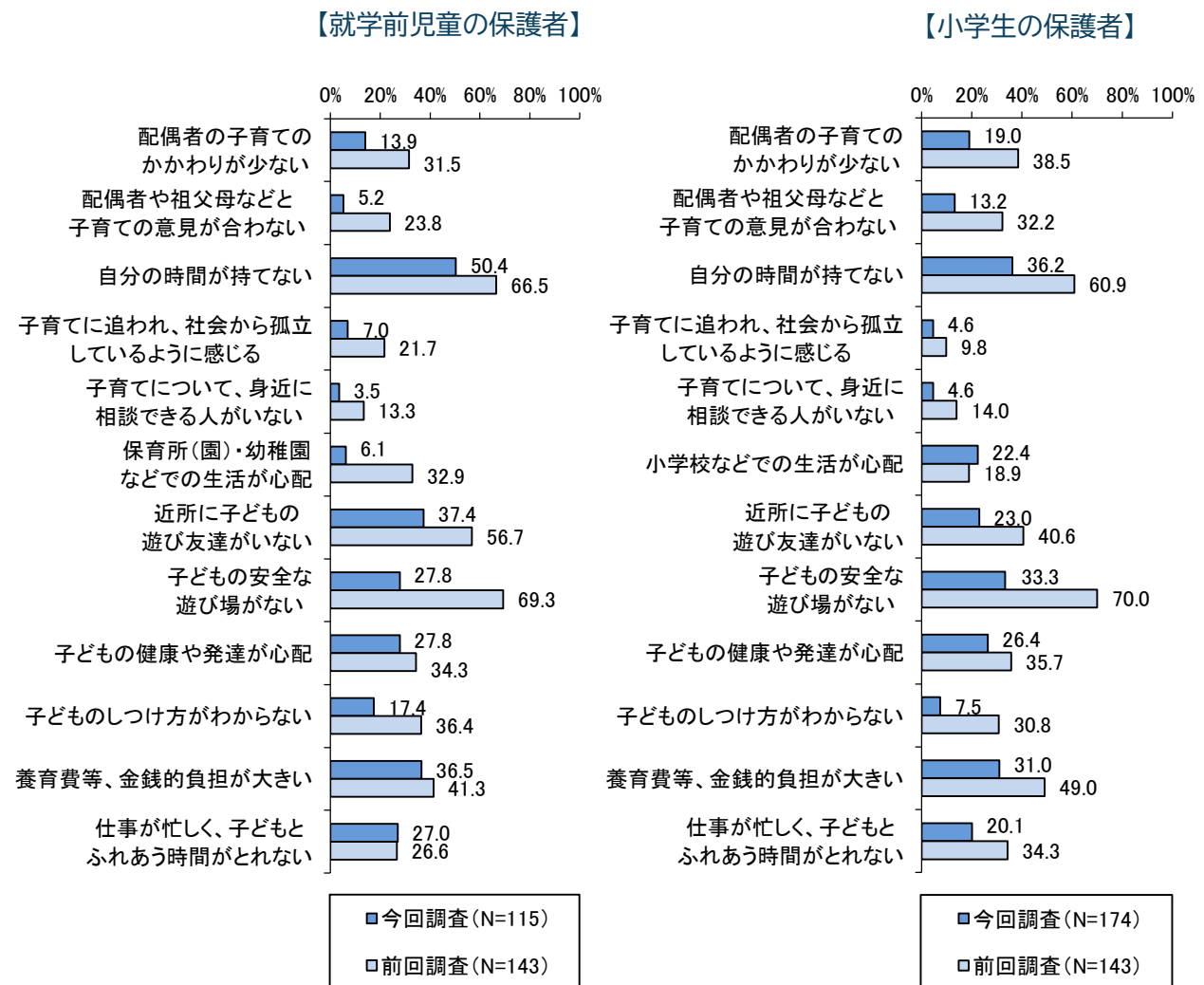
3. 子育ての不安や悩みに関する項目についてあなたはどのように思いますか。(複数回答)

子育てに関する情報の入手方法についてみると、就学前児童の保護者では「自分の時間が持てない」が50.4%と最も高く、次いで「近所に子どもの遊び友達がいない」が37.4%、「養育費等、金銭的負担が大きい」が36.5%となっています。

前回調査と比較すると、「子どもの安全な遊び場がない」が41.5ポイント、「保育所(園)・幼稚園などでの生活が心配」が26.8ポイント、「近所に子どもの遊び友達がいない」が19.3ポイント減少しています。

小学生の保護者では「自分の時間が持てない」が36.2%と最も高く、次いで「子どもの安全な遊び場がない」が33.3%、「養育費等、金銭的負担が大きい」が31.0%となっています。

前回調査と比較すると、「子どもの安全な遊び場がない」が36.7ポイント、「自分の時間が持てない」が24.7ポイント、「子どものしつけ方がわからない」が23.3ポイント減少しています。



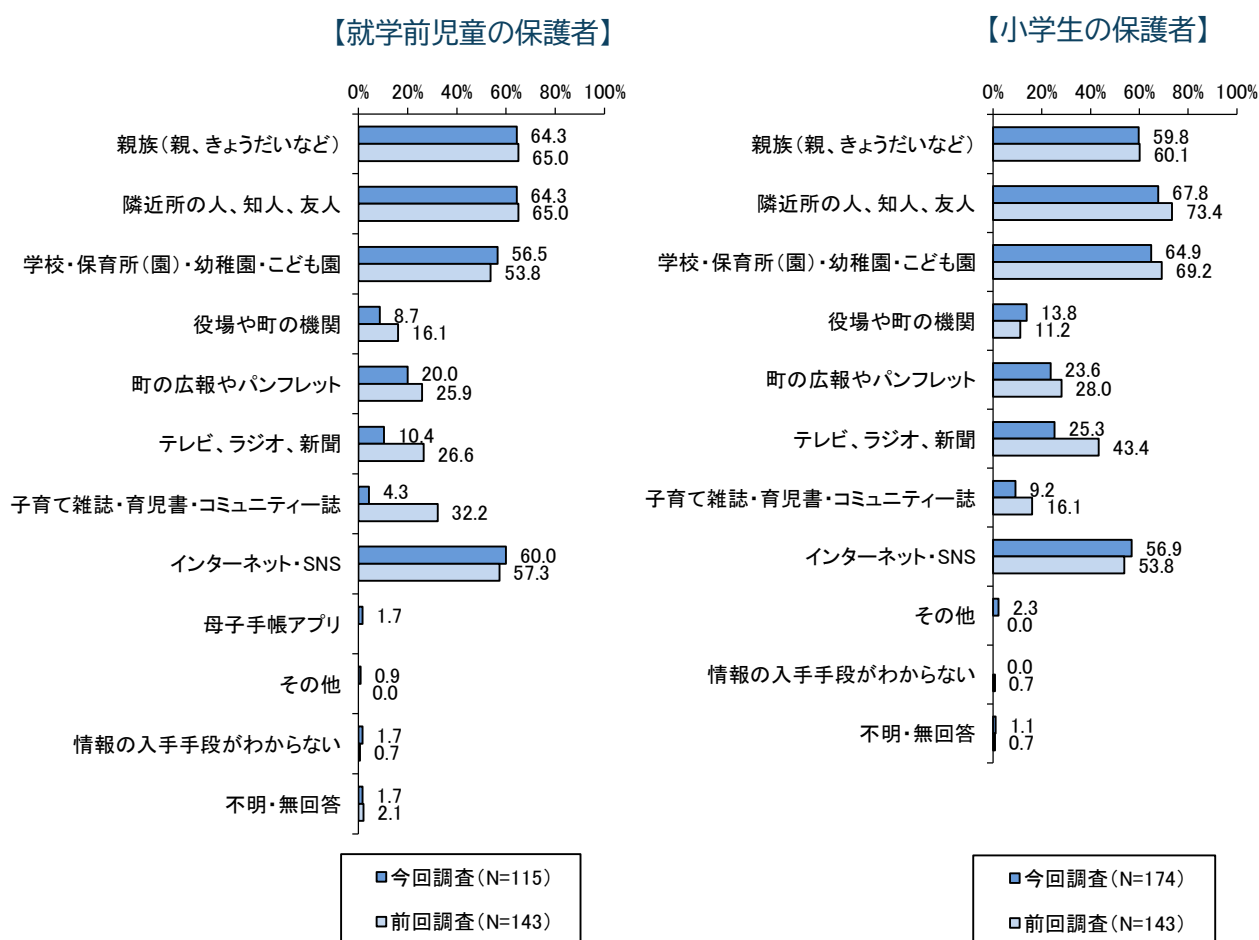
4. 子育てに関する情報をどのように入手していますか。(複数回答)

子育てに関する情報の入手方法についてみると、就学前児童の保護者では「親族(親、きょうだいなど)」「隣近所の人、知人、友人」がともに64.3%と最も高く、次いで「インターネット・SNS」が60.0%となっています。

前回調査と比較すると、「子育て雑誌・育児書・コミュニティー誌」が27.9ポイント、「テレビ、ラジオ、新聞」が16.2ポイント、「役場や町の機関」が7.4ポイント減少しています。

小学生の保護者では「隣近所の人、知人、友人」が67.8%と最も高く、次いで「学校・保育所(園)・幼稚園・こども園」が64.9%、「親族(親、きょうだいなど)」が59.8%となっています。

前回調査と比較すると、「テレビ、ラジオ、新聞」が18.1ポイント、「子育て雑誌・育児書・コミュニティー誌」が6.9ポイント、「隣近所の人、知人、友人」が5.6ポイント減少しています。



※「母子手帳アプリ」は就学前児童の保護者調査かつ今回調査のみの選択肢です。

5. 子育てに関する情報は十分に入手できていますか。(単数回答)

子育てに関する情報を十分に入手できているかについてみると、「どちらかといえばできている」が59.1%と最も高く、次いで「どちらかといえばできていない」が26.1%、「十分できている」が10.4%となっています。

『できている計』(「十分できている」と「どちらかといえばできている」の割合の小計)は69.5%、『できていない計』(「できていない」と「どちらかといえばできていない」の割合の小計)は29.6%となっています。

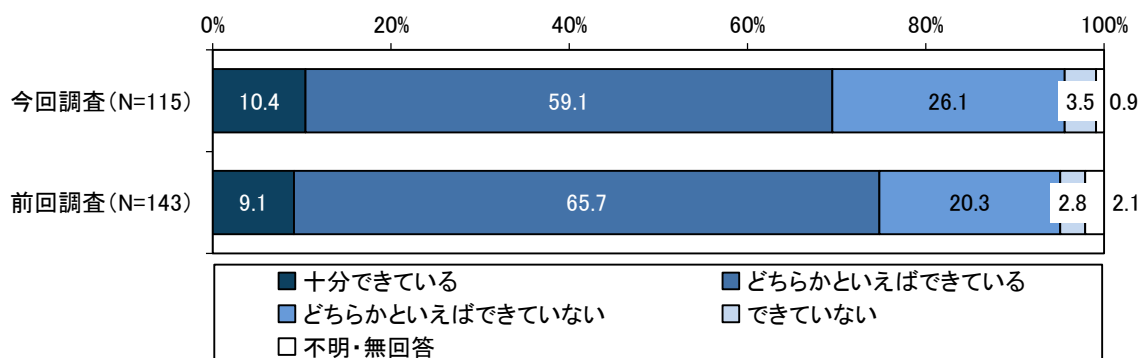
前回調査と比較すると、『できていない計』が6.5ポイント増加し、『できている計』が5.3ポイント減少しています。

小学生の保護者では「どちらかといえばできている」が66.7%と最も高く、次いで「どちらかといえばできていない」が23.6%、「十分できている」が6.9%となっています。

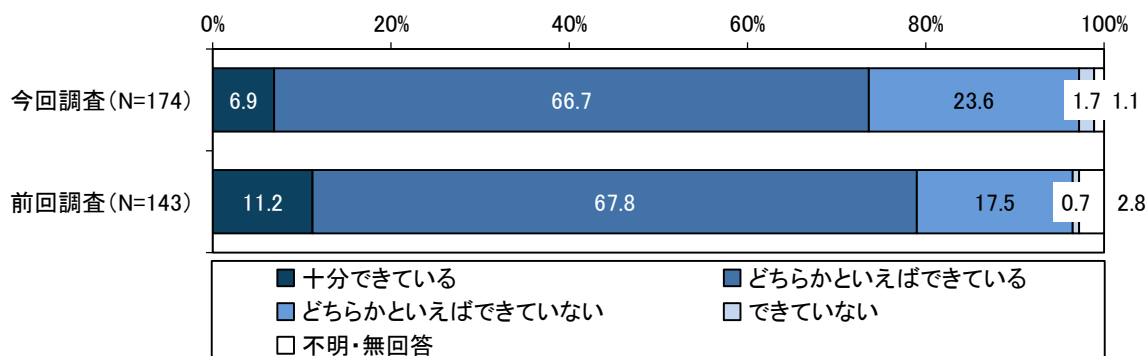
『できている計』は73.6%、『できていない計』は25.3%となっています。

前回調査と比較すると、『できていない計』が7.1ポイント増加し、『できている計』が5.4ポイント減少しています。

【就学前児童の保護者】



【小学生の保護者】



3. 八百津町の現状・課題

統計による状況及びアンケート調査による本町の現状から、子どもや子育てを取り巻く課題を整理しました。

課題1 子育て家庭の支援について

近年、核家族化、人間関係の希薄化といった社会状況の変化や、厳しい社会経済状況の影響に伴う共働き家庭の増加、就労形態の多様化等により、家庭の子育て力や地域の子育て機能の低下がみられ、保護者の子育てに伴う負担や不安、孤立感が高まっています。

町の統計データでは、総人口の減少に伴い一般世帯数が減少傾向となっているなか、核家族世帯数は増えており、その割合は約6割となっています。

そのような状況において、アンケート調査では、子育ての悩みなどの相談相手の有無について、就学前児童の保護者で2.6%、小学生の保護者で2.9%と少ないものの相談相手がない保護者が一定数存在しています。

また、子育てに関する相談できる先については、就学前児童の保護者、小学生の保護者ともに、「配偶者・祖父母等の親族」「友人や知人」が上位項目となっていることから、全般的な子育て家庭への支援はもとより、地縁によるサポートからもれてしまう家庭への支援の充実も必要です。

支援につながる要素となる「子育てに関する情報」の入手の有無について『できていない計』（「できていない」と「どちらかといえばできていない」の割合の合計）に着目すると、就学前児童の保護者で約3割、小学生の保護者で2割台半ばとなっており、就学前児童の保護者・小学生の保護者ともにその割合は増加しています。

そのため、「情報入手方法」において増加が見られた「インターネット・SNS」など効果の高い発信経路にて、より多くの保護者へ情報を行き渡らせることが必要です。

子どもが生活の大半を過ごす家庭の環境は、子どもの成長に大きく影響します。そのため、これから親になる世代や子育て中の親が、子どものしつけや生活習慣の見直し、家庭内での教育力を高めるための家庭教育に関する学習を支援することが必要です。

一方、子育ての不安や悩みに関する項目について、就学前児童の保護者・小学生の保護者ともに、「自分の時間」や「子どもの遊び」に関する項目に次いで「養育費等、金銭的負担が大きい」が4割台と上位項目となっていることから、経済的支援の要望も高いことが見受けられます。

多様化するニーズに対応すべく、情報の提供や生活環境の整備、経済的支援等、サポートの充実を図ることが必要です。

課題2 健全な子育ての支援について

就労形態の多様化、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育て家庭の孤立が取りざたされ、周囲からの助言や支援を受けにくい状況が広がっている中、妊娠期からの継続的な支援体制の構築はもとより、子どもの健康状態の把握や健全な育児の支援、保護者の心身のケアの推進等、それぞれの状況に応じた支援を充実するとともに、知識の普及や意識啓発を進めていくことが必要です。

アンケート調査では、子育てに関して、悩んだり、精神的に不安定になることの有無について、就学前児童の保護者、小学生の保護者ともに、『ある計』（「よくある」と「時々ある」の割合の合計）が6割台半ばとなっています。

そのような状況の中、子どもの育ちをめぐる環境として、日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人の有無についてみると、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」は就学前児童の保護者で36.5%、小学生の保護者で43.1%となっており、ともに減少しています。

一方、「定期的な教育・保育の事業」の利用の有無について、就学前児童の保護者では「利用している」が約8割となっており、保育ニーズの高まりが見受けられます。

妊娠期から子育て期の切れ目のない相談や支援を行い、タイムリーに福祉サービスや専門相談機関につなげ、親の育児不安・負担の軽減を図り、安心して産み育てることができる取り組みが必要です。今後は、子育て支援に関する情報発信体制を強化するとともに、妊娠から出産、乳幼児期と連続した公的支援に加え、子育て家庭間の交流や、悩みを気軽に相談できる機会と場所の提供など、切れ目のない支援の充実を図り、個々の状況に寄り添いながら支援していくことが重要です。

健全な子育てを実現するためには、心身の健やかな成長、基礎学力の向上とともに、様々な体験活動を通じた社会性の向上、学校を中心に地域社会と連携した教育の充実といった子どもの発達段階に応じた教育・保育・医療の充実が必要です。

課題3 子育てと仕事の両立支援について

近年、共働き家庭の増加や就労形態が多様化している中、本町の女性の年齢別就業率については、すべての年代において国・県を上回る値をしめしています。経年の推移をみても概ね増加傾向となっており、子育て世代となりうる25歳から39歳の就業率の増加が目立ちます。

子育て世帯の核家族化の増加傾向および、アンケート調査では母親の就労が前回調査に比べ就学前児童の保護者・小学生の保護者ともに増加しており、保育・放課後児童クラブのニーズが高まっています。

また、母親の育児休業の取得についてのアンケート調査では「育休を取得した」と回答した方は、就学前児童の保護者で4割台、小学生の保護者で2割台となっており、中でも、就学前児童の保護者は前回の2割台から4割台と大きく増加していることから、就学前児童の保護者においては、働いている母親が増える中、育休の取得が進んでいることが伺えます。

一方、父親の育児休業については「育休を取得した」との回答が、就学前児童の保護者で9.6%、小学生の保護者で3.4%と低い数値で推移しており、育児休業を取得していない理由についても「職場に育児休業の制度がなかった」「育児休業を取りにくい雰囲気があった」といった要因が増加していることから、就労先において父親の育児休業に対する理解が進んでいないことが考えられます。

企業と就業者がともに子育て家庭における親の多様な働き方に理解をしめし、支援の充実を図るとともに子育てと仕事の両立に向けた基盤整備を進めていくことが必要です。また、子どもを預ける環境の充実を図り、保護者が安心して就労できる体制が引き続き必要です。

課題4 個々の家庭の特性に応じた切れ目のないきめ細かな支援について

近年、子育てに不安や悩みを持った保護者がストレスを抱え込むことにより、わが子を虐待してしまうといった事案の増加が全国的にも大きな問題となっています。

町のアンケート調査においても、子育てをしている中で、ストレスを感じ、子どもに手をあげてしまう、あるいは手をあげそうになった経験の有無について聞いたところ、就学前児童の保護者・小学生の保護者ともに『ある計』（「よくある」と「時々ある」の割合の合計）が4割台半ばと半数近くを占める結果となっています。

また、家庭の経済的な状況が子どもの育ちに影響を及ぼす「子どもの貧困」が社会問題となる中、学習を受ける機会をはじめ、食事環境への配慮など、生活上の様々な相談や支援の充実も必要です。

さらに、障がいのある子どもや配慮を要する子どもへの支援ニーズが高まる中、保護者をはじめ、周囲の人たちへの理解を深め、子どもにとって適切な支援が行われる体制づくりが必要です。

周囲からの助言や支援を受けにくい状況が広がっている中、子育てを家庭内で抱え込むことなく地域の支援を受けられる仕組みづくりを推進するとともに、家庭内だけでの子育てが困難な家庭には、その状況を把握し最適な支援を受けられるよう、相談・支援体制の充実を図るなど、一人ひとりの子どもの特性に配慮したきめ細かな支援が必要です。

課題5 八百津の子育て・子育ての支援体制について

地域のつながりや絆の重要性が再認識される中、地域全体で子育て家庭を見守り、支援する体制づくりが求められます。

アンケート調査では、相談先として「保育士」「小学校教諭」「子育て支援センター」があげられていることから、地域の子育て専門職の資質の向上、連携強化による関係機関のサービスの質の向上が求められます。

より重要性が増す地域における支援体制の充実を図るべく、地域とのつながりの深化・拡大を推進し、地域資源を活かした総合的な子育て・子育ての支援体制の整備を進めていくことが必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 子ども・子育ての基本理念

子どもはまちの宝であり、子どもの健やかな育ちと子育て家庭を支えることは、一人ひとりの子どもや家族の幸せにつながるだけでなく、本町の明るい未来にもつながります。

一方、全国的に人口減少や少子化の進行が止まらず、児童虐待や子どもの貧困、ヤングケアラーの問題など、子どもや子育て家庭を取り巻く課題は深刻化・複雑化しています。

そのような状況の中、国の「こども基本法」に基づく、「こども大綱」においては、全ての子ども・若者が、身体的・精神的・社会的に幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指すこととされています。

本町においても、上記の社会情勢も踏まえつつ、これまでの取り組みを継承するとともに、「こどもまんなか社会」という考え方を踏まえ、これからの本町を支える子どもたちを地域社会の中心と捉え、胎児期、乳幼児期、児童期、青年期といった各ライフステージに応じて切れ目のない支援を展開するとともに、家庭における子育てを中心として、社会全体での子育て環境をより一層充実し、子育て・子育ての充実を図り、未来に夢と希望のもてるまちを目指して、次のように基本理念を定めます。

こどもまんなか 八百津町
～みんなでつくる 子育てのまち～

2. 基本目標

本計画は、5つの基本目標に基づき策定しました。

1 子育て家庭の支援の充実

子育ての悩みや経済面といった多様な課題を持つ子育て家庭に寄り添いながら、情報の提供や生活環境の整備、経済的支援等のサポートの充実を図ることにより、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげるとともに、子どもを生み、育てることに喜びを見いだせるような支援体制づくりを進めます。

2 健全な子育ての支援の充実

妊娠・出産期からの継続的な支援により、保護者の負担・不安を軽減するとともに、胎児期、乳幼児期、児童期、青年期を経て、自立した大人となり社会生活を送ることができるよう、ライフステージごとの特有な課題に対して、教育、保育、医療を切れ目なく提供できる環境づくりを進め、健全な子育てを社会全体で支援します。

3 子育てと仕事の両立支援の充実

保護者が安心して子どもを預け、就労できる環境を進めるとともに、ライフスタイルに応じて子育てに向き合うことができるワーク・ライフ・バランスの実現に向け、男女共同参画社会についての啓発活動を進め、家庭と職場の両面で子育て家庭の「共働き・共育て」を推進します。

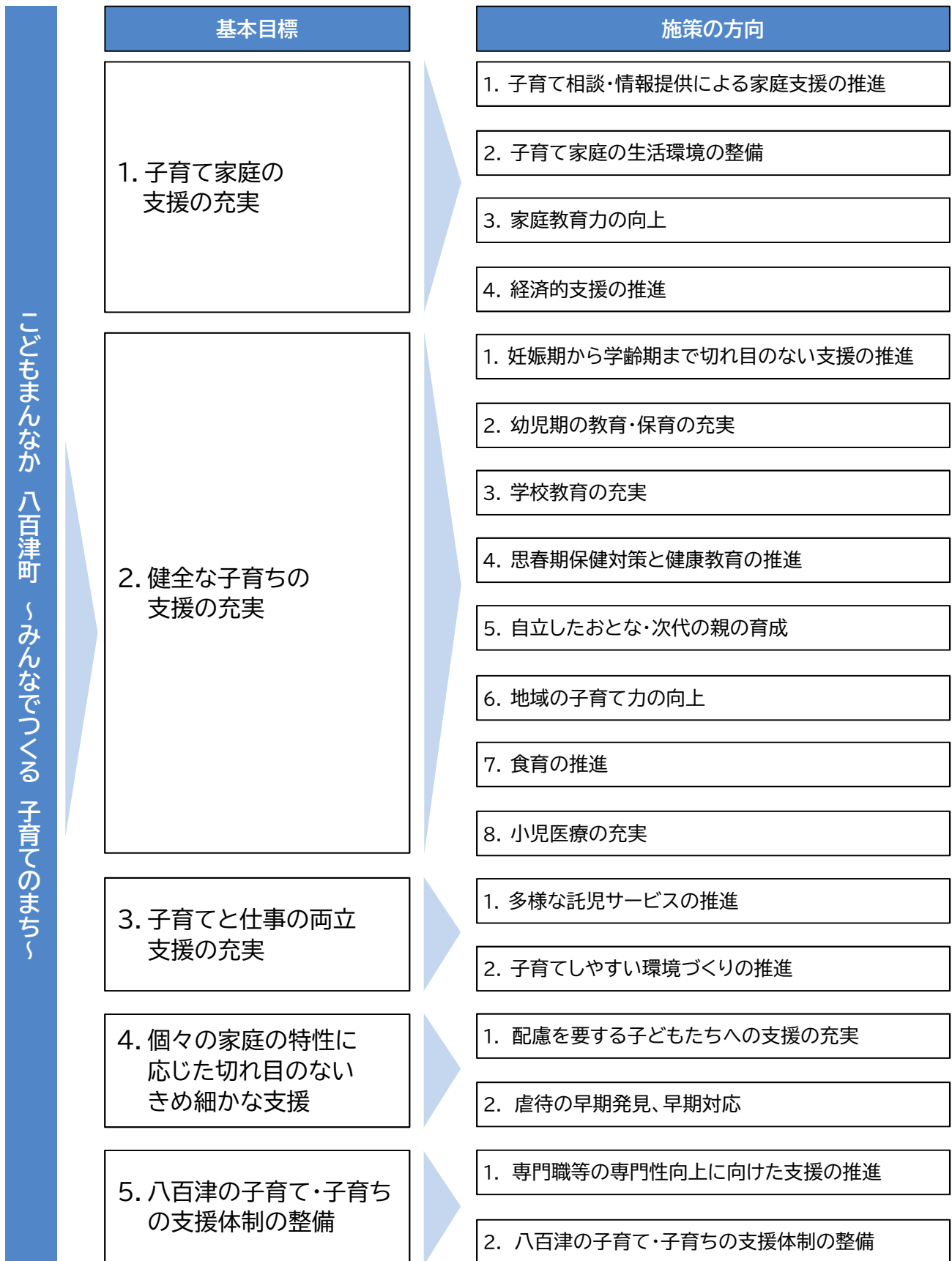
4 個々の家庭の特性に応じた切れ目のないきめ細かな支援

すべての子どもが生まれ育った環境によって左右されることなく、子ども一人ひとりが心身ともに健やかに成長でき、自分の可能性を狭めてしまうことがないよう、経済的な困難や虐待、障がいの有無等、様々な状況にある子どもとその家族に寄り添い、個々の現状等に応じたきめ細やかな支援を行います。

5 八百津の子育て・子育ての支援体制の整備

子どもや子育て家庭を地域ぐるみで支えていけるよう、行政はもとより、関係機関・団体を含んだ地域全体が有機的に連携するとともに、子育て・子育ての支援に携わる専門職等の資質を向上することにより、地域資源の最大化を図り、地域全体で総合的な子育て・子育ての支援体制の充実を図ります。

3. 施策の体系



第4章 施策の展開

基本目標1. 子育て家庭の支援の充実

施策の方向(1) 子育て相談・情報提供による家庭支援の推進

家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の保護者の不安や負担感の軽減・解消のため、地域の身近なところで子育てについて、相談しやすい環境を整備するとともに、子育てに関わる情報を利用者の立場に立ち、わかりやすく提供することにより、サービスや事業が必要なときに適切に利用できる支援体制の充実に努めます。

【主な取り組み】

事業名	事業概要	主担当課
子育て支援センターの機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の子育て支援の中核である「八百津町子育て支援センター」の機能の充実を図り、育児不安解消のための相談・指導をはじめ、子育て中の保護者への支援活動などに関する情報提供を行います。 ○未就園児の親子を対象とした専門の相談室において、十分なプライバシーを保ちながら子育て相談に対応し、子育て中の保護者の交流が深まる場所として、環境の構築を行います。 ○保護者が安心して子どもを遊ばせることができるよう、安全面に配慮した施設の整備を行うとともに遊具や玩具の充実に努めます。 	子育て支援センター
利用者支援事業 (こども家庭センター型) の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○こども家庭センターを設置し、保育園や地域の子育て支援の利用について情報集約と提供を行うとともに、子どもや保護者からの利用にあたっての相談に応じ、必要な情報提供・助言をし、関係機関との連絡調整を行います。 ○個別の子育て家庭のニーズを把握して、適切な施設・事業等を円滑に利用できるよう支援します。 	こども家庭センター
専門機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者の不安や悩みについて相談できる「子育て相談会」の開催や、年齢別の健診の際に専門職に相談できる場を提供します。 	健康福祉課
	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者の不安や悩みについて、スクールカウンセラーの懇談を行うとともに、スクールカウンセラーや教育相談員等の定期的な学校訪問を実施し、専門的な対応が必要な場合には、専門機関等へつなぐなど、関連機関と連携して対応します。 	小・中学校教育課

事業名	事業概要	主担当課
広報等による情報提供	<p>○町ホームページに子育て支援専用サイトを作成し、目的ごと、ライフステージごとにまとめて、妊娠期から子育て支援、健全育成関連情報の充実を図ります。</p> <p>○広報やおつや、情報配信システム(やおつーしん)、子育て支援センター通信などについては、わかりやすい情報の提供と内容の充実に努めるとともに、メール、タブレット等を活用し、情報提供を積極的に行うことにより、子育て中の保護者が情報を入手し、サービス等にたどり着くことができるようにします。</p>	<p>教育課 健康福祉課 子育て支援センター</p>
「八百津町子育てパンフレット」の配布・説明	<p>○子育てについて、妊娠から中学校卒業までの非認知機能の目標やポイントをまとめ、子育て支援、健全育成サービスが対象となる年代別に掲載している「八百津町子育てパンフレット」を保健センター、乳幼児学級、保育園、学校で配布・説明を行います。</p>	<p>教育課 健康福祉課 子育て支援センター 保育園</p>
日常的な相談・情報提供	<p>○子育て支援センターや、保健センターでの年齢別健診、乳幼児相談、保育園での個別懇談等、様々な場で保護者からの相談に町の専門職が関わる際に、必要な情報をその場で伝えるよう努めます。また、相談・情報提供の質の向上に努めます。</p>	<p>子育て支援センター 健康福祉課 保育園</p>
ICTを活用した連絡・情報提供	<p>○各保育園から保護者への日常的な連絡や緊急連絡等を、ICTを活用して行います。また、町立保育園はICTを活用した保育園運営システム「コドモン」により、タイムリーな情報提供に努めます。</p>	<p>保育園</p>

施策の方向(2) 子育て家庭の生活環境の整備

子育て家庭にとって、良好な生活環境を構築するため、妊婦や乳幼児を連れた人が安心して外出等ができる環境整備を行うとともに、公共施設や公共交通機関を快適に利用できるようバリアフリー化を推進します。

また、交通安全や防犯教育等を推進し、町全体で良好な生活環境を維持するための意識の醸成を図るとともに、空き家バンクや町営・町有住宅を活用し、子育て家庭を支援する居住環境の整備を進めます。

【主な取り組み】

事業名	事業概要	主担当課
遊び場の整備	○町内の公園や設置されている遊具を含め、定期的な点検、補修等の維持管理を行い、子どもたちが安全に遊べる環境を整備します。また、公衆トイレを衛生的に保ち、多目的トイレやベビーベッド、ベビーカーチェアを設置し、子育て世帯が利用しやすい環境を整備します。	地域振興課
公共施設等のバリアフリー化	○公共施設においては、町公共施設個別施設計画に基づき長寿命化改修とともにバリアフリー化を順次進めていき、障がいのある方や子どもを連れている方からお年寄りでも外出しやすい環境をつくれます。	総務課 教育課
交通安全教育の実施	○総合的な学習の時間、特別活動の時間、保育園行事・学校行事の時間などを活用し、交通安全教育を行います。 ○「八百津の子どもを守り育てる会(見守りボランティア)」の協力を得て交通安全教室を実施します。教室を継続して開催することができるよう、「八百津の子どもを守り育てる会」の活動支援を行います。 ○町民に対して、子どもや高齢者の交通安全面への配慮、自動車を運転する立場として交通事故を起こさないといった視点からの広報啓発を行い、交通安全意識の高揚につなげます。また、道路上の交通安全啓発看板やのぼり旗等の充足や啓発チラシの配布等日常的な啓発活動を図ります。	保育園 小・中学校 防災安全室
通学路整備の推進	○教育課、警察、道路管理者が連携し、定期的に通学路の危険個所の情報共有を行うとともに、国や岐阜県などと連携し、安全に十分配慮した道路整備に努めます。 ○国や岐阜県などと連携し、小規模改修及び修繕など財政負担を踏まえながら段差の解消等の道路整備を段階的に進めます。	教育課 建設課
防犯教育の推進	○総合的な学習の時間、特別活動の時間、園行事・学校行事の時間などを活用し、子どもに対しては、子どもの連れ去り未然防止や不審者対応、施設においては不審者侵入における対応訓練など、防犯教育を行います。	保育園 小・中学校

事業名	事業概要	主担当課
地域組織単位での防犯教育の実施	<p>○情報配信システム(やおつーしん)やすぐメール、防災行政無線で犯罪に関する情報を素早く地域に知らせるほか、自治会をはじめ、子ども会、老人クラブ、消防団などの地域組織の定例会などの場で、防犯教育を行うよう、各地域組織の役員に働きかけます。</p> <p>○地域組織で防犯教育を行う際には、資料の提示や講師の派遣など、必要な支援を行います。</p>	防災安全室
防犯灯の設置の推進	<p>○地区からの要望を踏まえ、交通安全対策や防犯対策のため防犯灯を設置し、交通事故や犯罪が起こりにくい環境づくりに努めます。</p>	建設課
「空き家バンク」の活用	<p>○空き家バンクを活用し、定住促進と町内の活性化をはかります。空き家を改修した際や片付けなどに補助金を出すなど、さらなる空き家登録の促進を行うとともに、空き家バンクを利用したい子育て世帯への方への発信を行います。</p>	地域振興課
町営・町有住宅の提供	<p>○町営・町有住宅の利用促進を図るため、広報やおつー町ホームページ・情報配信システム(やおつーしん)等にて募集案内などの情報を提供します。町有住宅については、子育て世帯に住宅使用料の減額を行うとともに情報提供し利用の促進を行います。</p>	建設課

施策の方向(3) 家庭教育力の向上

家庭教育は、心身の健康を育むとともに、基本的な生活習慣や自立心・自制心、社会的なマナー等、社会生活を営むために必要なことを身につけるために重要な役割を担っています。

家庭教育力を高めるため、乳幼児学級・家庭教育学級をはじめ、さまざまな学習機会を提供するとともに、家庭や学校、関係機関との連携を深めることにより、保護者が安心して家庭教育ができる環境の構築を進めます。

【主な取り組み】

事業名	事業概要	主担当課
「八百津町子育てパンフレット」の配布・説明【再掲】	○子育てについて、妊娠から中学校卒業までの非認知機能の目標やポイントをまとめ、子育て支援、健全育成サービスが対象となる年代別に掲載している「八百津町子育てパンフレット」を保健センター、乳幼児学級、保育園、学校で配布・説明を行います。	教育課 健康福祉課 子育て支援センター 保育園
マタニティスクール(母親学級)・パパママ教室(両親学級)の開催	○妊婦を対象とした「マタニティスクール」(前期)と、夫婦を対象とした「パパママ教室」(後期)を開催し、子どもが生まれる前に母親、父親としての自覚を促し、協力して出産や子育てを行う意識を持つことができるようにするとともに、生まれてくる子と母親、父親との愛着形成を支援します。また、「パパママ教室」では助産師による妊娠・出産に関する情報提供や、相談等にも応じます。 ○母子健康手帳交付時などに情報提供を行い、夫婦での積極的な参加を促すほか、初産婦、経産婦にかかわらず勧奨を行い、参加者増を図ります。	健康福祉課
妊娠期子育て講話	○「マタニティスクール」で町内保育園保育士による、「子育てへの不安解消、親としての自覚を促す」などの課題を克服するとともに、家庭の教育力の向上を目指し、親になる自覚・心構えと喜びを促す内容の講話を開催します。	健康福祉課
	○保育士の講話を通して、これから子育てを行う妊娠期の方が未来の子育てを想像できるようなあたたかな支援を行います。	保育園
父子手帳の交付・周知啓発	○父親の子育てへの関わり方や子育ての基礎知識などを記した父子手帳「パパスイッチオン！ぎふイクメンへの道」を母子手帳交付・パパママ教室等の場で交付し、活用促進を図ります。	健康福祉課
家庭の子育て力向上に向けた啓発活動の推進	○広報やおつや、子育て支援センター通信、町ホームページなどを活用して、「子どもと接することの重要性」などの啓発を行い、父母による子育て力の向上に向けて、父母の子育てに対する意識向上を図ります。 ○定期的実施している乳幼児相談会や、子育て相談会、健診の場など、保護者と接する機会を活用し啓発していきます。	子育て支援センター 健康福祉課

事業名	事業概要	主担当課
未就園児を対象とした「ゆうゆうひろば」での交流	○子育て支援センター2階を「屋根のある公園」として、子育て中の親子が集い、交流することのできる場として開放します。また、ママカフェなど保護者の交流の場を定期的を実施します。	子育て支援センター
乳幼児期家庭教育学級(乳幼児学級)の開催	○6か月～3歳までの子どもとその保護者を対象に実施し、子育てについて学ぶとともに、保護者同士の交流を深められるよう働きかけます。 ○子どもの心が育つ家庭づくりの大切さを学び、親自身が自分の子育てを振り返る場、ほかの学級生と交流できる場となるよう保健師、保育園等、子育て支援の関係者との連携を深めながら継続して実施します。	教育課
園庭開放の実施	○未就園児の親子でも利用できるよう園庭を開放し周知します。また、乳幼児学級において園庭を利用し、保育園事業に対して広く理解していただくための機会につなげます。	保育園
保育園がやがや会議の開催	○保育参観終了後、各クラスにわかれて、保護者同士が自由に話し合う会議を開催し、交流する機会を提供します。	保育園
保育園合同家庭教育学級「ちびっこ広場」の開催	○園児とその保護者を対象に、子育ての大切さを改めて知る機会及び子どもたちの夢と健全な心の育成のために、年1回講演会を開催します。	保育園
「家庭教育を实践する日」を活用した啓発活動の推進	○「家庭の日(毎月第3日曜日)」と「早く家庭に帰る日(8のつく日)」を合わせた「家庭教育を实践する日」に合わせて、家族での話し合いの重要性の啓発を行います。	教育課
家庭教育学級の開催	○保育園、小・中学校のそれぞれで、「親子のふれあい」を通じた体験や学習を実施します。 ○保育園、小・中学校、地域の願いや特色に基づき、保護者だけでなく家族や地域の人々とともに家庭教育に関心をもつことができる体験活動などの学習を実施します。	保育園 小・中学校 教育課
仲よしシネマデイ	○子どもが高校生以下のひとり親家庭のふれあいを目的とし、親子の思い出づくりにご利用いただくため、映画券の配付を行います。	社会福祉協議会

施策の方向(4) 経済的支援の推進

子育て家庭の経済的な負担を軽減し、ゆとりをもって子どもを生み育てていくことができるよう、児童手当、医療費の支給や、幼児教育・保育の無償化など各種経済的支援を図ります。また、ひとり親世帯や多子世帯、低所得世帯等にはそれぞれの家庭の状況に対応して、きめ細やかな支援を推進し、その利用に対する周知を図ります。

【主な取り組み】

事業名	事業概要	主担当課
妊婦のための支援給付	○出産や子育てに係る経済的負担の軽減するため、妊娠届出時および出産後に支給します。	健康福祉課
児童手当制度の継続	○子育て中の家庭における経済的負担を軽減するため、児童手当を支給します。	町民課
乳幼児医療費の公費負担制度の継続	○乳幼児等(出生から18歳到達後の最初の年度末まで)の医療費の自己負担額を助成します。 ○住民のニーズに即したサービス利用を促すため、広報やおつや町ホームページ、電話や窓口での相談対応で制度説明を実施し周知を推進します。	町民課
乳児育児用品等購入費助成事業の推進	○満1歳未満の乳児を養育している世帯を対象に、乳児の育児用品の購入費用を乳児1人につき1万円以内で助成します。3人目以降の乳児に対しては3万円以内で助成します。	社会福祉協議会
子育て用品リユース事業	○住民に家庭で不用となった子育て用品の情報を登録いただき、社協のホームページで公開するなどして必要とする方とのマッチングを行うとともに、子育て用品の受け渡しを通じて、子育て世代のつながりづくりを図ります。	社会福祉協議会
病児・病後児保育利用料の多子世帯無償化	○18歳未満のお子さまを、3人以上現に扶養する多子世帯の病児・病後児保育利用料について、利用料の補助を行います。	教育課
保育料・副食費の保護者負担の軽減	○同時通園している場合、2子目からの園児の保育料を軽減します。 ○18歳未満のお子さまが3人以上いる世帯の、第3子以降の園児についての副食費を減免します。 ○低所得世帯につきましては、保育料・副食費の軽減を図ります。	教育課
就学援助制度の継続	○経済的な理由によって就学が困難と認められる児童生徒または入学予定者の保護者に対して、学用品費や給食費等を援助します。	教育課
新入学児童生徒への激励	○町内の小学校に入学する全ての新1年生の健やかな成長を願い、児童に対して記念品(文房具)を贈呈します。	社会福祉協議会
児童クラブ利用料の減免	○多子世帯における同時通所及びひとり親世帯の児童クラブ利用料について、減免を行います。	教育課
佐藤金五奨学金の支給	○高等学校等に入学見込みで、家庭の経済事情により学資の支弁が困難であり、学業成績、人物ともに優れ、中学校長が推薦する世帯に、返還不要の奨学金を支給します。	教育課

事業名	事業概要	主担当課
母子・父子家庭等 医療費助成	<p>○配偶者のいない母親または父親と、現に扶養している児童(18歳到達後の最初の年度末まで)、または父母のいない児童(18歳到達後の最初の年度末まで)の医療費の自己負担額を助成します。</p> <p>○住民のニーズに即したサービス利用を促すため、広報やおつや町ホームページ、電話や窓口での相談対応で制度説明を実施し周知を推進します。</p>	町民課
母子父子寡婦福祉資金 制度	○母子家庭及び父子家庭の経済的自立を支援するため、生活資金や子どもの修学資金の貸し付けを行います。	可茂県事務所 福祉課

基本目標 2. 健全な子育ての支援の充実

施策の方向(1) 妊娠期から学齢期まで切れ目のない支援の推進

妊娠期から出産期を通して、親と子どもの健康づくりを支援していくため、妊婦健康診査の確実な受診の推奨、訪問指導、聞き取りや相談など、妊娠期から支援を行うことにより、妊娠中の健康管理等に対する意識の普及や妊娠、出産に対する不安感、負担感の解消を図ります。

また、各成長発達段階での健康診査や相談を通して、疾病の早期発見と親子の健康維持、障がいの早期発見、早期治療・療育につなげる取り組みを進めるとともに、妊娠期から子育て期にかけて保護者等が気軽に相談できるよう、相談窓口(こども家庭センター)の機能の充実を図ることで切れ目のない支援体制の強化を推進します。

【主な取り組み】

事業名	事業概要	担当課
こども家庭センター事業	<ul style="list-style-type: none"> ○令和6年度よりこども家庭センターを設置し、保健師等による面談や家庭訪問、関係機関からの情報収集等を通じて、妊産婦や乳幼児等の実情を継続的に把握し、切れ目のない支援を行います。 ○妊娠・出産・子育てに関する妊産婦や保護者の個別の疑問や不安に丁寧に対応し、本人にとって必要な情報提供や助言、保健指導を行います。 ○利用者目線に立って支援の継続性と整合性が確保できるよう、関係機関と十分な連絡調整を行います。 ○妊産婦や乳幼児等の課題や支援ニーズに的確に対応するために、個別の状況や経過を反映させた支援プランを必要に応じて作成します。 	教育課 健康福祉課
妊婦健康診査の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○母子健康手帳の交付の際に、受診票(妊婦健康診査受診票:最大で14枚交付)の発行を行い、妊婦健康診査の確実な受診を勧奨します。 ○妊婦健康診査は健康管理だけでなく、親としての意識や子を慈しむ気持ちを育む大切な機会であることを、マタニティスクールにて啓発しています。 ○妊婦健康診査により、妊婦や胎児の異常を早期に発見し、早期治療につなげるほか、個別保健指導、個別栄養指導を行うなど、妊娠・出産に対する不安や悩みの解消に努めます。 	健康福祉課
産後ケア事業	<ul style="list-style-type: none"> ○母親の身体的な回復のための支援、授乳の指導及び乳房のケア、母親の話を傾聴する等の心理的支援、新生児及び乳児の状況に応じた具体的な育児指導、家族等の身近な支援者との関係調整を行います。 	健康福祉課

事業名	事業概要	主担当課
こんにちは赤ちゃん訪問事業の推進(乳児家庭全戸訪問事業)	<p>○生後2か月頃の乳児とその家庭に保健師・栄養士等が訪問し、赤ちゃんの日常生活や育児状況の聞き取りをはじめ、相談、身体測定のほか、子育て支援サービスの紹介など、子育てをしている保護者の心理面のサポートを行い、継続的に関われる関係づくりに努めます。</p> <p>○生後4か月までの全戸訪問を目標に実施します。訪問ができない場合については、電話等でのフォローアップによる関係づくりを行います。</p>	健康福祉課
乳幼児健康診査の実施	<p>○4か月児健康診査、10か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査を実施し、子どもの発育・発達の状況を確認するとともに、病気や障がい等を早期に発見し、早期治療につなげます。子育ての行き詰まりを解決に導く大切な機会とし、親子の望ましい生活習慣に向けた改善につなげます。</p> <p>○乳幼児健康診査の対象者への受診勧奨に努め、各乳幼児健康診査で受診率100%になるよう柔軟に対応します。</p> <p>○必要に応じて家庭訪問を行うなど、フォローアップに努めます。</p> <p>○「1歳おめでとう訪問」を実施し、親子の状況把握、不安などへの早期発見・早期支援につなげます。</p>	健康福祉課
歯科健康診査の実施	<p>○子どもの口腔内の異常等の早期発見、早期治療につなげるため、1歳6か月児、2歳児、3歳児を対象に歯科健康診査を実施し、子どもの歯の健康状態をチェックします。また、正しい歯磨きの仕方を身につけ、う歯予防につなげます。受診勧奨や未受診者へのフォローアップなどにより、受診率の向上を図ります。</p> <p>○母子手帳交付時に妊婦歯科健康診査票を交付し、妊娠期での受診を勧奨します。</p>	健康福祉課
ぱくぱく歯みがき教室の実施	<p>○9か月～10か月児の親子を対象に、「ぱくぱく歯みがき教室」として歯科衛生士などによるう歯予防の講話や歯みがき指導を行います。</p> <p>○栄養や食育の視点を取り入れるため、離乳食指導と同時実施します。また、10か月健診と組み合わせて実施し、受講率アップを図ります。</p>	健康福祉課
保育園における効果的なう歯予防の実施	<p>○歯科教育やフッ素洗口を実施し、保育園児のう歯増加を予防します。</p>	保育園

事業名	事業概要	主担当課
養育支援訪問等の推進	<p>○母子健康手帳交付時の面接や問診のほか、妊婦健康診査の受診により周産期のハイリスク集団を把握することが可能であるため、妊娠中からの訪問や各種講座への参加を働きかけるなど適切な支援を行います。</p> <p>○出産後においては、迅速な訪問活動を行い、子どもの発育や健康状態、母親の心身の状態などを的確に把握します。低体重や障がいなどに早期に対応できるよう努め、特別の支援を要する子どもやその保護者を対象に家庭訪問を行うなど、個別・継続的に支援します。</p> <p>○こんにちは赤ちゃん訪問事業や乳幼児健康診査、乳幼児健康相談などの母子保健事業、子育て支援センターの育児相談などを通じて、支援が必要な子ども及び保護者の確実な把握に努めます。</p>	健康福祉課
疾病や事故の予防知識の普及	<p>○母子健康手帳交付時や4か月児健康診査、10か月児健康診査時や乳幼児学級などの機会を活用して、疾病や事故に対する予防資料を提供するほか、各種予防接種の情報と接種勧奨を行い、感染症など疾病の予防につなげます。</p>	健康福祉課
産前産後ヘルパー派遣事業の継続	<p>○産前・産後の時期に日常生活に関わる手助けをするヘルパーの派遣事業を実施し、周知を推進します。</p>	社会福祉協議会
保健センターと医療機関との連携の強化	<p>○保健センター業務全般について、医療機関や介護福祉医療に携わる有識者の方との連携を図ることが重要であるため、「保健福祉医療協議会」を年に1回以上開催し、連携強化を図ります。</p>	健康福祉課

施策の方向(2) 幼児期の教育・保育の充実

ライフスタイルの変化による地域の多様なニーズに対応するため、延長保育や土曜保育等きめ細かな保育サービスの提供を促進するとともに、教育・保育に携わる人材の確保や保育内容の充実等、今後の教育・保育ニーズの動向を踏まえながら、サービス質の向上に取り組めます。

【主な取り組み】

事業名	事業概要	主担当課
低年齢児保育の推進	○町内2園で、生後6か月からの低年齢児保育を実施します。 ○保護者の多様な就業が進むにつれて、3歳未満児の保育ニーズが高まることが予想されるため、保育士の確保を図りながら、可能な限り受け入れられるよう調整を図ります。	保育園
延長保育の推進	○保護者の多様な就業が進むにつれて、延長保育のニーズが高まることが予想されるため、保育士の確保を図りながら、対応できる保育体制の確保に努めます。 ○八百津・錦津・和知保育園では、午前7時30分～午後6時30分、久田見保育園では午前7時30分～午後6時までと、各々の時間枠を定めた延長保育を実施します。	保育園
土曜保育の実施	○保護者の多様な就業が進むにつれて、土曜日の就労が増えてきていることから公立保育園においては指定する1箇所の園で土曜保育を実施します。	保育園
保育の質の向上	○保育士は、保育所保育指針に基づき、子どもの育ちや内面についての理解を踏まえた保育の計画を立てるとともに、保育の記録を通して、自らの保育実践を振り返り、自己評価することを通して、専門性の向上や保育実践の改善に努めます。また、保育園(組織)としても自己評価を行い、保育の質の向上に努めます。	保育園
地域との交流の実施	○地域の運動会や夏祭りなどの地域の行事への参加など、それぞれの園で地域との交流を実施し、地域に根付き、地域から信頼される保育園を目指します。	保育園
異年齢児との交流の実施	○園内において、異年齢児の保育を取り入れたり、町内園の交流を行ったりし、園児同士の刺激し合い交流を深め、園児の成長を促します。	保育園
認定こども園への移行検討	○認定こども園は、幼稚園と保育園の機能を併せ持つ施設であり、保護者の就労状況や家庭の状況など個々のニーズに柔軟に対応することができます。多様な教育ニーズに対応するとともに、保護者の就労状況の変化等に柔軟に対応できるよう、保育園から認定こども園への移行の検討を進めます。	保育園
保育園の定員数、統廃合について	○少子化に伴う定員数の見直しなど必要な対応や整備を進めます。保育園の老朽化に伴う改築、統廃合については、検討委員会等において、今後議論を重ねていくこととします。	教育課 保育園

施策の方向(3) 学校教育の充実

次代を担う子どもたちの個性や能力を伸ばすとともに、人権感覚の醸成を図る教育を推進するなど学校での教育内容の充実を図ります。合わせて保育園と小学校の交流を推進する等、関係機関の連携強化を推進します。

また、学校での相談機能の充実を図るとともに、緊急かつ専門的な対応が求められるケースにおいては、関係機関につなぐ等、適切に対応できる体制づくりを進めます。

【主な取り組み】

事業名	事業概要	主担当課
八百津町小・中学校教育の方針と重点に基づいた教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○八百津町小・中学校教育の方針と重点に基づき、夢・志や人道の心を持ち、未来を生き抜いていく子どもへの教育を推進します。 ○学校での教育内容の充実に向けて、教師一人ひとりが授業改善等の取り組みを行い、子どもの心身ともに健やかな成長を促します。 ○授業研究を通じた教育内容の向上等、組織をあげての教育内容の向上に努めます。 ○杉原千畝氏の人道精神を受け継ぎ、思いやりのある人づくりに重点的に取り組みます。 	教育課 小・中学校
保育園と小学校の交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○園児たちの小学校入学に先立ち、保育士と小学校の教師が園児一人ひとりのこれまでの指導内容や発達上の課題などの情報を共有する「保小連携子育て支援ネットワーク会議」により、各園と小学校の「架け橋プログラム」を作成し、園児一人ひとりの発達課題に応じた一貫した指導に努めます。 ○園児たちが小学校を知り、入学への期待をふくらませるために、小学校への訪問を行います。また小学校からの相互交流も行います。 ○保育士は、小学校入学後においても、必要に応じてケース会議へ参加するなど協力を行います。 	保育園 小学校
土曜学習の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○町内小学生の子どもたちの基礎的な知識や技能の習得のため、土曜学習を行い、子どもたちの意欲的な学習を促進します。 	教育課
学校運営協議会活動の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ○学校運営協議会及び地域推進本部を設置し、地域の学校への応援団を組織するなど、学校と地域の協働をさらに促進します。 	小・中学校
学校の相談機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○担任教師や養護教諭など、日常的に児童生徒や保護者と関わる立場の教師が、児童生徒や保護者からの日常的な相談に応じ、悩みや不安の解消を図ります。相談の際は、児童の安心感を高められるよう、丁寧な聞き取りを心がけます。 ○相談内容によっては、子ども相談センター等の関係機関へつなぐなど、適切に対応します。 ○教育相談主任を中心に、学校における相談機能の強化を図ります。また、教育相談アドバイザーも相談に応じる体制を整え、学校関係者には相談しにくい相談、専門的な相談にも対応します。 	教育課 小・中学校

施策の方向(4) 思春期保健対策と健康教育の推進

思春期の子どもたちの心身の健康を守るため、思春期特有の悩み等についての相談体制を確保するとともに、学校教育や関係機関との連携を図り、性と性感染症等に関する正しい知識の啓発や飲酒・喫煙、薬物に対する適正な指導の充実に努めます。手軽に様々な情報を入手できる反面、子どもにとって有害な情報も入手できるようになり、情報の接し方や取捨選択の方法も啓発していきます。

また、思春期の子どもたちの持つさまざまな悩みや不安を相談できる場所の提供に努めます。

【主な取り組み】

事業名	事業概要	主担当課
性や性感染症予防・喫煙や薬物に関する知識の普及	○保健体育や総合学習の時間、特別活動の時間等を活用し、発達段階を考慮し、段階的な保健教育を積極的に実施していきます。児童生徒の性や性感染症に関する知識、喫煙や飲酒、危険ドラッグを含む薬物が健康に及ぼす影響に関する知識を深めることにより、トラブルの防止を図ります。様々な情報の接し方や取捨選択の方法も合わせて啓発します。	小・中学校
学校の相談機能の強化 【再掲】	○担任教師や養護教諭など、日常的に児童生徒や保護者と関わる立場の教師が、児童生徒や保護者からの日常的な相談に応じ、悩みや不安の解消を図ります。相談の際は、児童の安心感を高められるよう、丁寧な聞き取りを心がけます。	小・中学校
思春期相談(電話・オンライン)の利用促進	○思春期の子どもたちのさまざまな悩みや不安を受け止め、心のケアを図ります。 ○思春期の子どもたちの悩みに関する相談について、学校以外でも青少年SOSセンターやこどもの人権110番、ヤングテレホンコーナー、24時間子どもSOSダイヤルなど、電話・オンライン相談でさまざまな取り組みを行っています。小・中学校を通じて、これらの相談窓口についての情報を繰り返し提供します。	小・中学校

施策の方向(5) 自立したおとな・次代の親の育成

子どもたちが将来、経済的にも精神的にも自立したおとなとして、勤労観や職業観を育むことを目的に社会体験や職業体験を実施するとともに、結婚し、子育てを行う親として、成長できるよう中高生が乳幼児と触れ合う機会を創出する等、体験学習や環境学習の実施の充実を図ります。

また、子どもが意見を表明する場を創出し、子どもの権利である「参加する権利」の実現を図ります。

【主な取り組み】

事業名	事業概要	主担当課
職業体験の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○自分の将来の進路や職業について考えるきっかけとして、中学生を対象に職業体験を実施します。 ○中学生が希望する職業を体験できるよう、町内協力企業の開拓に努めます。また、必要に応じて、近隣市町村と合同での事業実施も検討します。 	中学校
乳幼児保育体験の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○中・高校生を対象とする保育体験を実施し、生命の尊さや子どもと関わることの楽しさや大変さを学び、母性・父性を培う機会を提供します。 	教育課
子どもの意見を聴く場の設置	<ul style="list-style-type: none"> ○町青少年育成町民会議と町教育課の共催により、次代を担う青少年を心身ともにたくましく、人間性豊かな青少年に育てるため、「青少年を育てる会」を毎年実施します。その中で中・高校生の代表者による「少年の主張」を開催しています。これは、子どもが自らの意見をまとめ、表明する力を身につける機会となっているため、継続して実施するとともに、小・中・高校生の参加を支援します。 	教育課

施策の方向(6) 地域の子育て力の向上

近年、少子化や核家族化、生活スタイルの多様化など、子育て家庭を取り巻く環境は複雑に変化してきています。

育児の悩みや不安を抱える子育て家庭が、地域で孤立しないよう地域全体で子どもや子育て家庭への理解を促すとともに、子どもの健全育成や子育て支援活動に取り組む人材、ボランティアの養成・確保に努める等、支援に積極的に関わっていく環境づくりを促進します。

また、子どもたちが安全に安心して地域で生活していくことができるよう、地域住民による見守りやパトロール等、地域ネットワークの連携を強化することにより、地域防犯活動の充実を図ります。

【主な取り組み】

事業名	事業概要	主担当課
子どもと子育て家庭を温かく見守る地域づくりの推進	○地域において、子どもが安心していきいきと活動し、また、子育て家庭が孤立することなく、安心して子育てができるよう、地域住民が子どもや子育て家庭を温かく見守り、必要に応じて助言や支援をしていける地域づくりを推進します	健康福祉課
子どもの地域活動・ボランティア活動への参加促進	○地域の大人と一緒に、地域コーディネーターの指導のもと、地域活動やボランティア活動に取り組む機会を提供し、地域への理解を促すとともにボランティア精神や社会性の形成に努めます。 ○地域住民の協力を得ながら公民館活動を実施し、子どもに多世代にわたる地域住民との交流を図ることのできる機会を提供します。また、夏休みに子ども向け講座等を開催し、機会の充実を図ります。 ○子ども会活動の活性化に向けた支援を行い、子どもの異年齢集団による活動を通じて、仲間づくりや心身の成長を促します。	小・中学校教育課
スポーツ少年団活動の活性化支援	○種目別交流会、スポーツテスト、リーダー研修会、県事業への派遣等の各種事業の実施など、スポーツを中心とした活動率の向上を図ります。 ○子ども、保護者、指導者がさらに魅力を感じるプログラムづくりに取り組むとともに、指導者研修会に参加するなど指導者のレベルアップを図ります。 ○活動費の助成など、スポーツ少年団活動の活性化に向けた支援を行います。	教育課
チャレンジクラブ802の活動内容の充実と活動支援	○地域の誰もが気軽にスポーツを楽しむことができる総合型地域スポーツクラブ「チャレンジクラブ802」を推進し、スポーツを通して子どもたちの健康な身体を育成し、協調性や自律心の形成に努めます。 ○子どもたちのニーズに合わせた教室、催し物を開催し、さまざまな形でスポーツを経験することのできる場を提供します。	教育課 チャレンジクラブ802

事業名	事業概要	主担当課
地域ぐるみの防犯活動	<p>○日常生活の中で地域の異変に気を配る「みまもり隊ボランティア」への参加を住民に呼びかけるとともに「みまもり通信」を発行するなどして、地域内のゆるやかな見守り体制を充実します。</p> <p>○各小学校の見守りボランティア登録者に対し、ボランティア活動保険料の助成を行い、活動を支援します。</p> <p>○PTAや子ども会をはじめ、自治会や老人クラブ、青少年育成町民会議、民生児童委員協議会、見守り隊など、地域の団体に、登下校時や放課後等の見守りの協力を要請し、活動日や活動場所の調整を行うなど、効果的・効率的な活動を促進します。</p> <p>○犬の散歩を子どもの登下校時に合わせた見守り、放送による見守りへの協力の呼びかけなど、草の根的な見守り活動を促進することにより、児童生徒の登下校時や放課後等の安全を確保します。</p>	教育課 小学校 社会福祉協議会
スクールガードによる防犯活動	<p>○スクールガードによる学校の登下校時の巡回パトロールを実施します。把握された警備のポイントや改善すべき点など具体的な指導・助言について、学校及び教育課で検討し対応していきます。</p>	小・中学校 教育課
「子ども110番の家」の活動の充実	<p>○子どもの安全を確保するため、子どもが助けを求められるシェルターとしての「子ども110番の家」に協力いただける世帯数の増加を図ります。</p> <p>○学校や家庭などで、子どもに対し「子ども110番の家」の活用方法や協力世帯の周知を図ります。</p> <p>○「子ども110番の家」が活用された場合の情報共有、それに基づく対処方法のルール化を図り、子どもの犯罪被害の未然防止に努めます。</p>	小・中学校
子育て支援ネットワーク会議の活動強化	<p>○青少年の健全育成を目的とする「子育て支援ネットワーク会議」の活動への支援を図ります。ここでは、町の子育て支援事業のあり方に向けての協議や連絡、調整などを行い、家庭、学校、地域社会が連携して、思いやりの心とたくましさを育む児童の健全育成、地域住民の一人ひとりが身近なところで子どもを見守り、子育て家庭への支援などの助け合い活動に取り組む地域づくりに向けた支援などを行います。</p>	教育課

施策の方向(7) 食育の推進

乳幼児の時期から子どもの発達段階に応じた、食に関する情報提供や学習機会を通して、栄養バランスのとれた食事の在り方、適正な食習慣等を身につけることができる環境の整備を推進します。保育園・学校については、農業体験や地元特産品を活用した郷土料理の学校給食提供等を行い、地産地消へとつながる食育を推進します。

【主な取り組み】

事業名	事業概要	主担当課
栄養や食育に関する講話等の実施	○離乳食指導や乳幼児健康診査・相談、乳幼児学級などで栄養士による栄養相談、講話などの実施により保護者に対して食育に関する普及啓発に努め、子どもに対し、その保護者が発達段階に応じた適切な食事を与えられるよう、栄養や食に関する知識を提供します。	健康福祉課
離乳食指導の実施	○4か月児健診時には保護者を対象に離乳食指導を行い、食の悩みが多くなる時期である10か月児健診時には、対象者すべてに個別栄養指導を実施します。それぞれ4か月児健康診査、10か月児健康診査と同時開催で実施します。また、1歳6か月健診、3歳児健診では、栄養指導が必要な児に対し、個別栄養指導を実施します。 ○9か月～10か月児の親子を対象に、離乳食やおやつなどについての講話をし、離乳食後期の1食を試食します。親子で試食してもらい、量や固さ、バランス等について保護者が学ぶとともに、管理栄養士が子どもの離乳食を食べている様子を確認し離乳食の進み具合や子どもとの関わり方についても支援をします。	健康福祉課
ぱくぱく歯みがき教室の実施 【再掲】	○9か月～10か月児の親子を対象に、「ぱくぱく歯みがき教室」として歯科衛生士などによるう歯予防の講話や歯みがき指導を行います。 ○栄養や食育の視点を取り入れるため、離乳食指導と同時実施します。また、10か月健診と組み合わせ実施し、受講率アップを図ります。	健康福祉課
園や学校における食農体験の推進	○園や学校において、野菜の栽培など農業体験を行います。収穫した野菜等は園や学校の給食として活用します。	保育園 小・中学校
学校給食を活用した食育の推進	○学校給食を活用し食に関する指導や給食時間の指導を行うなど、栄養教育につなげます。 ○小学校高学年、中学校では家庭科学習などで行う調理実習などを通じて食育を行います。また、定期的に「食育だより」を発行するなど、栄養に関する情報を提供し、保護者の意識向上と子どもの食生活の改善につなげます。 ○学校給食において、地元特産品を活用した郷土料理の提供とその説明などを行い、地産地消を通じた食育を推進します。 ○PTAの家庭教育学級などで、食育講話や調理講習を行い家庭への啓発を図ります。	小・中学校 給食センター

施策の方向(8) 小児医療の充実

子どもの健康保持の増進に向けて、病気等の予防や早期発見・早期対応ができるよう、小児医療体制の構築を推進するとともに、不慮の事故や病気などの緊急時の対応、連絡先の周知を図ります。

【主な取り組み】

事業名	事業概要	主担当課
小児医療体制の充実	○子どもの疾病の予防や早期発見のため、地域医療機関との連携を図り、かかりつけ医の必要性の啓発を行い、平日の夜間帯や休日の診療の体制充実に努めます。 ○乳幼児学級で「小児の救急医療」講話を実施し、保護者に周知するとともに、救急医療に関する情報を得ることのできる救急医療情報システム(ぎふ救急ネット)の周知を図ります。	健康福祉課

基本目標3. 子育てと仕事の両立支援の充実

施策の方向(1) 多様な託児サービスの推進

近年の就労形態の多様化や少子化、核家族化の一層の進行などにより、一時保育・病児保育など地域における多様な保育サービスの提供が求められています。

多様化するニーズに対し柔軟に対応するため、託児サービスや放課後児童クラブ(学童保育)の充実を図ります。

【主な取り組み】

事業名	事業概要	主担当課
低年齢児保育の推進 【再掲】	○町内2園で、生後6か月からの低年齢児保育を実施します。 ○保護者の多様な就業が進むにつれて、3歳未満児の保育ニーズが高まることが予想されるため、保育士の確保を図りながら、可能な限り受け入れられるよう調整を図ります。	保育園
延長保育の推進 【再掲】	○保護者の多様な就業が進むにつれて、延長保育のニーズが高まることが予想されるため、保育士の確保を図りながら、対応できる保育体制の確保に努めます。 ○八百津・錦津・和知保育園では、午前7時30分～午後6時30分、久田見保育園では午前7時30分～午後6時までと、各々の時間枠を定めた延長保育を実施します。	保育園
土曜保育の実施 【再掲】	○保護者の多様な就業が進むにつれて、土曜日の就労が増えてきていることから公立保育園においては指定する1箇所の園で土曜保育を実施します。	保育園
一時預かりの推進	○保護者の疾病、急用など緊急時の保育ニーズへの対応や育児疲れの解消を図るため、錦津保育園と和知保育園の2園で一時預かりを実施します。 ○認定こども園への移行の検討に伴い、幼稚園を希望する人の預かり保育のニーズにも対応できるよう合わせて検討を行います。	教育課 保育園
病児・病後児保育の実施	○町内で病児・病後児保育を実施する事業所への補助を行い円滑に運営できるよう努めます。 ○近隣市町村と相互利用契約を結び、他市町村の病児・病後児保育を利用できるようにします。	教育課
放課後児童クラブ(学童保育)の充実	○昼間、保護者が家にいない家庭の小学生について、放課後や長期休暇時などに家庭に替わる適切な遊びや生活の場を提供する放課後児童クラブ(学童保育)を、八百津、錦津、和知地区の内3箇所で実施します。 ○久田見地区については春季、夏季休暇期間とし、放課後についてはニーズに応じて対応を検討します。 ○小学1年生から6年生まで、すべての学年の児童を受け入れます。	教育課

事業名	事業概要	主担当課
子育て短期支援事業 (ショートステイ・トワイ ライトステイ)の実施	○保護者の疾病や急用などにより、宿泊を伴う子どもの預かりが必要となったときに、児童養護施設等で子どもを泊りがけで預かるショートステイ事業、平日の夜間等に子どもの預かりが必要になった時、児童養護施設等で預かるトワイライトステイ事業を、近隣の児童養護施設等と委託契約を行い、事業を実施していきます。	教育課
ファミリー・サポート・ センター事業の実施に 向けた検討	○「育児の手助けができる人」と「育児の手助けが必要な人」を結びつけるファミリー・サポート・センター事業の実施を検討します。	教育課

施策の方向(2) 子育てしやすい環境づくりの推進

近年、女性の社会進出や育児休業制度の普及などにより、子育て家庭においても共働き世帯が増えています。

ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、仕事と子育てが両立できる職場環境の構築等、企業の取組や社会全体の意識醸成を図ります。

また、家庭においては、男性の子育てへの参画の意識改革を促進します。

【主な取り組み】

事業名	事業概要	主担当課
事業主に対する就労環境の意識啓発	○労働力確保・働き方改革に伴い、子育て世帯の生活環境に配慮し、産前産後休業・育児休業の取得や在宅勤務やフレックスタイム、育児のための短時間勤務制度など多様な働き方ができる職場環境づくりや育児休業制度の普及・啓発に努めます。	地域振興課 商工会
ワーク・ライフ・バランスの啓発活動の推進	○「商工会だより」等を通じて仕事と子育てが両立職場環境づくりを推進できるよう公的支援制度の普及を行います。 ○広報やおつや町ホームページなどを活用して、ワーク・ライフ・バランスの啓発活動の向上を図ります。	地域振興課 商工会
男女共同参画の推進	○性別による固定的な役割分担意識の解消を目指すため、男女共同参画に関連した書籍を紹介する男女共同参画ブックフェアの開催、6月の男女共同参画週間に合わせた広報やおつへの掲載等、積極的に男女共同参画の周知啓発に取り組むとともに、男女がお互いに尊重し合い、協力して子育てに参画するための啓発や情報提供を行います。 ○岐阜県男女共同参画推進サポーター等と協働して、町民に親しみやすく、理解されやすい内容での意識啓発に努めます。	総務課
男性の子育てへの参画促進	○男性の育児休業の取得、積極的に育児を担う男性を職場や地域全体で応援できるよう情報発信していきます。 ○「パパママ教室」の開催等子どもが生まれる前に父親としての自覚を促し、協力して出産や子育てを行う意識を持つことができるようにするとともに、生まれてくる子と父親との愛着形成を支援します。	健康福祉課
父子手帳の交付・周知啓発【再掲】	○父親の子育てへの関わり方や子育ての基礎知識などを記した父子手帳「パパスイッチオン！ぎふイクメンへの道」を母子手帳交付・パパママ教室等の場で交付し、活用促進を図ります。	健康福祉課

基本目標4. 個々の家庭の特性に応じた 切れ目のないきめ細かな支援

施策の方向(1) 配慮を要する子どもたちへの支援の充実

障がいのある児童生徒、支援が必要な児童生徒(以下、配慮を要する児童生徒)が身近な地域で安心して生活できるよう、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係者が連携し、対象となる児童生徒とその家族に寄り添いながら個々の特性に応じた支援へとつなげるための環境づくりを進めるとともに、配慮を要する児童生徒が置かれた環境やライフステージに応じた一貫した支援を推進します。

また、近年取りざたされている家庭の経済的な状況が子どもの育ちに影響を及ぼす、いわゆる子どもの貧困問題については、全ての子どもが将来に希望を持ち、健やかに成長できるよう、子育て家庭への経済的な負担軽減や、学習支援、相談支援、就労支援等の施策を総合的に推進します。

【主な取り組み】

事業名	事業概要	主担当課
障がいの早期発見・早期療育の実施	○乳幼児健康診査の機会を通じて疾病や障がいの早期発見に努め、早期療育に取り組むとともに、医師・臨床心理士・保健師・栄養士・保育士・子育てサポーター等と子どもの成長発達のモニタリングを行います。	健康福祉課
発達の遅れや障がい児への専門的指導の実施	○発達の遅れがみられる子どもや障がいのある子ども、境界領域の子どもについて、専門的・個別的な指導を行うことによって発達を促します。	親子教室
障がい児通所支援の実施	○児童発達支援や放課後等デイサービス等の支給量について「八百津町支給決定基準」を策定し、適正で公平なサービス量を支給し、利用者の健やかな成長発達のために力を尽くします。 ○保健センター、保育園、親子教室、小・中学校との定期的な会議を継続して開催し、個々の目標設定を行います。 ○親子教室において、心身に障がいのある子どもに対し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練を行う児童発達支援を行います。また、障がいや発達につまずきのあるお子さんに対しては、就学前幼児を対象に児童発達支援事業、小学生から高校卒業までの児童生徒を対象に放課後等デイサービスを実施します。 ○小学校から高校までの通学中の障がいのある子どもを対象として、放課後等デイサービスを実施します。八百津町親子教室等において、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練等を提供したり、放課後等の居場所を提供します。	健康福祉課 親子教室

事業名	事業概要	主担当課
配慮を要する児童生徒と関わる機関での日常的な相談対応	<p>○保健センター、保育園、親子教室、小・中学校など、配慮を要する児童生徒と関わる機関においては、当該機関の専門職が保護者からの相談にいつでも応じられる体制をつくります。</p> <p>○岐阜県子ども相談センターや岐阜県更生相談所、医療機関などの専門機関との連携を図りながら適切に対応していきます。</p>	<p>保育園 小・中学校 親子教室 健康福祉課 教育課</p>
専門的な相談の実施	<p>○県や親子教室等と連携して乳幼児発達相談、療育相談等の専門相談を実施します。</p> <p>○各保育園、小・中学校を教育相談アドバイザーが巡回して、保護者及び先生等の相談を受け付けます。</p>	<p>保育園 小・中学校 親子教室 健康福祉課 教育課</p>
障がい児保育の推進	<p>○八百津・錦津・久田見・和知保育園の4園で、発達の遅れがみられる子どもや障がいのある子ども、境界領域の子どもの受け入れを行い、集団生活を送る中で、心身の発達を促します。</p> <p>○保育園においても、発達課題に応じた適切な療育を行い、心身の発達を促せるよう、親子教室と連携、情報交換を図りながら保育を行います。</p>	<p>保育園</p>
多様な学びの場の充実	<p>○通常学級、通級指導教室、特別支援学級、特別支援学校という連続性のある「多様な学びの場」の充実を図ります。子どもの将来の姿や子どもと保護者の希望を踏まえて、適切な教育を提供できるよう心がけます。</p> <p>○特別支援学級に在籍する児童生徒の障がいの状態に応じた適切な教育を行えるよう、教育内容の充実に努めます。</p> <p>○児童生徒一人ひとりの障がいの状態や教育的ニーズ等に応じて、教材、意思疎通支援など合理的配慮の提供を図ります。</p> <p>○特別な支援を要する子どもたちに個別の支援計画、指導計画を作成し、個に応じた支援を行います。</p>	<p>小・中学校 教育課</p>
学校施設のバリアフリー化	<p>○身体的な障がいのある子どもが、小・中学校などの学校施設に通える環境を整えるため、必要に応じて学校施設のバリアフリー化を進めます。また、地元での通学等を希望する際には、教師や周囲の子どもたちで学校生活をサポートし、保護者の負担軽減を図ります。</p>	<p>教育課</p>
子どもの貧困対策の推進（就学援助制度の継続【再掲】）	<p>○経済的な理由によって就学が困難と認められる児童生徒または入学予定者の保護者に対して、学用品費や給食費等を援助します。</p>	<p>教育課</p>
子どもの学習支援居場所づくり	<p>○生活に困窮する世帯の子どもを含む小学4～6年生及び中学生を対象として、子どもが学習や遊び、様々な体験活動を通じて、安心して過ごすことのできる居場所づくりを行います。</p>	<p>社会福祉協議会</p>
就労支援	<p>○可茂特別支援学校と相談支援事業所等、教育課、健康福祉課との連携により、適切な就労につながるよう支援します。</p>	<p>健康福祉課 教育課 中学校</p>

施策の方向(2) 虐待の早期発見、早期対応

児童虐待の防止に向けて、関係機関の連携を強化しネットワークを構築するとともに、児童虐待に関する意識啓発をはじめ、地域の見守り活動等を促進します。

また、「八百津町要保護児童・DV防止対策地域協議会」を中心に、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応等、それぞれの段階における適切な対応や支援を関係機関と連携を図りながら推進します。

【主な取り組み】

事業名	事業概要	主担当課
被虐待児童の早期発見及び早期対応	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉、保健、医療、教育、警察などの各関係行政機関及び住民、地域団体などをメンバーとした「八百津町要保護児童・DV防止対策地域協議会」を中核に、児童虐待や配偶者からの暴力被害を未然に防止し、虐待などの早期発見と保護など、適切かつ迅速に対応します。また、必要に応じて岐阜県子ども相談センターの協力を仰ぎます。 ○保育士、小・中学校の教師、保健師などは、子どもの心身の状態をよく観察し、虐待の早期発見に努めます。 ○民生児童委員、主任児童委員は、地域住民と協力して虐待が疑われる事案の早期発見に努めます。 ○定期的開催している「母子保健連絡会議」において、保育園、教育課、健康福祉課、親子教室で情報を共有し、必要な時に適正な支援につながるよう体制づくりに努めます。 	健康福祉課 保育園 小・中学校 教育課
虐待予防の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、健診や子育て支援センター、親子教室等を活用して虐待を予防するほか、虐待の早期発見、早期対応に努め、児童相談所等関係機関との連携並びに情報収集及び共有により支援を行う取り組みを強化します。 ○児童虐待防止の情報を広報やおつや、情報配信システム(やおつーしん)等で、広く啓発します。 	教育課

基本目標5. 八百津の子育て・子育ての支援体制の整備

施策の方向(1) 専門職等の専門性向上に向けた支援の推進

教師や保育士、保健師等の専門職及び民生児童委員等のさらなる資質向上を図ることに
より、サービスの質の向上に努めます。

【主な取り組み】

事業名	事業概要	主担当課
教師や保育士、保健師等専門職の資質向上	<ul style="list-style-type: none"> ○教師や保育士、保健師等専門職に対し、県や県教育委員会、県社会福祉協議会、県保健師会などが行う研修等の情報を提供し、積極的な参加を促します。 ○担当課内での内部研修(勉強会)を開催し、資質向上に努めます。 ○保育士は、子どもの心身の発育、発達を十分に理解し、適切に援助し、自発性、能動性を伸ばすことができるよう、自己研鑽に努め、保育の質を高めます。 	保育園 小・中学校 健康福祉課 子育て支援センター
民生児童委員の研修機会の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○町内には、30名の民生児童委員(うち、2名は主任児童委員)が各地区に配置されています。民生児童委員、主任児童委員の活動の強化に向けて、県社会福祉協議会などが行う研修等の情報を提供し、積極的な参加を促し、地域における身近な相談機能、問題発見機能のより一層の強化を図ります。 ○民生児童委員協議会の定例会議などの場を活用して勉強会等を行います。 	健康福祉課
福祉協力員等のより一層の資質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉関係者との連携を図りながら、社会福祉協議会からの働きかけ、研修会等を通して福祉に関する意識の醸成を図り、機能強化を図っていきます。 	社会福祉協議会
苦情の受付と対応と解決までの対応	<ul style="list-style-type: none"> ○各保育園が提供するサービスについて、保護者等からの要望や苦情などを受け付ける旨を各保育園にて掲示し広く意見を聴取できるよう努め、寄せられた意見の内容について適切な対応とその解決を図ります。利用状況や実績等を加味しながら仕組みや体制の強化を図ります。 	保育園
危機管理(リスクマネジメント)の体制強化	<ul style="list-style-type: none"> ○各保育園、小・中学校で事故防止や事故発生時の対応についてのマニュアルを定め、危機管理体制を強化します。また、適宜見直しを図ります。 ○「ひやり、はっと事例」の記録整備と活用を進め、未然に事故を防ぐ体制の強化を図ります。 	保育園 小・中学校
評価の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○保育園では、第三者評価にとどまらず、自己評価、利用者評価なども行い、サービスの向上に努めます。 ○小・中学校においても保護者アンケート等の評価を行い、質の向上につなげます。 	保育園 小・中学校

施策の方向(2) 八百津の子育て・子育ての支援体制の整備

町のネットワークや近隣市町、県との相互の連携による総合的な体制のもと、八百津の子育て・子育ての支援体制を整備します。

【主な取り組み】

事業名	事業概要	主担当課
「子育て支援ネットワーク会議」による計画の推進	○「子育て支援ネットワーク会議」について、本計画及び次世代育成支援対策の推進を担う中心組織として位置付け、本計画を推進し、次世代育成支援対策を強力に推し進める体制を整えます。 ○定期的に「子育て支援ネットワーク会議」を開催し、本計画の進捗状況の確認及び事業の調整を行います。	教育課
近隣市町村や岐阜県との連携	○近隣市町村や岐阜県と連携して事業を行うことにより、事業実施が可能となるものや、効率的に行えるものがあります。情報交換や意見交換を積極的に行いながら事業の展開につなげていきます。	教育課

第5章 量の見込み及び確保の内容

1. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく基本指針において、町は教育・保育を提供するために、保護者や子どもが居宅等から容易に移動することが可能な区域を定めることとしています。

「第2期八百津町子ども・子育て支援事業計画」では、この教育・保育の提供区域について、保育所等の整備にあたり、宅地開発等による人口変動による教育・保育ニーズの状況に応じ、全町域で柔軟に教育・保育の提供を行うため町全域を1つの区域と決めました。本計画においても、この考えを踏襲し、町全域を1つの区域とします。

また、「量の見込み」については、令和5年度に実施した就学前児童・小学生の子どもを持つ保護者を対象としたニーズ調査の結果と、本町の今後5年間の人口推計、各サービスの利用実績等を踏まえて算出しています。

2. 人口の見込み

子ども・子育て支援事業計画で定めるサービスの対象となる、0歳から11歳までの子どもの人口を令和2年から令和6年の3月末の住民基本台帳の人口を基にコーホート変化率法により推計しました。

0歳から11歳までの子どもの将来推計は、減少していくことが見込まれます。

単位：人

年齢	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	32	31	31	30	29
1歳	27	33	31	31	29
2歳	45	28	34	33	32
3歳	38	48	30	37	35
4歳	46	39	48	30	37
5歳	46	46	39	49	30
6歳	51	46	46	39	49
7歳	61	51	45	45	38
8歳	73	60	50	44	45
9歳	68	74	61	51	45
10歳	76	69	75	62	51
11歳	63	78	71	77	64
合計	626	603	561	528	484

※コーホート変化率法：同年または同期間の過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

3. 教育・保育事業の量の見込みと確保の内容

教育・保育事業は、主に子どもたちが平日の昼間に利用する事業です。子ども・子育て支援新制度のもとでは、子どもの年齢と、保護者の就労状況等からみる保育の必要性に応じて、1号認定から3号認定まで3つの区分があります。

以下の認定区分に応じて、利用できる施設や、利用できる時間が決まります。

■認定区分と提供施設

事業の対象家庭	0～2歳	3歳以上
<ul style="list-style-type: none"> ○専業主婦(夫) ○短時間の両親共働き (フルタイム×短時間パートタイム パートタイム×短時間パートタイム) ○両親共無業 		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">1号認定</div> <p>(幼児期の学校教育)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○提供施設 幼稚園、認定こども園
<ul style="list-style-type: none"> ○ひとり親家庭 ○両親共働き (フルタイム×フルタイム フルタイム×長時間パートタイム パートタイム×長時間パートタイム) 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">3号認定</div> <p>(保育の必要性あり)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○提供施設 保育園、認定こども園 地域型保育事業 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">2号認定</div> <p>(保育の必要性あり)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○提供施設 保育園、認定こども園 地域型保育事業

■教育・保育事業

教育・保育の利用状況等による把握される利用状況を踏まえ、就学前児童数の推移や地域の実情を考慮し、各認定区分に応じた量の見込みを以下のとおり見込み、確保の内容を定めました。

【現状】

単位：人

区分		数値区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度*
1号認定		実績値	8	7	11	9	8
2号認定		実績値	213	201	217	152	141
3号認定	0歳	実績値	7	9	9	9	8
	1・2歳	実績値	54	47	49	47	42
合計		実績値	61	56	58	56	50

※令和6年度は実績見込み値

【量の見込みと確保の内容】

単位：人

区分		数値区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号認定	量の見込み(A)		8	8	7	7	6
	確保の内容(B)		—	—	—	—	—
	過不足(B)－(A)		—	—	—	—	—
2号認定	量の見込み(A)		130	133	117	116	102
	確保の内容(B)		179	179	179	179	179
	過不足(B)－(A)		49	46	62	63	77
3号認定	0歳	量の見込み(A)	10	10	10	9	9
		確保の内容(B)	11	11	11	11	11
		過不足(B)－(A)	1	1	1	2	2
	1歳	量の見込み(A)	16	20	19	19	18
		確保の内容(B)	20	20	20	20	20
		過不足(B)－(A)	4	0	1	1	2
	2歳	量の見込み(A)	27	17	20	20	19
		確保の内容(B)	30	30	30	30	30
		過不足(B)－(A)	3	13	10	10	11
合計	量の見込み(A)	53	47	49	48	46	
	確保の内容(B)	61	61	61	61	61	
	過不足(B)－(A)	8	14	12	13	15	

■今後の方向性

1号認定は量の見込みに対し、八百津町内の確保量が不足している結果となります。2号認定、3号認定は、既存の利用定員でニーズ量を確保できる見込みとなっています。

2号認定については町内園で対応できるよう体制を整えつつ、町外の認定こども園への利用のニーズも踏まえ対応していきます。利用者のニーズに応じてサービスが選択できるよう、認定こども園の移行を推進していきます。

3号認定については、核家族化、女性の就業率の増加から、保育ニーズが高まっており、保育士の確保等の受入体制を整備し、確保を図ります。

4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

(1)利用者支援事業

【概要】

子どもやその保護者の身近な場所で、地域の子ども・子育て支援について、子どもやその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を総合的に行う事業です。

【現状】

単位：箇所

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度*
実績値	0	1	1	1	1

※令和6年度は実績見込み値

【量の見込みと確保の内容】

単位：箇所

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
基本型	量の見込み(A)	0	0	0	0	0
	確保の内容(B)	0	0	0	0	0
	過不足(B)－(A)	0	0	0	0	0
地域 子育て 相談機関	量の見込み(A)	0	0	0	0	0
	確保の内容(B)	0	0	0	0	0
	過不足(B)－(A)	0	0	0	0	0
特定型	量の見込み(A)	0	0	0	0	0
	確保の内容(B)	0	0	0	0	0
	過不足(B)－(A)	0	0	0	0	0
こども家庭 センター型	量の見込み(A)	1	1	1	1	1
	確保の内容(B)	1	1	1	1	1
	過不足(B)－(A)	0	0	0	0	0

【今後の方向性】

こども家庭センターを設置し、支援にあたる担当相談職員を配置し、子育て家庭のニーズに応じ、子育て支援ネットワークの拠点として体制を充実していきます。

(2)時間外保育事業

【概要】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

【現状】

単位:人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度*
実績値	18	0	0	0	0

※令和6年度は実績見込み値

【量の見込みと確保の内容】

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	12	11	11	10	10
確保の内容(B)	15	15	15	15	15
過不足(B) - (A)	3	4	4	5	5

【今後の方向性】

通常時間を超えて保育を希望するニーズに対応し、対応できる体制を検討していきます。

(3)放課後児童健全育成事業(学童保育所)

【概要】

保護者の就労等により昼間適切な監護を受けることができない小学校に就学している児童に対し、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

【現状】

単位:人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度※
実績値	1年生	36	43	37	50	37
	2年生	40	37	50	41	46
	3年生	28	29	33	48	30
	低学年(1~3年生)	104	109	120	139	113
	4年生	30	27	31	28	39
	5年生	22	20	23	31	18
	6年生	9	13	15	16	21
	高学年(4~6年生)	61	60	69	75	78
	総合計	165	169	189	214	191

※令和6年度は実績見込み値

【量の見込みと確保の内容】

単位:人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の 見込み(A)	1年生	28	25	25	21	27
	2年生	39	29	26	26	22
	3年生	38	32	24	22	22
	低学年(1~3年生)	105	86	75	69	71
確保の内容(B)	低学年(1~3年生)	120	120	120	120	120
過不足(B)-(A)	低学年(1~3年生)	15	34	45	51	49
量の 見込み(A)	4年生	28	35	30	22	20
	5年生	31	22	28	24	18
	6年生	12	21	15	19	16
	高学年(4~6年生)	71	78	73	65	54
確保の内容(B)	高学年(4~6年生)	80	80	80	80	80
過不足(B)-(A)	高学年(4~6年生)	9	2	7	15	26
量の見込み(A)	総合計	176	164	148	134	125
確保の内容(B)	総合計	200	200	200	200	200
過不足(B)-(A)	総合計	24	36	52	66	75

【今後の方向性】

核家族化、女性の就業率の増加から、放課後児童クラブ(学童保育)のニーズが高まっております。必要とする児童が利用できるよう受入体制を確保しています。

(4)子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ事業)

【概要】

ショートステイ事業とは、保護者の疾病等の理由により家庭において養育ができないとき、児童養護施設等で短期間、宿泊を伴ってお子さんをお預かりし、必要な支援を行う事業です。

トワイライトステイ事業とは、平日の夜間等に子どもの預かりが必要になった時、お子さんを児童養護施設等で預かる事業です。

【現状】

単位：人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度※
実績値	0	0	0	0	0

※令和6年度は実績見込み値

【量の見込みと確保の内容】

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	0	0	0	0	0
確保の内容(B)	1	1	1	1	1
過不足(B)－(A)	1	1	1	1	1

【今後の方向性】

ショートステイ・トワイライトステイ事業を実施している児童養護施設に委託し、事業を実施していきます。現在契約している施設については引き続き確保していくとともに、複数の近隣市にある施設との契約を検討していきます。

(5)乳児家庭全戸訪問事業

【概要】

町保健師または栄養士等が、生後120日までの乳児のいるすべての家庭を訪問する事業です。訪問のうえ育児環境を確認し、産婦の育児不安の解消、産後のメンタルヘルス対策、子どもの発育確認、虐待の早期発見・防止を行い、必要に応じて継続支援につなげます。

【現状】

単位:件

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度*
実績値	36	34	43	27	30

※令和6年度は実績見込み値

【量の見込みと確保の内容】

単位:件

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	35	33	33	32	31
確保の内容(B)	40	40	40	40	40
過不足(B)－(A)	5	7	7	8	9

【今後の方向性】

里帰り出産等の何らかの事情を除き、全対象家庭への訪問を実施していきます。育児不安や十分な養育がなされない等の問題を発見した場合は、継続した支援につなげます。

(6) 養育支援訪問事業

【概要】

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要であると認められる家庭を訪問し、保護者の育児、家事などの支援を行い、養育能力を向上させるための事業です。保護者が安心して出産、子育てができる環境づくりと、育児不安や産後うつ症状等への予防・ケアを目的とします。

【現状】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度※
実績値	0	0	0	0	0

※令和6年度は実績見込み値

【量の見込みと確保の内容】

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	2	2	2	2	2
確保の内容(B)	2	2	2	2	2
過不足(B)－(A)	0	0	0	0	0

【今後の方向性】

出産後間もない時期の養育者、疾病等の理由で一時的に家庭での養育が困難となった保護者、あるいは養育困難な家庭、ネグレクトのおそれのある家庭等に対し、養育者の育児不安を軽減し、児童虐待の未然防止に繋げるなど、専門機関と連携を図りながら支援を行います。

(7)地域子育て支援拠点事業

【概要】

妊娠期の方、乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談を受けたり、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【現状】

単位：人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度※
実績値	1,467	887	2,541	4,347	4,416

※令和6年度は実績見込み値

【量の見込みと確保の内容】

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	4,092	3,620	3,778	3,699	3,541
確保の内容(B)	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
過不足(B)－(A)	908	1,380	1,222	1,301	1,459

【今後の方向性】

子育て支援センターゆうゆう広場を地域子育て拠点とし、親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安や悩みを相談できる場として、施設内の設備の充実及び相談を受ける職員の質の向上を図ります。

(8)一時預かり事業

【概要】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

【現状】(幼稚園における在園児を対象とした一時預かり)

単位：人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度*
実績値	0	0	0	0	0

※令和6年度は実績見込み値

【量の見込みと確保の内容】(幼稚園における在園児を対象とした一時預かり)

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	0	0	0	0	0
確保の内容(B)	—	—	—	—	—
過不足(B)－(A)	—	—	—	—	—

【現状】(保育園等による一時預かり)

単位：人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度*
実績値	310	309	297	368	120

※令和6年度は実績見込み値

【量の見込みと確保の内容】(保育園等による一時預かり)

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	250	221	231	226	217
確保の内容(B)	480	480	480	480	480
過不足(B)－(A)	230	259	249	254	263

【今後の方向性】

幼稚園における在園児を対象とした一時預かりは、現在、本町には幼稚園がないため未実施の事業です。

保育園における一時預かり事業は、現行の保育施設等で確保していきます。保護者の育児負担の軽減のための私的利用についても推進していきます。

(9)病児保育事業(病児・病後児保育事業)

【概要】

病児及び病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。働く保護者の方が、お子さんの発熱や体調不良等で看病を行いたいが、仕事等が休めない場合にお子様を病院等で預かります。

【現状】

単位:人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度*
実績値	34	173	131	353	322

※令和6年度は実績見込み値

【量の見込みと確保の内容】

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	272	262	248	244	223
確保の内容(B)	600	600	600	600	600
過不足(B)－(A)	328	338	352	356	377

【今後の方向性】

八百津町内で病児・病後児保育を実施する事業所への補助を行い円滑に運営できるよう努めサービスを提供していきます。保護者の勤務地に合わせてニーズに対応できるよう、近隣市町村の病児・病後児保育を利用する相互利用契約を推進していきます。

(10)ファミリー・サポート・センター事業

【概要】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者(利用会員)と当該援助を行うことを希望する者(援助会員)との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【現状】

単位:人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度*
実績値	0	0	0	0	0

※令和6年度は実績見込み値

【量の見込みと確保の内容】

単位:人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	0	0	0	0	0
確保の内容(B)	10	10	10	10	10
過不足(B)-(A)	10	10	10	10	10

【今後の方向性】

ファミリー・サポート・センター事業について実施を検討します。

(11)妊婦健康診査事業

【概要】

医療機関において妊婦の健康診査を行うことで、健康管理を促し、妊婦及び乳児の死亡率の低下、流産・死産の防止を図る事業です。

妊娠届の提出の際に、母子健康手帳交付と合わせて14回分の妊婦健康診査受診票を交付します。

【現状】

単位:回

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度*
実績値	441	444	411	286	168

※令和6年度は実績見込み値

【量の見込みと確保の内容】

単位:回

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	314	304	304	294	284
確保の内容(B)	500	500	500	500	500
過不足(B)－(A)	186	196	196	206	216

【今後の方向性】

妊婦の個別健康診査の費用として、引き続き14回分の公費負担を実施します。

(12)実費徴収に係る補足給付を行う事業

【概要】

保護者の所得状況等を勘案して、保護者が幼稚園等へ支払う副食材料等の実費徴収費用について補助する事業です。保護者の負担軽減のため、副食材料費の実費徴収費用についての補助事業を行います。

【今後の方向性】

引き続き、実費徴収に係る補足給付事業を実施していきます。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【概要】

保育所等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した保育所等の設置または運営を促進するための事業です。

【今後の方向性】

国の動向等を踏まえ、民間事業者の参入促進、多様な事業者の能力活用の観点から効果的と考えられる事業の実施を検討していきます。

(14)産後ケア事業(新規事業)

【概要】

出産後の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する事業。

【量の見込みと確保の内容】

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	10	10	10	10	10
確保の内容(B)	20	20	20	20	20
過不足(B)－(A)	10	10	10	10	10

【今後の方向性】

対象者を産後1年経過していない母親とし、長い期間を設け身体的な回復のための支援、授乳の指導及び乳房のケア、母親の話を傾聴する等の心理的支援、新生児及び乳児の状況に応じた具体的な育児指導、家族等の身近な支援者との関係調整を行います。

(15)子育て世帯訪問支援事業(新規事業)

【概要】

要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象(支援を要するヤングケアラー含む)に、世帯を訪問し、子育てに関する情報の提供、家事や養育に関する援助等を行う事業。

【量の見込みと確保の内容】

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	1	1	1	1	1
確保の内容(B)	1	1	1	1	1
過不足(B)－(A)	0	0	0	0	0

【今後の方向性】

国の動向等を踏まえ、民間ペルパー事業への委託など実施を検討していきます。

(16)児童育成支援拠点事業(新規事業)

【概要】

養育環境等の課題(虐待リスクが高い、不登校等)を抱える主に学齢期の児童を対象に、児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う事業。

【量の見込みと確保の内容】

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	3	3	3	3	2
確保の内容(B)	3	3	3	3	2
過不足(B)-(A)	0	0	0	0	0

【今後の方向性】

国等の動向を勘案しながら、児童育成支援拠点事業を実施していきます。

(17)親子関係形成支援事業(新規事業)

【概要】

要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象に、親子間の適切な関係性の構築を目的とし、子どもの発達の状況等に応じた支援を行う事業。

【量の見込みと確保の内容】

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	1	1	1	1	1
確保の内容(B)	1	1	1	1	1
過不足(B)-(A)	0	0	0	0	0

【今後の方向性】

国等の動向を勘案しながら、親子関係形成支援事業を実施していきます。

(18)こども誰でも通園制度(新規事業)

【概要】

認可保育園や認定こども園などを利用していない生後6か月から3歳未満の子どもを対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労の有無などは問わず保育を利用できる事業。

【今後の方向性】

各事業所との調整を踏まえ、必要に応じて施設整備を含めた供給体制の確保の内容を検討していきます。

(19)妊婦等包括相談支援事業(新規事業)

【概要】

主に妊婦とその配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等を行う事業。

【量の見込みと確保の内容】

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	35	33	33	32	31
確保の内容(B)	40	40	40	40	40
過不足(B)-(A)	5	7	7	8	9

【今後の方向性】

妊婦とその配偶者等に対して面談等により切れ目ない伴走型支援ができるよう実施していきます。

第6章 推進体制

1. 計画の推進に向けて

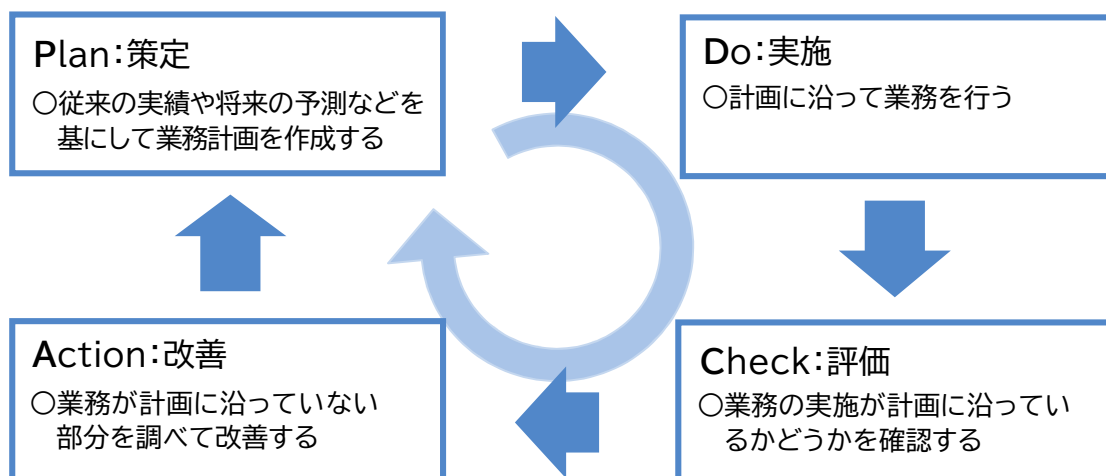
本計画は、子ども・子育て支援事業計画と次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画を兼ねており、すべての子どもと子育て家庭を対象とした子育て支援を総合的に推進する計画です。そのため、全庁的に広く連携するとともに、八百津町全体として、子ども・子育て支援に取り組むことが必要不可欠であり、町内の子育て支援にかかわる、家庭、保育園、こども園、幼稚園、学校等や、地域、その他関係機関、団体等との連携の強化を図ります。

また、計画を住民との協働で進めていくためには、本計画で示した基本理念や考え方、各種取り組みについて広く周知していくことが重要です。そのため、広報紙やホームページ、窓口等において情報提供を行うとともに、計画の進捗状況や町内の多様な施設、サービス等の子ども・子育てに関する情報についても住民への周知、啓発を図ります。

2. 計画の評価・検証

計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握するとともに、「八百津町子ども・子育て会議」にて、施策の実施状況について点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施するものとします。

なお、第5章の「教育・保育の量の見込みと確保の内容」については、年度ごとに量の見込みと確保の内容を示していることから、実施状況について年度ごとに進捗状況を管理し、利用者の動向等を鑑み、翌年度の事業展開に活かしていきます。



3. 町民や地域との連携

行政と町民や地域との連携により地域社会が一体となって子ども・子育て支援を行うことが大切であり、町民自身が町民を支えるため、地域で活動している民生児童委員、子ども会等の団体、町民のボランティア活動等の充実に向けて支援し、町民等との協働による計画推進を図ります。

4. 庁内各部署の連携

本計画は、担当の教育課だけではなく、健康、教育、まちづくり、防犯など広範囲にわたっています。そのため、各部署間の連携を深め、計画の効率的かつ効果的な推進を図ります。

5. 国・県等との連携

計画に掲げる取り組みについては、町が単独で実施できるもの以外に、制度や法律に基づく事業もあるため、国や県、近隣市と連携し、必要に応じて協力要請を行い、計画を推進していきます。

1. 八百津町子ども・子育て会議条例

平成25年10月1日

条例第19号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項の規定に基づき、八百津町子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 子ども・子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) 子どもの保護者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 公募による者
- (7) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 子ども・子育て会議は、特に必要があると認めるときは、委員以外の関係者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、教育委員会教育課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年3月18日条例第2号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月17日条例第11号)

この条例は令和5年4月1日から施行する。

2. 八百津町子ども・子育て会議委員名簿

※順不同

令和6年4月1日～

氏名	団体名等	役職	備考
吉田 万里	和知保育園	園長	
水野 佳奈	錦津保育園	園長	会長
榊間 誠	八百津保育園	園長	
浅田 三奈	久田見保育園	園長	
八方 政浩	八百津町放課後児童クラブ	エリアマネージャー	(放課後児童健全育成事業:業務委託)
大竹 陽平	可茂特別支援学校	校長	
伊佐治 高宏	保護者代表	保育園保護者会連合会長	
日比野 宏昭	保護者代表	小・中学校 PTA 連合会長	
柘植 文子	民生児童委員協議会	主任児童委員	
奥村 佳代子	民生児童委員協議会	主任児童委員	副会長
鈴木 万起子	八百津町 健康福祉課	課長補佐	
小林 ゆかり	八百津町 健康福祉課	課長補佐兼健康増進係長	
吉田 昌伸	八百津町 健康福祉課	福祉係長	

【事務局】

社本 勝義	教育委員会 教育課	教育長	
大鋸 悟		教育課長	
井戸 信介		教育主幹	
林 一磨		教育課長補佐	
林 礼子		子ども支援係長	
今井 駿也		子ども支援係	

3. 策定経過

開催日時	検討内容
令和6年2月3日 ～2月16日	「子ども・子育て支援事業に係る基礎調査」を実施 就学前児童(0歳～5第)の保護者アンケート 配布数217件／有効回答数115件／有効回収率53.0% 小学生の保護者(6歳～11歳)の保護者アンケート 配布数308件／有効回答数174件／有効回収率56.5%
令和6年8月20日	第1回 八百津町子ども・子育て会議 (1)会長、副会長選出 (2)第3期八百津町子ども・子育て支援事業計画(概要) (3)アンケート調査報告
令和6年10月24日	第2回 八百津町子ども・子育て会議 (1)第3期八百津町子ども子育て支援事業計画(骨子案)
令和6年12月19日	第3回 八百津町子ども・子育て会議 (1)第3期八百津町子ども子育て支援事業計画(素案)
令和6年12月27日	第3期八百津町子ども・子育て支援事業計画策定に係る意見募集 (パブリックコメント)実施
令和●年●月●●日	第4回 八百津町子ども・子育て会議 (1)第3期八百津町子ども子育て支援事業計画

4. 用語解説

あ行	
育児休業制度	出産後の一定期間、育児をするため労働者が休業できる制度。
一時預かり	保護者の断続的または短期間の労働や傷病等による緊急時その他の理由により、家庭で子どもの保育が困難な場合に、一時的に子どもを預かる事業。

か行	
家庭教育	子どもの健全な身体と人格の発達のため、親またはそれに準ずる大人が子どもに対して家庭で行う教育。
家庭教育学級	保護者が、子育てやしつけについて学び、悩みを話し合い、家庭教育のあり方を学ぶ場所。
家庭的保育	児童福祉法に基づいて区市町村が行う保育事業。日中、家庭で子を保育できない保護者に代わって、自治体の認定を受けた保育者が居宅等で保育を行う。
確保の内容	市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて、潜在ニーズを含めて量の見込みを把握し、それに対応する「確保の内容」を定めることとなっている。
協働	市民をはじめ自治会・会、団体・NPO、事業者及び市が共通の目的を持って、相互に自主性を考慮しつつ、それぞれが持つ知識、技術などの資源を提供し合い、協力して取り組むこと。
居宅訪問型保育	保育を必要とする乳幼児の居宅において行う家庭的保育者による保育のこと。
子育て世代包括支援センター	主に妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や、地域の保健医療または福祉に関する機関との連絡調整を行い、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことにより、地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制を構築することを目的としている。
こども家庭センター	従来の「子育て世代包括支援センター」と「市区町村子ども家庭総合支援拠点」が有してきた機能を引き続き活かしながらも、一体的な組織として子育て家庭に対する相談支援を実施することにより、母子保健、児童福祉の両機能の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、切れ目なく、漏れなく対応することを目的としている。
子ども家庭総合支援拠点	要支援児童及び要保護児童、特定妊婦等を含む地域のすべての子どもと家庭、妊産婦等を対象に、専門性を持った包括的・継続的な相談支援等を行う支援・体制のこと。平成28年の「児童福祉法」の改正により、拠点の設置が各自治体の努力義務とされた。

か行	
架け橋プログラム	子どもに関わる大人が立場を越えて連携し、架け橋期(義務教育開始前後の5歳児から小学校1年生の2年間)にふさわしい主体的・対話的で深い学びの実現を図り、一人一人の多様性に配慮したうえですべての子どもに学びや生活の基盤を育むことを目指す取り組み。
こども基本法	子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行された法律。
子ども・子育て関連3法	「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3法をいう。
子ども・子育て支援事業計画	5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画。新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成する。
こども大綱	幅広い子ども施策を総合的に推進するため、基本的な方針や重要事項を一元的に定めたもの。

さ行	
次世代育成支援対策推進法	急速な少子化の進行等に鑑み、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に向けた時限法。令和6年5月に有効期限が令和17年3月31日までに再延長された。
児童発達支援	児童福祉法第6条の2の2第2項の規定に基づき、障がいがあるもしくは発達障がいが気になる未就学のお子さまに対し、日常生活における基本的な動作及び知能技能の習得及び集団生活への適応のための支援等を行う事業。
食育	さまざまな経験を通じ、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活が実践できる知識を身に付けること。
スクールカウンセラー	心理についての専門性を持ち、学校において、児童生徒が抱えるさまざまな課題について解決のための助言や指導などをおこなう者。

た行	
待機児童	認可保育所等に入園申込みをしたが、入所できていない児童を「入所待ち児童」と言い、その人数から、国の定義に基づき、私的な理由で特定の保育所等のみを希望している方等を除いた数が「待機児童」となっている。

な行	
認定こども園	幼稚園と保育園の機能をあわせ持つ施設で、おおむね0歳から就学前の児童に保育園の時間帯(おおむね7時から18時)で保育・幼児教育を行う施設。

は行	
病児・病後児保育事業	地域の児童を対象に当該児童が発熱等の急な病気となった場合、保護者によって病児・保育所等に付設された専用スペースにおいて看護師等が保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応等を行う事業。
ファミリー・サポート・センター	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員とし、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。
保育園	保護者が仕事等で、家庭で保育できない保護者に代わって保育する施設。0歳から小学校に入学する前までの子どもが対象。
放課後児童クラブ	児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校の子どもたち(放課後児童)に対し、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図るもの。
放課後等デイサービス	児童福祉法第6条の2の2第4項の規定に基づき、学校(幼稚園及び大学を除く。以下同じ。)に就学している障がい児に、授業の終了後または休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与することとされている。放課後等デイサービスは、支援を必要とする障がいのある子どもに対して、学校や家庭とは異なる時間、空間、人、体験等を通じて、個々の子どもの状況に応じた発達支援を行うことにより、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図るもの。

ま行	
未移行幼稚園	「子ども・子育て支援新制度」に移行していない幼稚園であり、現行のまま私学助成を受ける幼稚園。
メンタルヘルス	心の健康状態を意味する言葉。

や行	
ヤングケアラー	家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者。
幼稚園	満3歳から小学校入学までの幼児の教育を行う教育機関。義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的としている。標準の教育時間は4時間。
幼稚園の預かり保育	保護者の要請等により、幼稚園において標準の教育時間終了後に希望者を対象として行う教育活動のこと。
要保護児童対策地域協議会	要保護児童(虐待を受けた児童等)の適切な保護を図るため、関係機関等により構成される組織で、要保護児童及びその保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行う。

ら行	
ライフステージ	年齢に伴って変化する生活段階のこと。出生から、就学、就職、結婚、出産、子育て、退職等、人生の節目によって生活スタイルが変わることや、これに着目した考え方。
量の見込み	市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、保護者に対する調査等を行い、これらを踏まえて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の「見込み」を推計することとなっている。

わ行	
ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和と訳され、一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、仕事、家庭、地域、個人生活等、様々な活動について、調和が保たれ、多様な生き方を選択・実現することができること。
数字／英語	
1号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの。
2号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働または疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの。
3号認定	満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働または疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの。
ICT(インフォメーション アンド コミュニケーション テクノロジー)	「情報通信技術」を意味します。通信技術を活用して人と人、人とインターネット、人とモノをつなぐ技術、その活用方法の総称。

第3期八百津町子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

発行 岐阜県八百津町 教育課 子ども支援係
〒505-0392 岐阜県加茂郡八百津町八百津 3903 番地 2
TEL:0574-43-2111 FAX: 0574-43-0372
ホームページアドレス: <https://www.town.yaotsu.lg.jp/>